

令和6年度版

小平市財政白書

〈令和5年度決算〉

令和7年3月

小 平 市

目 次

第1 令和5年度決算について（一般会計）	
1 令和5年度の決算収支は？	1
2 令和5年度の歳入決算は？	1
3 令和5年度の歳出決算は？	2
第2 小平市の財政状況の推移と各市比較（普通会計）	
1 歳入	4
(1) 市税	6
(ア) 個人市民税	8
(イ) 法人市民税	10
(ウ) 固定資産税	11
(エ) 徴収率	12
(2) 地方交付税	13
(3) 国庫支出金・都支出金	14
(4) 使用料・手数料	
(ア) 使用料	15
(イ) 手数料	16
コラム（ふるさと納税制度について）	17
2 歳出	18
(1) 目的別歳出の状況	19
(2) 性質別歳出の状況	22
(ア) 人件費	24
(イ) 扶助費	26
(ウ) 公債費	28
(エ) 投資的経費	30
(オ) 物件費	32
(カ) 補助費等	34
(キ) 繰出金	36
第3 小平市の借金	
1 市債等現在高	38
2 債務負担行為	39
第4 小平市の貯金	40
第5 指標からみる小平市の財政状況	
1 収入と支出のバランスは？（財政力指数）	43
2 財政に余裕はあるの？（経常収支比率）	44
3 財政の健全性は？（健全化判断比率）	51
(1) 実質赤字比率	53
(2) 連結実質赤字比率	53
(3) 実質公債費比率	54
(4) 将来負担比率	55
(5) 早期健全化基準、財政再生基準は大丈夫なのか	56
第6 小平市の財政構造の特徴	
1 小平市と多摩各市平均を比較してみると	57
2 小平市の財政状況	59
資料	
1 市の概要	62
2 消費者物価指数の推移	63
3 完全失業率・有効求人倍率の推移	64
4 プライマリーバランスの推移	65
財政用語の解説	66

※ 個別の数値や構成比、伸び率は、表示単位未満を四捨五入しているため、
合計や増減額などと一致しないことがあります。

第1 令和5年度決算について（一般会計）

1 令和5年度の決算収支は？

令和5年度は、収入(歳入総額)から、支出(歳出総額)を差し引いた額(形式収支)のうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた収支(実質収支)が、約37億円の黒字になりました。

また、実質収支から、前年度に令和5年度へ繰り越された約50億6千万円を除いた収支(単年度収支)は、約13億6千万円の赤字となりました。

区 分	令和5年度決算状況 (一般会計)
歳入総額(A)	897億3,264万7千円
歳出総額(B)	856億6,231万3千円
形式収支(C) = (A) - (B)	40億7,033万4千円
翌年度へ繰り越すべき財源(D)	3億6,909万9千円
実質収支(E) = (C) - (D)	37億 123万5千円
単年度収支(F) = (E) - 前年度の実質収支(50億5,877万2千円)	△13億5,753万7千円

歳入歳出決算額推移

(単位：億円)

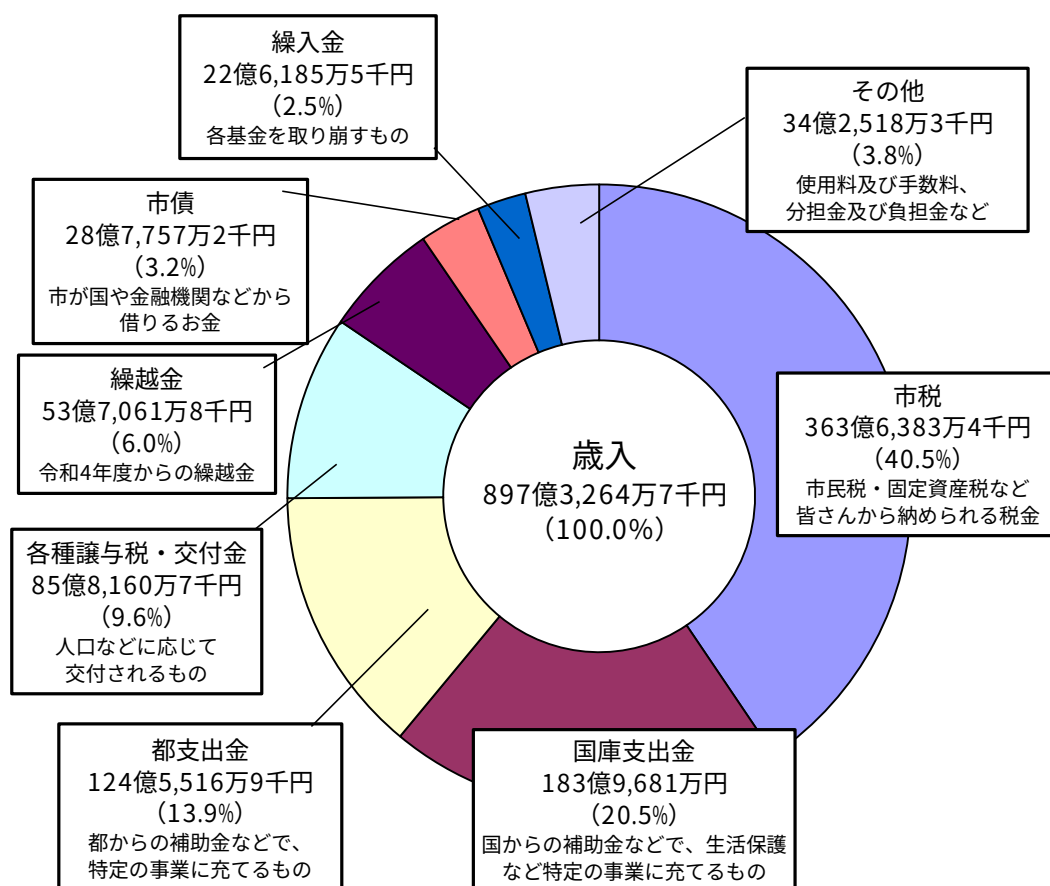
区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
歳入総額	614.0	627.3	631.7	641.4	663.1	677.0	933.1	830.2	898.3	897.3
歳出総額	601.4	615.5	615.3	626.0	643.2	655.7	898.5	767.1	844.6	856.6
形式収支	12.6	11.8	16.4	15.5	20.0	21.3	34.5	63.1	53.7	40.7
翌年度繰越財源	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	3.0	0.0	3.1	3.7
実質収支	12.5	11.7	16.4	15.5	19.9	21.3	31.5	63.1	50.6	37.0
単年度収支	△15.1	△0.7	4.7	△1.0	4.4	1.5	10.2	31.6	△12.5	△13.6

2 令和5年度の歳入決算は？

歳入の根幹となる市税は、法人市民税が大幅な増となり、市税全体で前年度と比較して約36億円の増で、歳入全体に占める割合も36.5%から40.5%に増加しました。これに伴い、貯金（基金）の取崩しにあたる繰入金は、前年度と比較して約10億円の減となり、割合も3.7%から2.5%に減少しました。一方、市税の増加により、財源補てんのために国から交付される普通交付税は約8億円の減、臨時財政対策債の発行額も約5億円の減となりました。

国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の減などにより、前年度と比較して約17億円の減となり、歳入全体に占める割合は22.4%から20.5%に減少しました。

また、新たな借金(市債)は約29億円、前年度からの繰越金は約54億円でした。



3 令和5年度の歳出決算は？

歳出は、地方公共団体の行政目的に分類されている「目的別」と、経費の性質から分類される「性質別」という二つの分類方法があります。

＊ 目的別歳出と性質別歳出とは？（歳出を二つの角度から見てみると）

使われたお金の

「目的」（福祉のためなのか、教育のためなのかなど）に着目したのが目的別歳出

「性質」（物品の購入なのか、職員の給料なのかなど）に着目したのが性質別歳出です。

「市立保育園保育士の給料」を例にとって分類してみます。

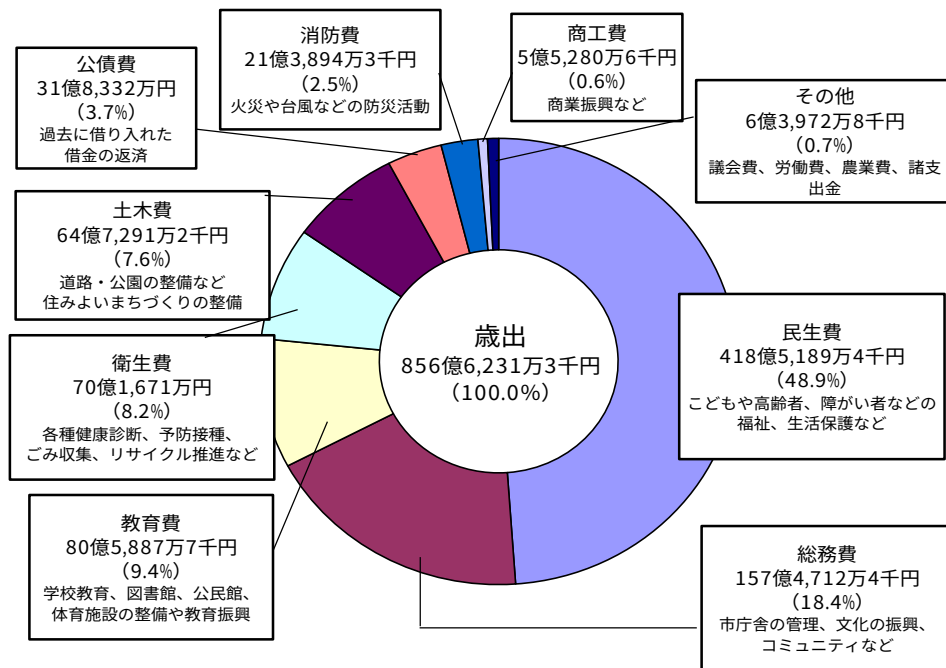
目的別で整理すると…「こどもの保育（福祉）のため」のお金なので民生費

性質別で整理すると…「職員の給料」のお金なので人件費

まず、「目的別」の歳出決算額を歳出全体で占める割合で見えます。

児童、高齢者、障がい者、生活保護など社会福祉の充実を図るための経費である民生費は、近年伸び続けており、歳出全体に占める割合は47.5%から48.9%に増加しました。庁舎管理・情報システム運用など行政事務を行うために必要な経費である総務費は、財政調整基金等の積立ての増などにより、16.9%から18.4%に増加しました。

また、健康診断やごみ処理などの経費である衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などにより、9.9%から8.2%に減となっています。

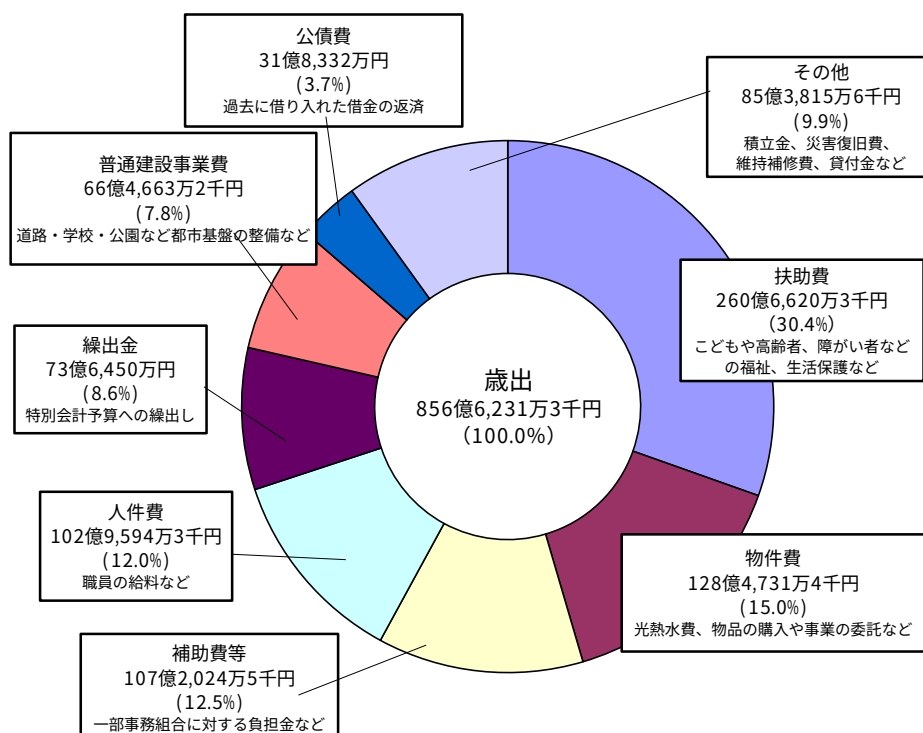


次に「性質別」の歳出決算額を歳出全体に占める割合で見てください。

子どもや高齢者、障がい者などの福祉にかかる扶助費が約14億円の増となりました。これは、低所得世帯支援給付金給付事業、民間保育園等運営事業の増などによるもので、歳出全体に占める割合は29.2%から30.4%へ増となりました。

光熱水費、物品の購入、事業の委託費などの物件費は約17億円の減となりました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業の減などによるもので、歳出全体に占める割合は17.3%から15.0%へ減となりました。

一部事務組合に対する負担金や消防事務の委託金、財政援助団体等への補助金などの補助費等は、国や都への返還金の減などにより、14.1%から12.5%まで減となりました。



第2 小平市の財政状況の推移と各市比較（普通会計）

ここでは、小平市の財政状況について、決算データをもとに、おもに過去10年間の推移や市民一人当たりの額で多摩各市と比較するなどして分析します。

各市と比較するために、一般会計ではなく、「普通会計」(※)という会計区分を使用します。

※「普通会計」とは、地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なり、団体間の財政比較などが難しいため、地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計です。

また、多摩各市の平均値のほか、多摩の「類似団体」(※)の平均値をとり、比較の対象としました。

※「類似団体」とは、全国の都市を人口構造と産業構造により類型化したもので、多摩各市の中で、小平市と同じ類型(Ⅳ-3、人口15万人以上で第三次産業65%以上)であるのは、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、東村山市、西東京市の9市です。これらの市の平均を類似市平均として表示しています。

1 歳入

歳入の内訳の推移

(単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4-5 増減額
市 税	310.2	306.8	306.4	311.7	316.5	318.9	310.8	309.8	328.0	363.6	35.7
譲与税・交付金	45.0	61.4	51.7	57.7	53.0	53.7	64.3	88.6	91.6	85.8	△5.8
国庫支出金	97.5	104.4	110.0	110.4	117.0	119.6	349.5	224.7	201.3	184.0	△17.3
都支出金	74.8	81.9	88.3	84.0	89.5	94.9	110.8	111.3	123.1	124.6	1.5
繰入金	15.5	12.2	26.3	14.5	13.4	19.0	19.6	5.4	33.1	22.6	△10.5
繰越金	28.8	12.6	11.8	16.4	15.5	20.0	21.3	34.5	63.1	53.7	△9.4
市 債	23.5	27.3	16.3	23.0	33.4	24.8	34.0	28.6	31.5	28.8	△2.7
そ の 他	18.7	20.7	20.8	23.7	24.9	26.3	22.7	27.4	26.7	34.3	7.6
合 計	614.0	627.3	631.7	641.4	663.1	677.0	933.1	830.2	898.3	897.3	△0.9

※ その他：分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入

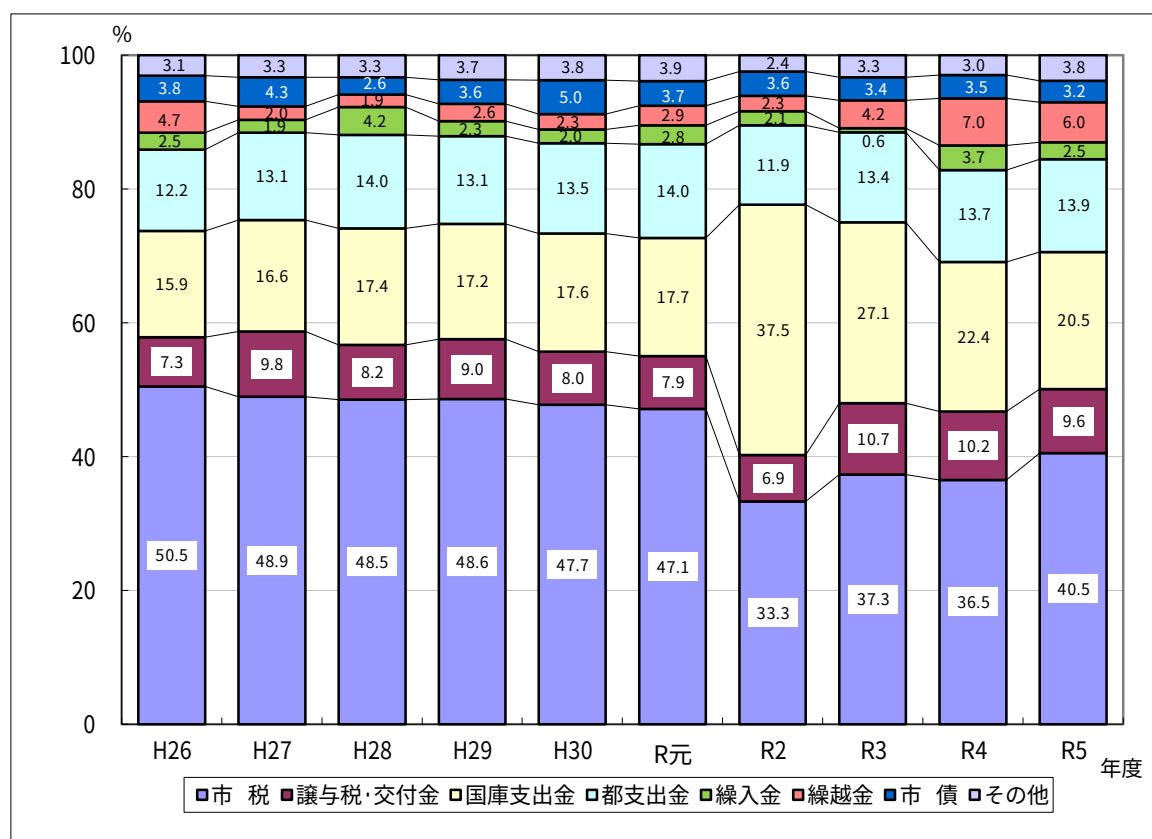
令和4年度と比べると、市税は、法人市民税が大きく増加したことなどにより、約36億円の増額となりました。これに伴い、財源補てんのために国から交付される普通交付税が減となったことなどから、譲与税・交付金は5億8千万円の減額となりました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の減などにより、約17億円の減額となりました。

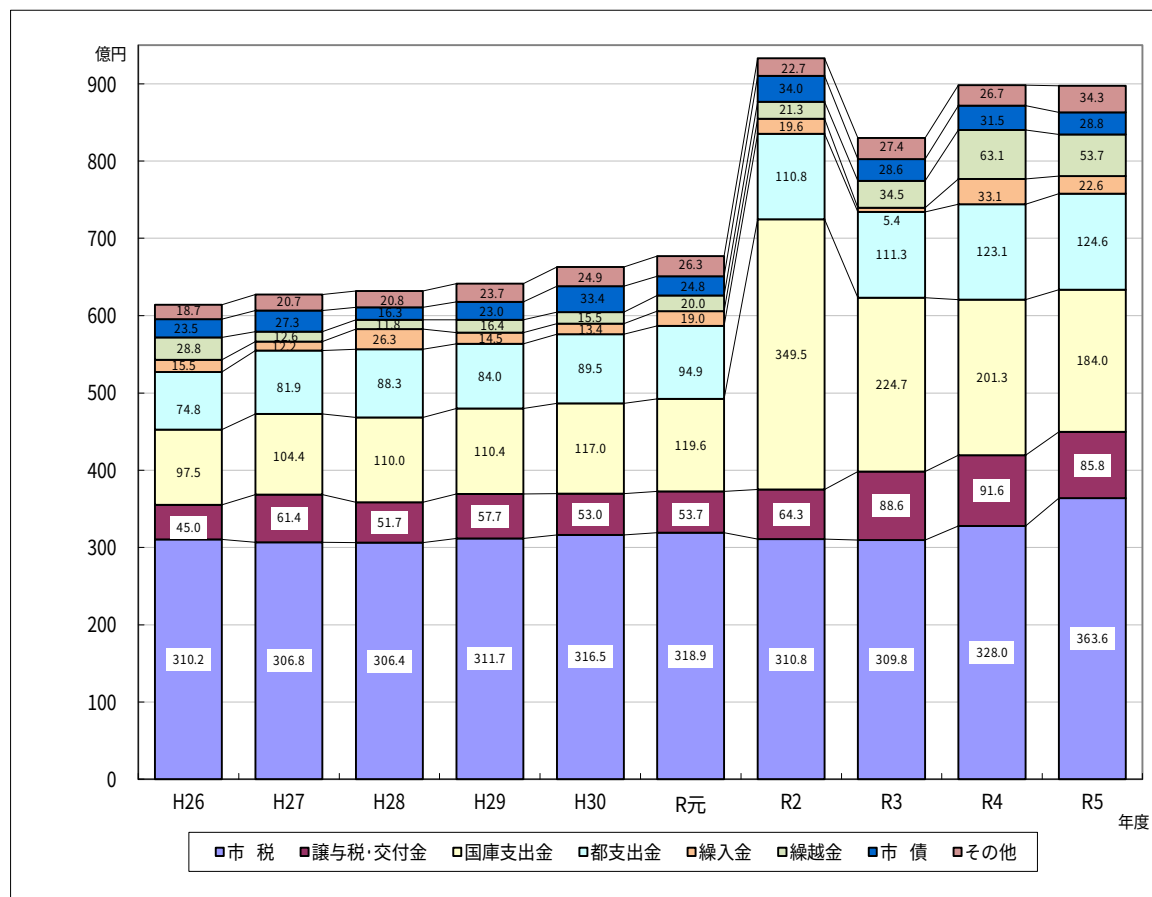
繰入金は、財政調整基金からの繰入金が減少したことなどから、約10億5千万円の減額となりました。

繰越金は、前年度繰越額が減少したことにより、約9億4千万円の減額となりました。

図表２－１ 歳入の構成比推移

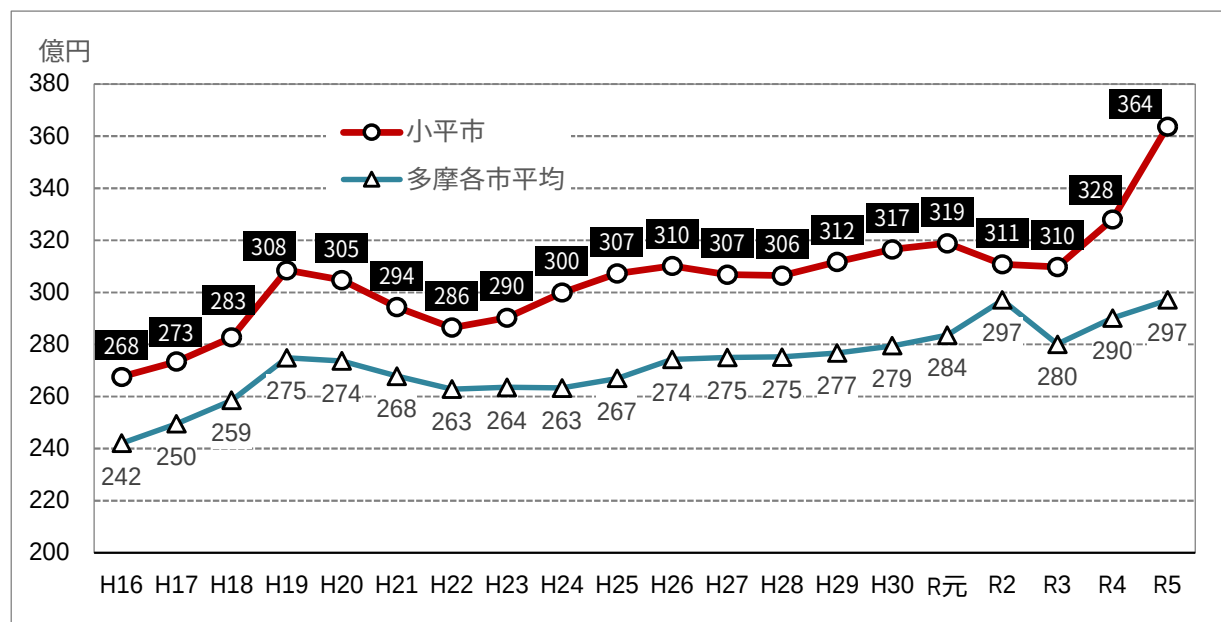


図表２－２ 歳入の推移



(1) 市税

図表 2－3 市税の推移



市税は、常に市の収入の根幹ですが、景気動向や税制の動きなどによって増減します。

過去20年間の市税収入の推移を見ると、平成14年に始まったとされる景気拡大と呼応して徐々に法人市民税をはじめ税収が上向きとなってきました。さらに平成19年度は所得税から住民税への税源移譲が実施されたことにより、収入額が大幅に増加しました。

その後、平成20年度後半からの世界的な景気後退により減少傾向になりましたが、平成23年度は法人市民税に回復傾向が見られたことなどから4年ぶりに前年度を上回りました。以降、景気の回復傾向などにより増加を続けていましたが、平成27年度は個人市民税（所得割）が増となったものの、税率を引き下げた都市計画税や法人市民税（法人税割）の減などにより5年ぶりに減少となりました。

その後、令和元年度までは、個人市民税の納税義務者の増などにより微増が続きましたが、令和2年度には、大手法人の業績の伸び悩みや法人税割の税率引き下げに伴い法人市民税が大幅に減少しました。令和3年度は、大手法人の業績の回復などにより法人市民税は増加したものの、個人市民税所得割の減少などにより、さらに減少しました。

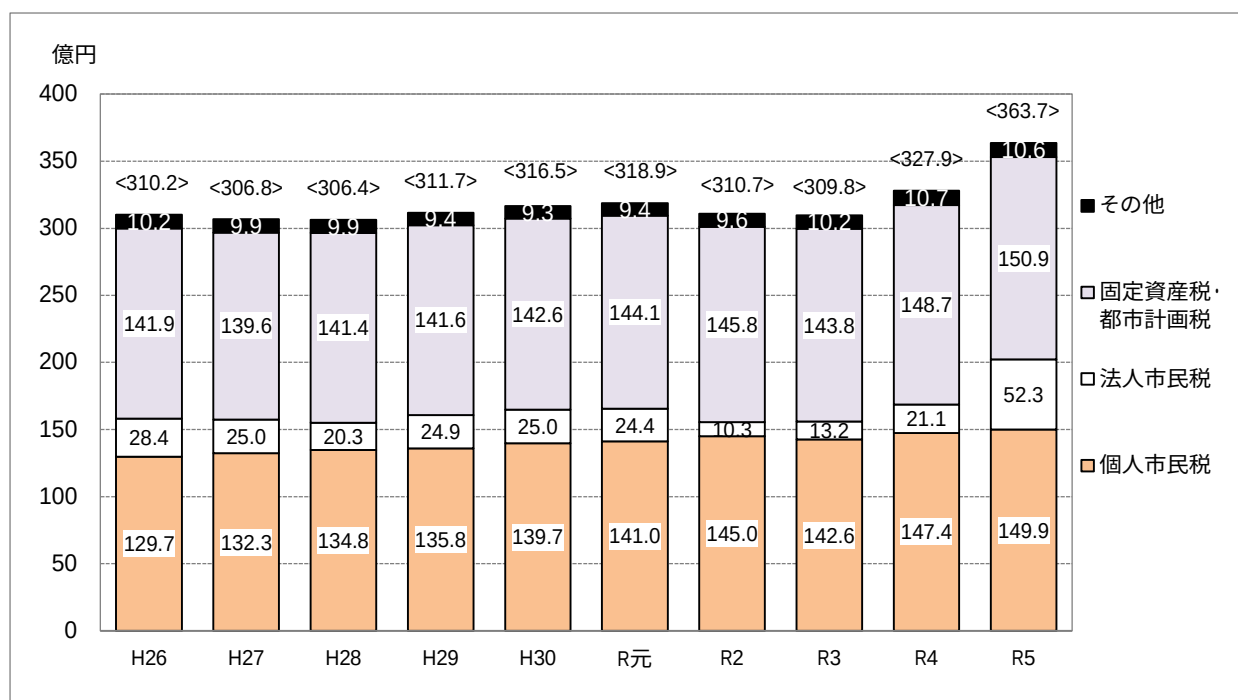
令和4年度は、大手法人の業績の伸びなどに伴い法人市民税が増加したことで市税が増加に転じ、また、令和5年度も法人市民税が伸びたことなどにより、市税は過去最高を更新しました。

図表 2－4 は、税目別の決算額の推移を表したものです。個人市民税と固定資産税・都市計画税が税収の柱となっています。個人市民税及び法人市民税は所得等に応じて課税されるため、景気の動向に影響を受けやすい税です。一方、固定資産税・都市計画税は比較的安定した収入源です。

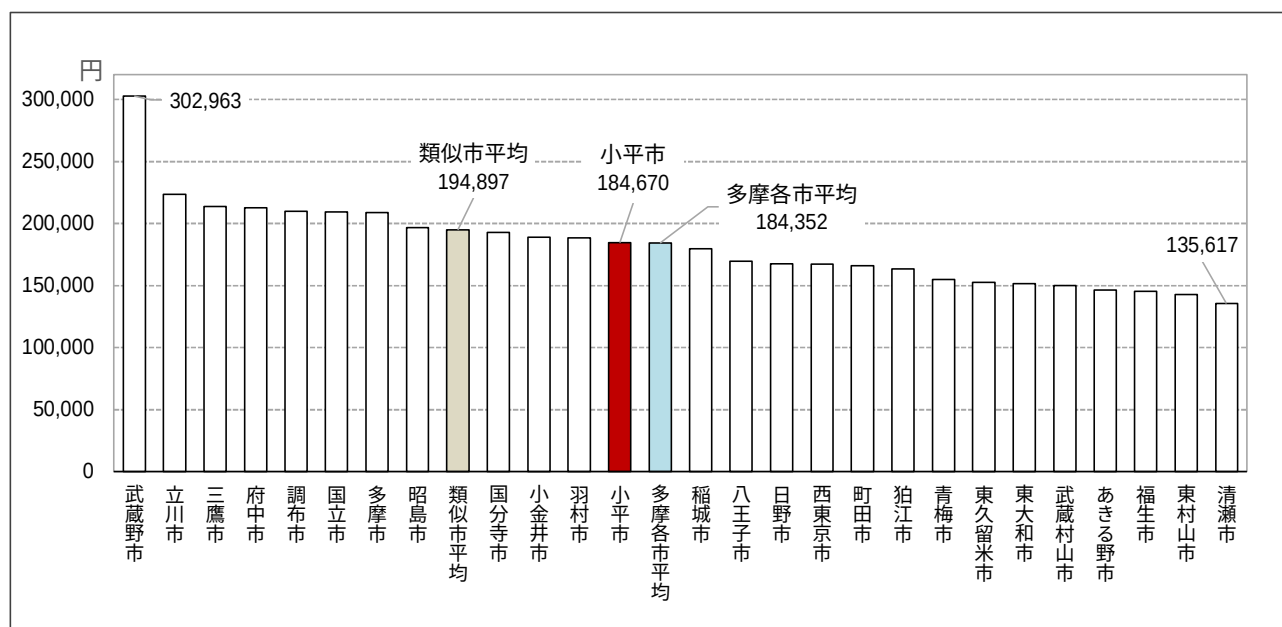
なお、都市計画税は目的税であり、都市計画事業以外に使うことはできません。

また、「その他」には軽自動車税や市たばこ税が入っています。

図表２－４ 税目別決算額の推移



図表２－５ 市民一人当たりの市税

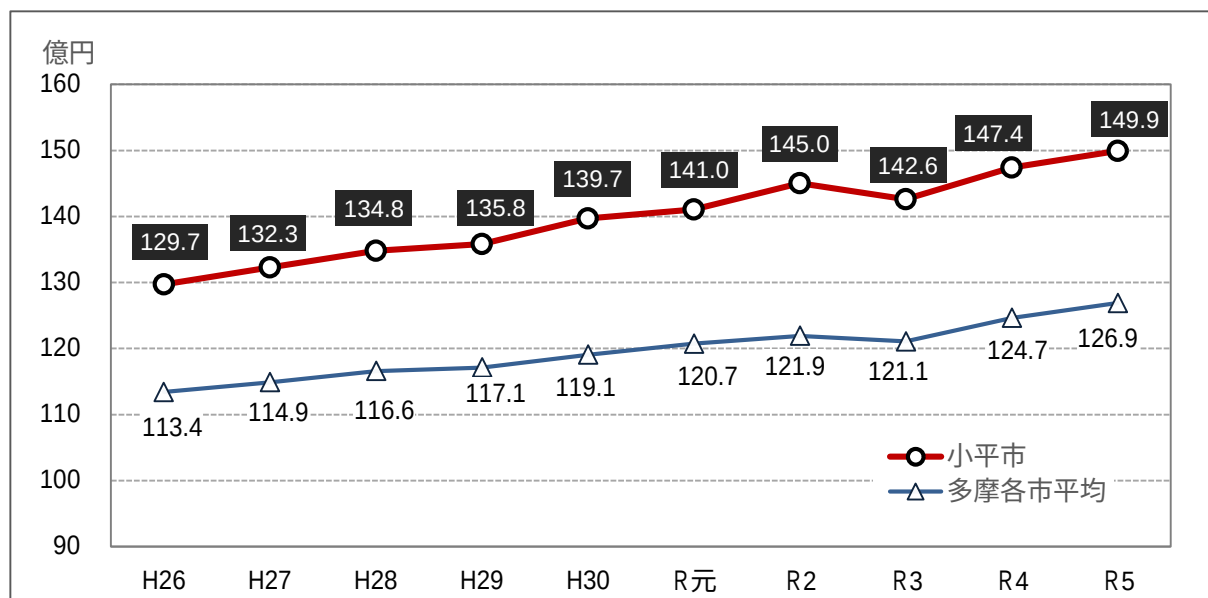


図表２－５は、令和5年度決算の市民一人当たりの市税です。小平市は18万4,670円で、類似市平均19万4,897円を下回っていますが、多摩各市平均18万4,352円を上回っています。令和4年度との比較では、金額で1万8,127円増加し、多摩26市中の順位は13位から12位となりました。

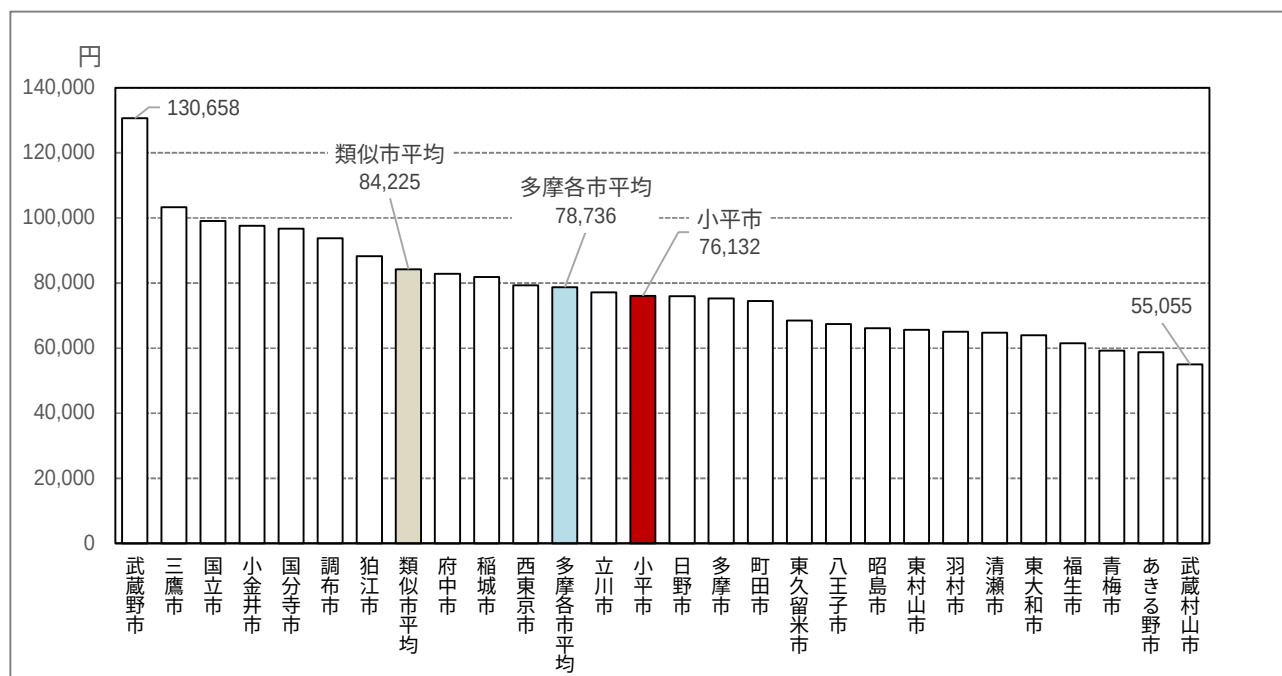
(ア) 個人市民税

個人市民税は毎年1月1日現在、小平市に住んでいる方に対して前年の所得金額に応じて課税される税です。

図表２－６ 個人市民税の推移

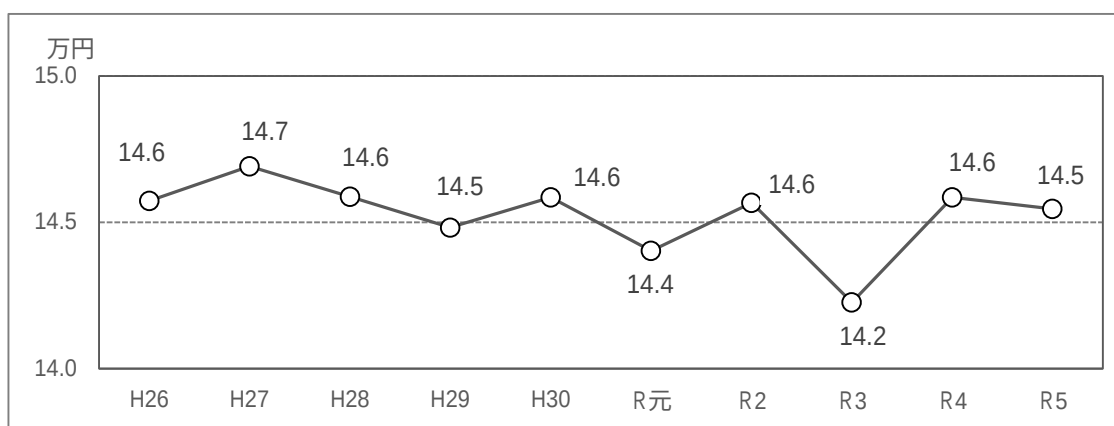


図表２－７ 市民一人当たりの個人市民税

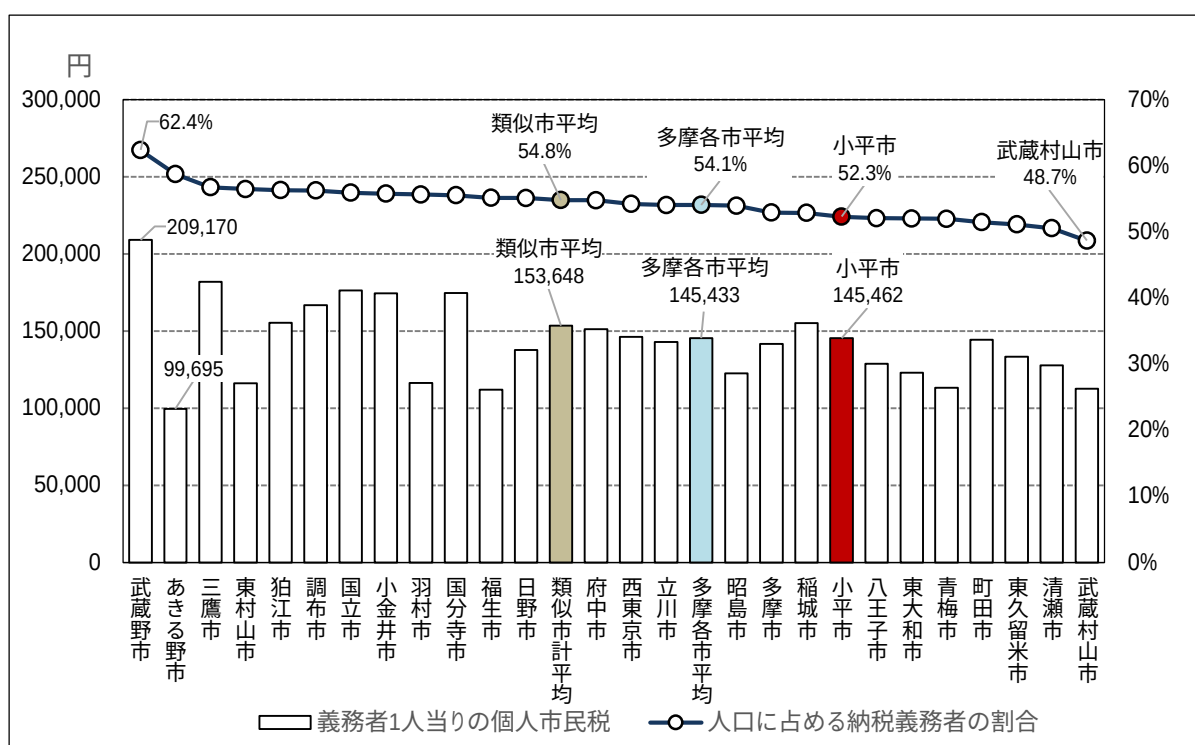


小平市の市民一人当たりの個人市民税は7万6,132円で、類似市平均8万4,225円、多摩各市平均7万8,736円を下回っています。令和4年度との比較では、金額で1,293円増加しましたが、多摩26市中の順位は12位で、変動はありませんでした。

図表２－８ 納税義務者一人当たりの個人市民税の推移



図表２－９ 納税義務者一人当たりの個人市民税と人口に占める納税義務者数の割合



図表２－９は、人口に占める納税義務者の割合が多い順に各市の納税義務者一人当たりの個人市民税額を示したグラフです。

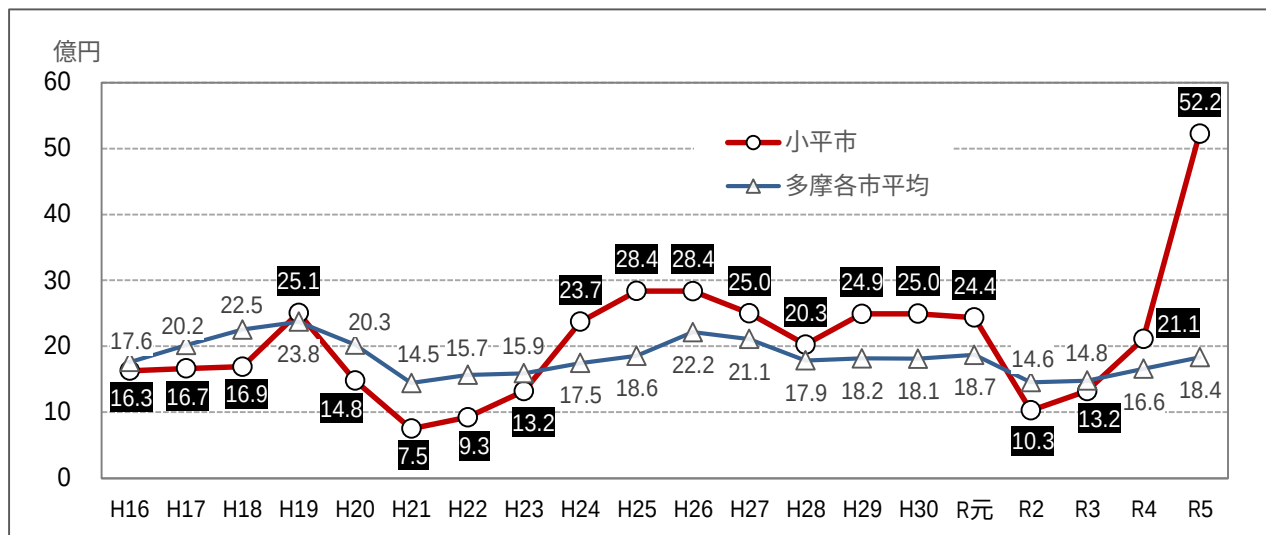
これを見ると、武蔵野市は納税義務者の割合が多いうえに、一人当たりの税額も大きいことがわかります。一方、あきる野市は、納税義務者の割合は多摩26市中で2位ですが、一人当たりの税額は26市の中で最も小さい額となっています。

小平市の納税義務者の割合は52.3%で、26市の中で19位となっており、いわゆる非課税者の割合がやや多い状況です。納税義務者一人当たりの個人市民税は、14万5,462円で、類似市平均15万3,648円を下回っていますが、多摩各市平均14万5,433円を上回り、26市中で11位となりました。

(イ) 法人市民税

法人市民税は、法人の規模により課税される「均等割」と、国税の法人税額を基準に課税される「法人税割」があります。

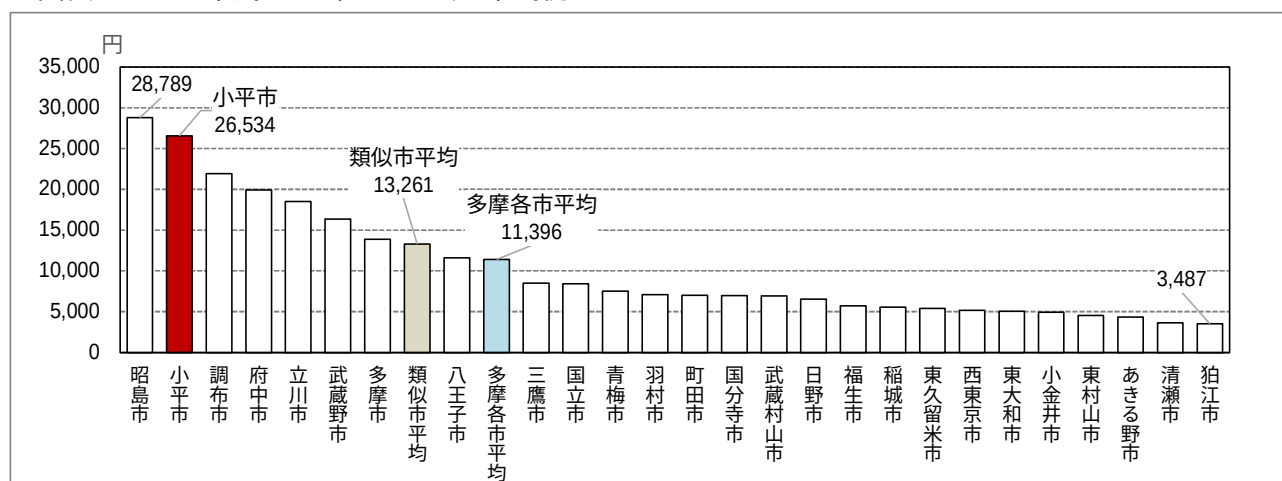
図表 2-10 法人市民税の推移



小平市の法人市民税は、市内の大手法人の動向に大きく影響を受けることから、年度間の変動が大きく、過去20年間で最小は平成21年度の約7億5千万円、最大は令和5年度の52億2千万円で、その差は44億7千万円となります。

平成26年度以降は、法人市民税の一部国税化、大手法人の転出や業績の悪化などにより減少傾向にあり、特に令和2年度は法人税割の税率引き下げの影響などもあり大幅に減少しました。令和3年度は大手法人の業績が回復したことなどから増額に転じて、令和5年度は大手法人の業績の伸びなどにより過去最大となりました。

図表 2-11 市民一人当たりの法人市民税

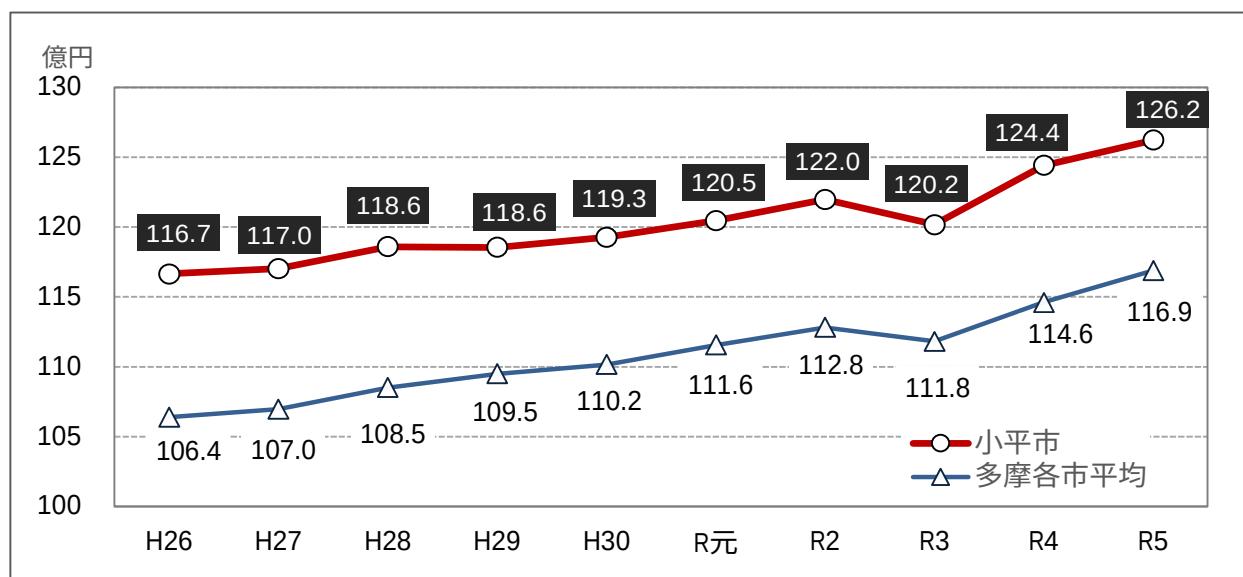


小平市の市民一人当たりの法人市民税は、大手法人の業績が大きく伸びたことから、2万6,534円で、類似市平均1万3,261円、多摩各市平均1万1,396円を上回っています。令和4年度と比較すると、金額で1万5,804円増加し、多摩26市中の順位は7位から2位となりました。

(ウ) 固定資産税

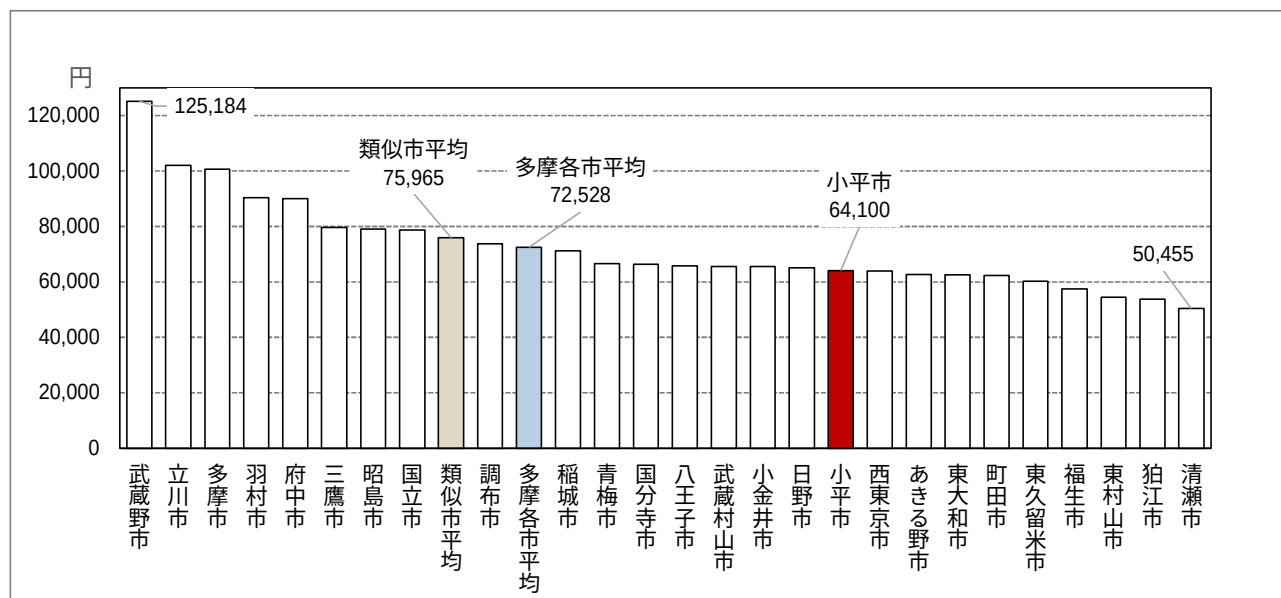
固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

図表 2-12 固定資産税の推移



固定資産税は、3年ごとに(償却資産は毎年)評価の見直しを行い、その後、評価額が据え置かれるため、比較的安定した財源です。平成26年度以降、宅地開発による新築家屋の増、地価の上昇などから増加傾向となっていました。令和3年度は、家屋の評価替えや家屋・償却資産の特例措置がなされたことなどにより、減少しました。令和4年度以降は、新築家屋の増加や家屋・償却資産の特例措置が終了したことなどにより再び増加しています。

図表 2-13 市民一人当たりの固定資産税



市民一人当たりの固定資産税は6万4,100円で、類似市平均7万5,965円、多摩各市平均7万2,528円を下回っています。令和4年度との比較では、金額で920円増加しましたが、多摩26市中の順位は17位で、変動はありませんでした。

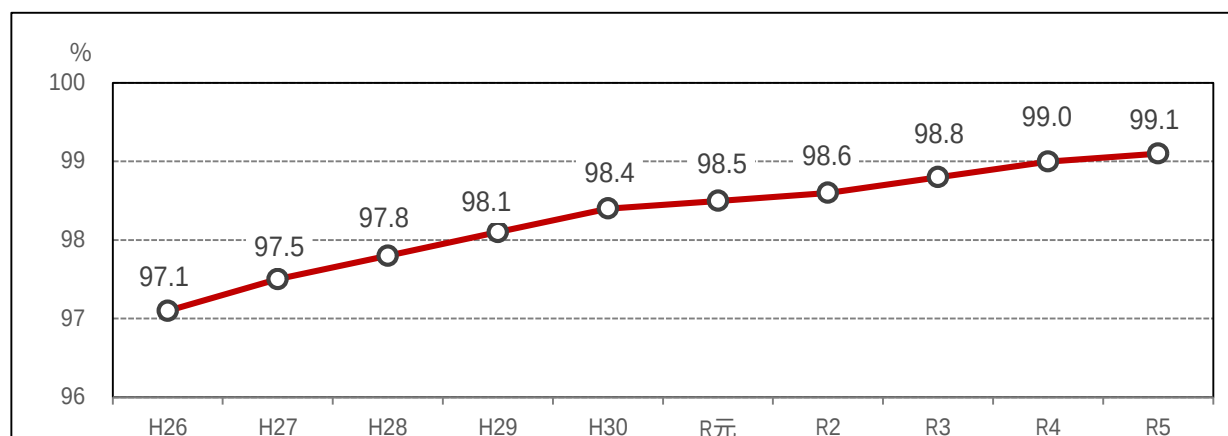
(エ) 徴収率

徴収率とは、徴収すべき税金に対して、実際に収納された税金の割合です。当然のことながら徴収率が高ければ高いほど、市税収入は増加します。また、徴収率の向上は、市民に対する税負担の公平性の観点からも重要です。

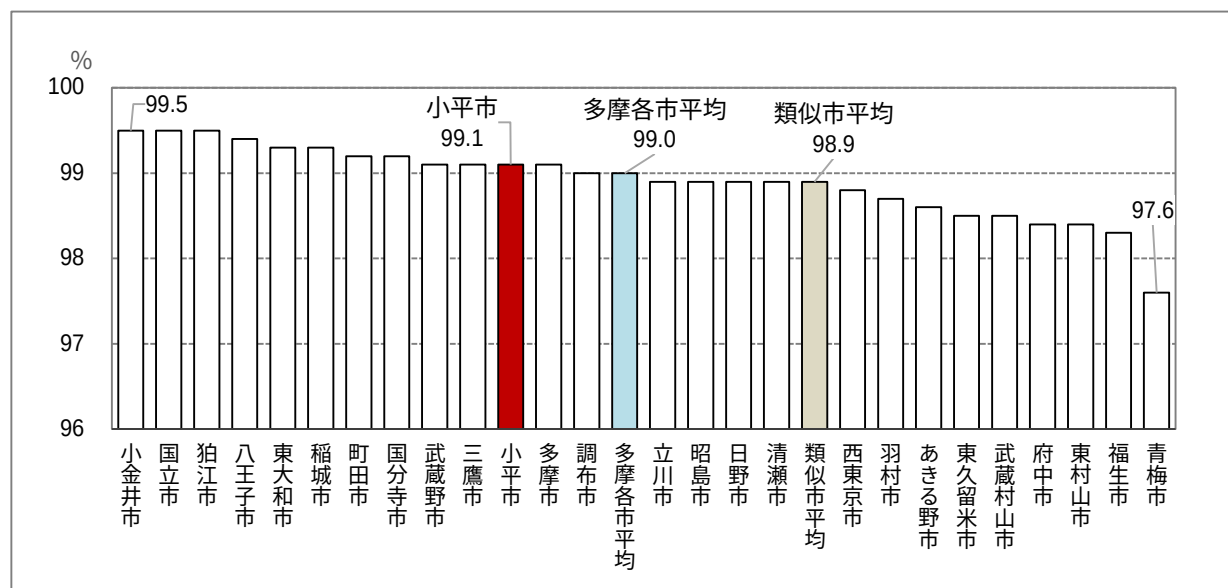
小平市の令和5年度の徴収率は99.1%で、類似市平均の98.9%と多摩各市平均の99.0%を上回っており、多摩26市中の順位では武蔵野市、三鷹市と同率の9位となりました。10年間の推移で見ると、平成26年度以降、徴収率は着実に改善を続け、令和5年度は10年間で最高の徴収率となりました。

市では、自動電話催告システムの活用、コンビニエンスストアやクレジットカードでの納付、スマートフォン決済の導入など、様々な努力を続けています。徴収率の向上は、市税収入に直接結びつくため、市民の方々の理解と協力のもとに、市としても様々な方策によりさらに徴収率アップに努める必要があります。

図表 2-14 徴収率の推移



図表 2-15 各市徴収率



(2) 地方交付税

地方交付税は、すべての自治体が一定の行政水準を維持するための財源を保障するために、本来地方の税収入とすべきであるものを国税として徴収し、一定の基準によって再配分することによって、団体間の財源の不均衡を調整するものです。

地方交付税には、「特別交付税」と「普通交付税」があります。

「特別交付税」は、災害復旧など普通交付税に反映されない特殊な財政需要等に対して交付されるものです。

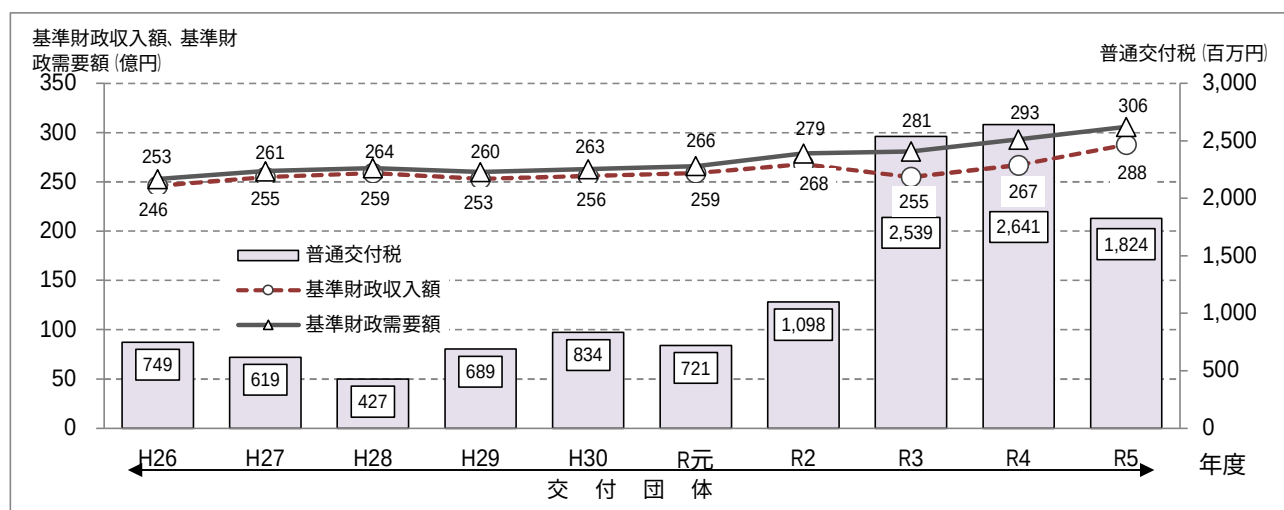
「普通交付税」は、「基準財政需要額－基準財政収入額」という計算によって算出されます。国が定めた基準に基づいて自治体ごとに算出された額をもとに、一定水準の行政を行うための“必要経費”である「基準財政需要額」が、標準的な“収入”と見込まれる税等である「基準財政収入額」を上回ると、「財源不足団体」として普通交付税が交付されます。下回る場合は「財源超過団体」となり、普通交付税は交付されません。

小平市では、平成17年度から21年度までは不交付団体でしたが、景気後退による市税の落ち込みの影響などから平成22年度に交付団体となり、平成23年度以降も、引き続き交付団体となっています。交付額は増減を繰り返し、令和3年度は、市民税の減などによる基準財政収入額の減や、国の補正予算において国税が増収になったことから普通交付税の再算定が行われ、基準財政需要額における臨時経済対策費の創設及び臨時財政対策債償還基金費の創設などによる基準財政需要額の増などに伴い、大きく増加しました。

令和5年度は、基準財政需要額が生活保護費の増などにより増加したものの、基準財政収入額が法人市民税の増などにより、約21億円の大幅な増となったため、令和4年度と比較して約8億円ほど減少し、約18億2千万円となりました。

令和5年度の普通交付税交付実績を見ると、全国1,718市町村のうち、95.6%にあたる1,642市町村が交付団体となっており、不交付団体は4.4%に過ぎません。多摩26市での交付団体は、小平市を含む合計17市、不交付団体は、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市の合計9市です。

図表 2－16 普通交付税及び交付税算定数値の推移



(3) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金と都支出金は、それぞれ「負担金」、「補助金」、「委託金」に分類されます。

「負担金」は、法令に基づいて市町村が実施しなければならない事務について、国や都が経費の一部または全部を負担するものです。

「補助金」は、市町村に対して特定の事務の実施を奨励する場合に支出するものです。

「委託金」は、本来国・都が行うべき事務であるものの、市町村が行ったほうが効率的である場合に、その経費を全額国・都が負担するものです。

10年間の推移の中では、国庫支出金については、民間保育園の新設及び運営に伴う経費や障害者自立支援給付費に係る経費など、民生費の増加に伴い毎年度増加傾向にあります。

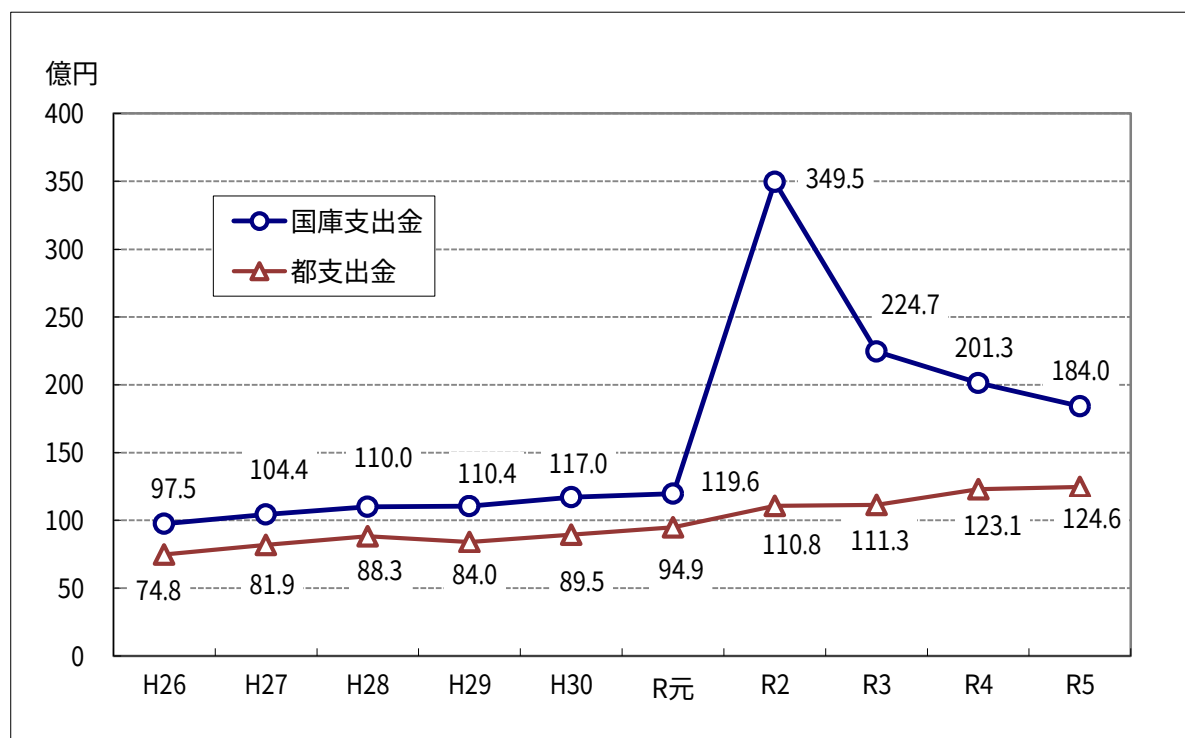
令和2年度は、特別定額給付金給付事業に係る補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などにより大幅に増加しました。

令和3年度は、特別定額給付金給付事業の終了に伴う補助金の減等により減少し、令和4年度も、子育て世帯への臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の減などに伴い減少しています。

さらに、令和5年度は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減などに伴い減少しました。

都支出金については、国庫支出金と同様に民生費の増加などに伴い増加傾向が続いています。

図表 2-17 国庫支出金と都支出金の推移

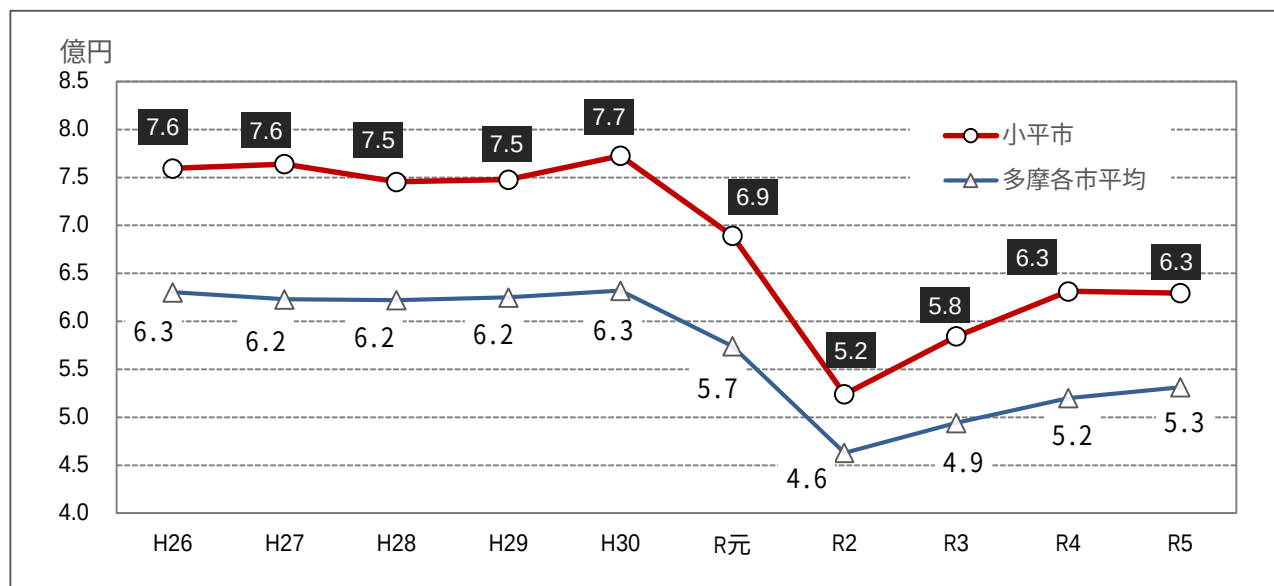


(4) 使用料・手数料

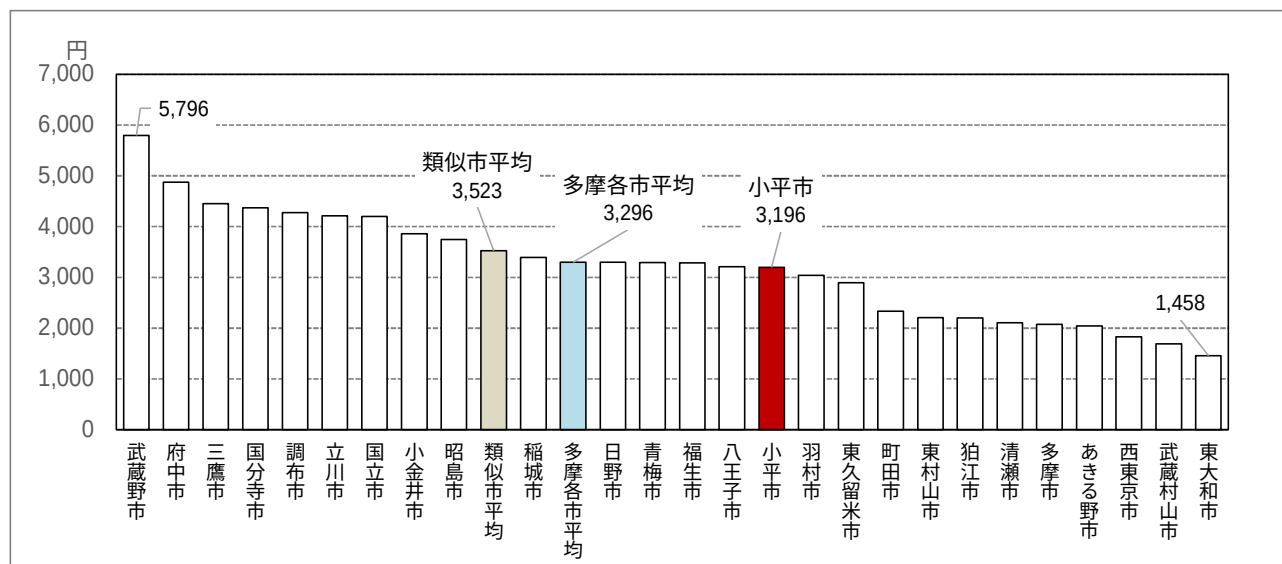
(ア) 使用料

使用料とは、公立保育園や学童クラブ、自転車駐車場、市民文化会館など公の施設を利用する場合などに利用者から徴収するものです。

図表2-18 使用料の推移



図表2-19 市民一人当たりの使用料



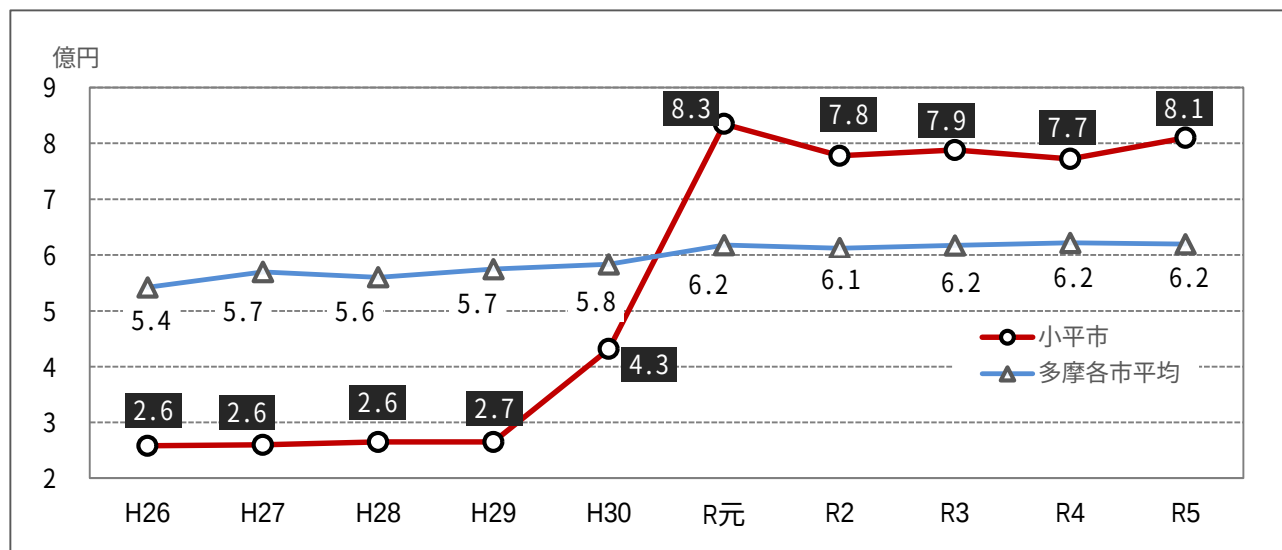
市民一人当たりで見ると、小平市は3,196円となり、類似市平均3,523円、多摩各市平均3,296円を下回っています。令和4年度と比較すると、金額では9円減少し、多摩26市中の順位は前年の13位から15位となりました。市営住宅の有無や、公共施設の種類や数、単価等の違いはありますが、市では施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点から、施設使用料の負担の在り方について、今後も検討を行っていく必要があります。

(イ) 手数料

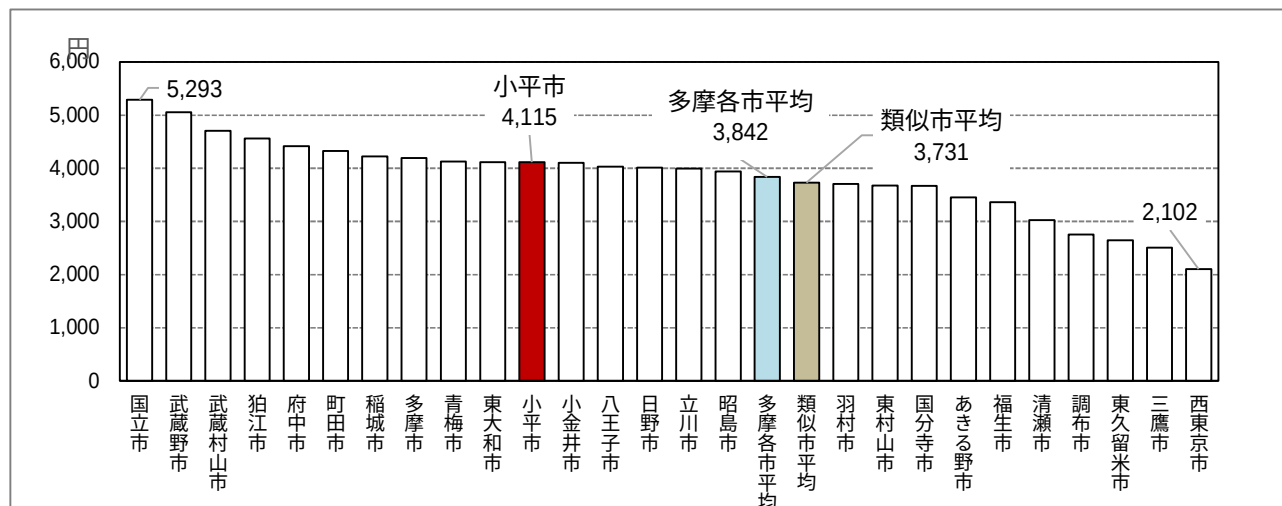
手数料とは、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を徴収するものです。住民票や課税証明書などの発行手数料、ごみ処理手数料などがこれにあたります。

手数料の約9割は、ごみ処理関係を中心とした衛生手数料です。小平市では平成31年4月に実施された家庭系ごみ処理の有料化に伴い、令和元年度より決算額が大きく増となりました。

図表 2-20 手数料の推移



図表 2-21 市民一人当たりの手数料



小平市の市民一人当たりの手数料は4,115円で、類似市平均3,731円、多摩各市平均3,842円を上回っています。令和4年度と比較すると、金額で195円増加し、多摩26市中の順位は前年の14位から11位となりました。

コラム ふるさと納税制度について

○どのような制度？

ふるさと納税とは、自らが選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附の金額に応じて所得税と居住する自治体の住民税が軽減される制度であり、平成20年度に創設されました。

○なぜ始められたの？

地方で生まれ都会に出て働いている人は、住んでいる都会で納税しているので、その人が教育を受け、育てられた「ふるさと」（地方）には税収は入りません。そこで、自らを育ててくれた「ふるさと」にも、自らの意思で住民税などの一部を納税できないか、との考えから生まれました。

○小平市のふるさと納税の状況は？（令和5年度実績）

① 小平市に寄附された額	4 5 8 万円
② 小平市民の方が他の自治体に寄附した額 (本来、小平市に納められるはずだった税金の額)	8 億 8 8 3 万円
③ ②のうち、国から補てんされない額 (小平市への普通交付税として措置されない理論上の額)	2 億 2 2 1 万円
④ 差し引きで、減少してしまった小平市の歳入 (④=③-①)	1 億 9, 7 6 3 万円



本来であれば、市民の皆さまへの行政サービスに使われる財源が約2億円も減少しています。

ふるさと納税は、地方自治体の税収の地域間格差の是正策の一環として、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、地域の特産物に関する産業の活性化や、自治体のPRなどのメリットがあります。

一方で、住民税はお住まいの地域の行政サービスを賄うための財源であり、その地域にお住まいの方が広く共同して負担し合うものですが、ふるさと納税をすることで、行政サービスに対する税負担を免れることになります。また、高額納税者ほど返礼品という恩恵を多く受けることができることから、高額所得者に極めて有利な税制で、返礼品目当ての節税手段となっているという指摘もあります。

「返礼品を選ぶ」のではなく、「ふるさとを応援する」

小平市は単に返礼品を競うのではなく、他自治体の住民の皆さまにもまちの魅力を感じていただけるような、地域の資源を活かした返礼品や応援したくなる取組へのクラウドファンディングを検討・実施していきます。

2 歳出

歳出の分類方法には、地方公共団体の行政目的に分類されている「目的別」と、経費の性質から分類される「性質別」という二つの方法があります。

目的別とは、市の歳出を総務費、民生費、土木費、教育費など目的に応じて区分することです。目的別に分類することにより、各部各課の大まかな予算を知ることができます。

また、性質別とは、歳出を人件費、扶助費、物件費など性質に応じて区分することです。性質別に分類することにより、例えば義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が多いほど他の経費に使えるお金が少なくなるなど、市の財政状況を知ることができます。

【目的別歳出】

議 会 費	議員の報酬など市議会の運営に使われるお金
総 務 費	庁舎管理、戸籍や住民基本台帳の事務、税金の賦課や徴収、選挙、統計調査などに使われるお金
民 生 費	児童、高齢者、障がい者、生活保護などの社会福祉の充実を図るために使われるお金
衛 生 費	予防接種や健康診断などの保健衛生や、ごみの処理やリサイクルなどに使われるお金
労 働 費	労働者の福祉の向上や、就労支援などに使われるお金
農 業 費	農林水産業の振興、育成、促進などに使われるお金
商 工 費	商工業の振興、育成、促進や消費生活相談などに使われるお金
土 木 費	都市計画、道路・橋りょう、公園、区画整理の整備などに使われるお金
消 防 費	消防や防災に使われるお金
教 育 費	小・中学校などの学校教育や、公民館、図書館、体育施設の管理運営などの社会教育に使われるお金
公 債 費	市が借り入れた借金の元金及び利子を返済するために使われるお金

【性質別歳出】

人 件 費	職員の給料や委員の報酬などに使われるお金
扶 助 費	児童福祉法、生活保護法などの法令に基づいて支給する児童手当、生活保護費などや、市が単独で支給する現金や物品などの各種扶助にかかるお金
公 債 費	市が借り入れた借金の元金及び利子を返済するために使われるお金
物 件 費	施設の光熱水費、郵送料、物品の購入、事業の委託などにかかるお金
補 助 費 等	各種団体への補助金、一部事務組合への負担金などにかかるお金
積 立 金	特定の目的のために設けられた基金（貯金）に積み立てるお金
繰 出 金	特別会計の財源不足を補うなどのために一般会計から支出されるお金
投資的経費	道路、公園、学校などの施設の建設や用地の購入など、社会資本の整備にかかるお金

（１）目的別歳出の状況

令和5年度は、令和4年度と比較すると、総務費が財政調整基金の積立ての増などにより約19億円の増額、民生費が低所得世帯支援給付金給付事業の増などにより約19億円の増額となりました。一方、衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などにより約13億4千万円の減額、土木費は小川駅西口地区市街地再開発事業が増となったものの鎌倉公園整備事業及び都市計画事業基金の積立ての減などにより約6億円の減額となりました。

10年間の推移の中で見ると、金額で最も大きく増加した歳出は民生費です。

民生費は、この10年間で約131億円増加し、歳出全体に占める構成比も50%付近で推移している状況となっており、特に令和3年度以降は、国の予算を伴う給付金事業の実施などにより歳出総額が大幅に増加しています。民生費は、今後も高齢化の進行のほか、障害者自立支援給付、待機児童対策、学童クラブの充実などにより、さらに増えることが見込まれます。

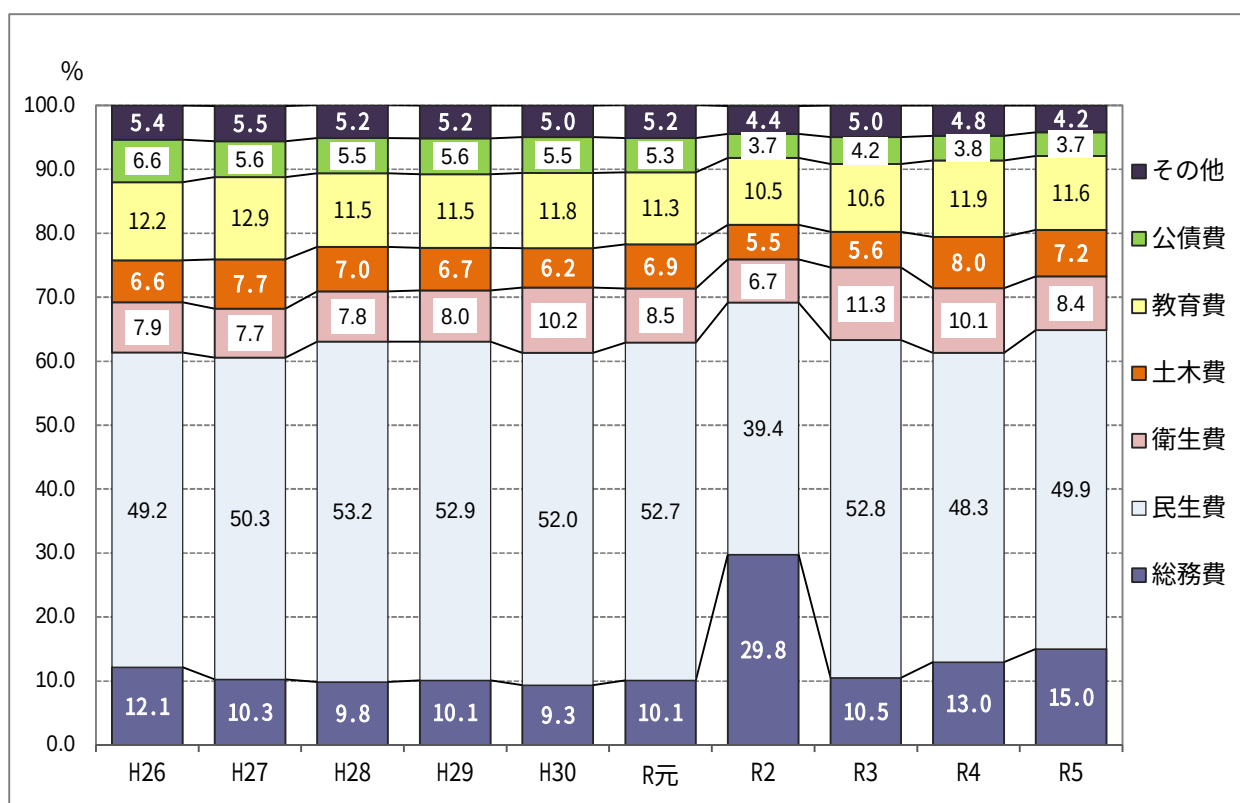
また、今後は都市計画事業の実施、市街地再開発事業の推進、公共施設の老朽化に伴う維持補修工事や更新工事の実施などにより、投資的経費が急増することが予想されることから、総務費や土木費、教育費についても、歳出が増えていくことが見込まれます。

目的別歳出の推移

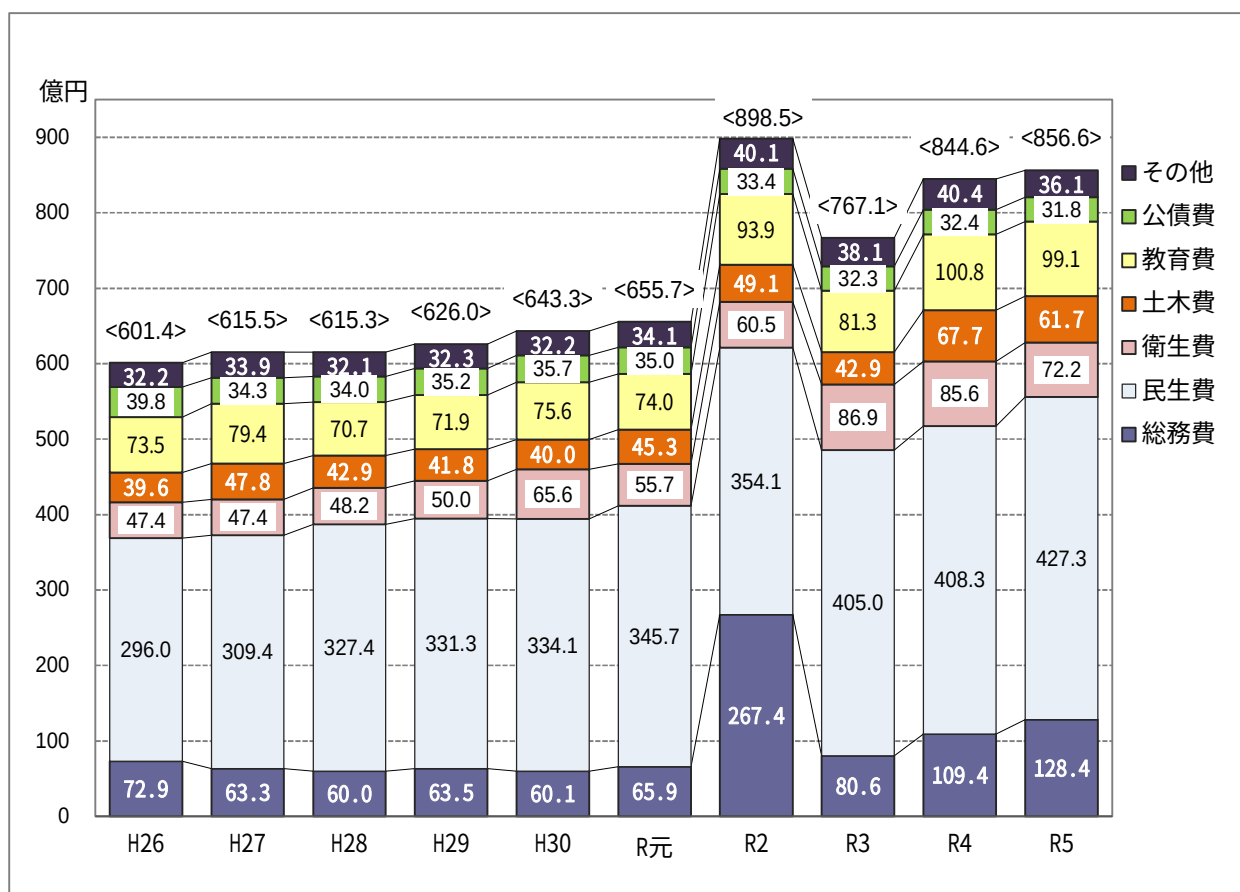
(単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4-5 増減額
議会費	4.7	4.9	4.6	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	4.5	4.6	0.1
総務費	72.9	63.3	60.0	63.5	60.1	65.9	267.4	80.6	109.4	128.4	19.0
民生費	296.0	309.4	327.4	331.3	334.1	345.7	354.1	405.0	408.3	427.3	19.0
衛生費	47.4	47.4	48.2	50.0	65.6	55.7	60.5	86.9	85.6	72.2	△13.4
労働費	1.9	1.7	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	1.8	2.1	2.4	0.3
農業費	0.9	1.0	1.1	1.7	1.4	2.0	1.3	1.2	1.6	1.4	△0.2
商工費	1.7	2.7	1.7	1.7	1.6	2.6	9.1	6.9	9.0	5.5	△3.5
土木費	39.6	47.8	42.9	41.8	40.0	45.3	49.1	42.9	67.7	61.7	△6.0
消防費	22.9	23.5	22.3	22.0	22.0	22.8	23.0	23.8	23.2	22.2	△1.0
教育費	73.5	79.4	70.7	71.9	75.6	74.0	93.9	81.3	100.8	99.1	△1.7
災害 復旧費	0.1	0.1	0.3	0.2	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	39.8	34.3	34.0	35.2	35.7	35.0	33.4	32.3	32.4	31.8	△0.6
合計	601.4	615.5	615.3	626.0	643.1	655.7	898.5	767.1	844.6	856.6	12.1

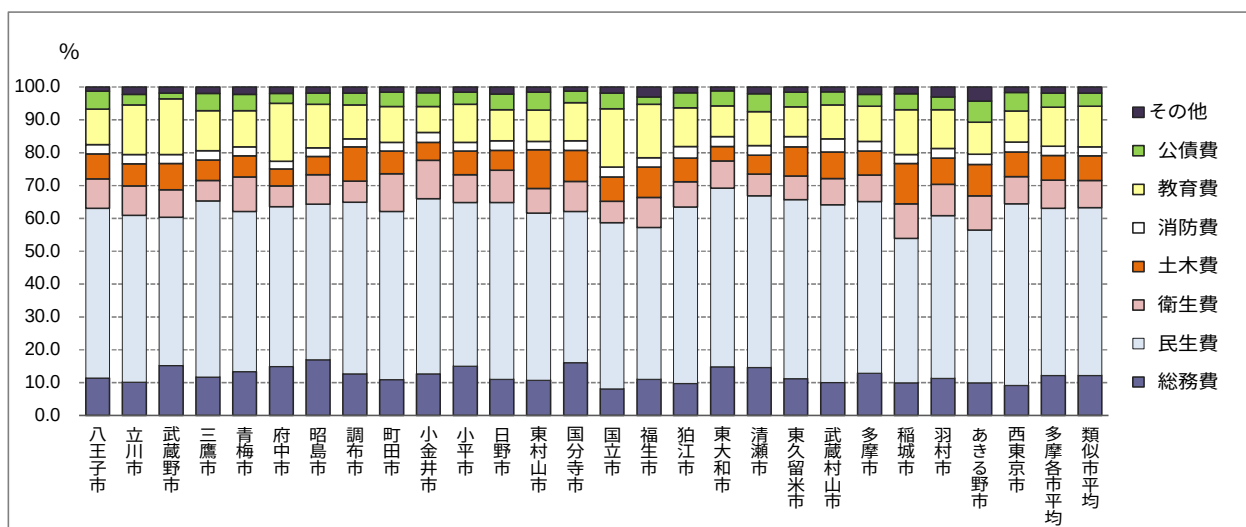
図表 2－22 目的別歳出の構成比推移



図表 2－23 目的別歳出の推移



図表 2-24 各市の目的別歳出の構成比



総務費の多摩各市平均の構成比は12.2%で、小平市の構成比は15.0%です。なお、地域センターなどのコミュニティ施設や庁舎関連施設の整備など普通建設事業の実施により、構成比が高くなる場合があります。

民生費の多摩各市平均は50.8%で、小平市の構成比は49.9%です。近年は保育所運営費や障害者自立支援給付費が増加傾向にあります。

衛生費の多摩各市平均は8.6%で、小平市の構成比は8.4%です。

土木費の多摩各市平均は7.5%で、小平市の構成比は7.2%です。大規模な再開発事業や土地区画整理事業を実施している市は、構成比が高くなる傾向があります。

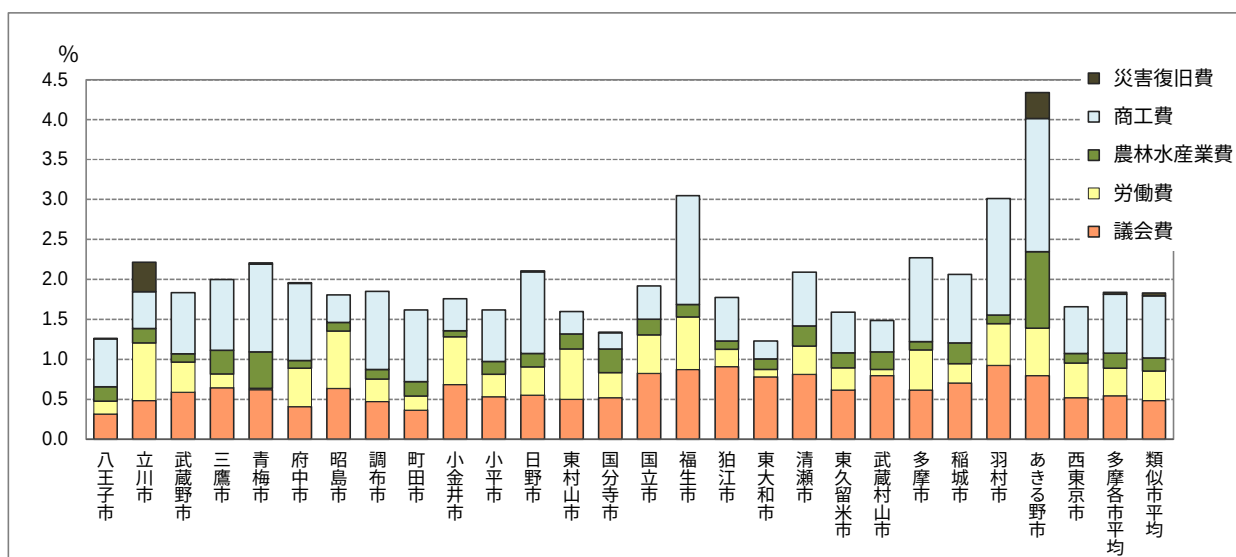
消防費の多摩各市平均は2.8%で、小平市の構成比は2.6%です。

教育費の多摩各市平均は11.9%で、小平市の構成比は11.6%です。

公債費の多摩各市平均は4.3%で、小平市の構成比は3.7%です。

その他の多摩各市平均は1.8%で、小平市の構成比は1.6%です。構成比の高い市は農業費や商工費、特別会計などに対する支出が大きくなっています。

（参考）その他の内訳



（２）性質別歳出の状況

性質別歳出のうち、人件費、扶助費、公債費を「義務的経費」といいます。これは支出が義務付けられており、任意に削減できない経費です。

10年間の推移の中で見ると、義務的経費は約94億円増加しています。なかでも扶助費は約89億円（51.3%）の大幅な伸びとなっており、歳出全体のおよそ3割を占める最大の行政需要となっています。

令和5年度の扶助費についてみると、令和4年度に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の減があったものの、低所得世帯支援給付金給付事業の実施などにより、引き続き、扶助費が高い水準で推移しています。

義務的経費以外の経費を「任意的経費」といいます。10年間の推移の中で見ると、令和元年度までは横ばいが続いていましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策や、エネルギーをはじめとした様々な分野にわたる物価高騰の影響を受け、増加傾向にあります。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減に伴う委託料の減などにより、令和4年度と比較して約18億円（12.1%）の減となりました。

補助費等は、国や都への補助金等の返還金の減などにより約10億円（8.5%）の減となりました。

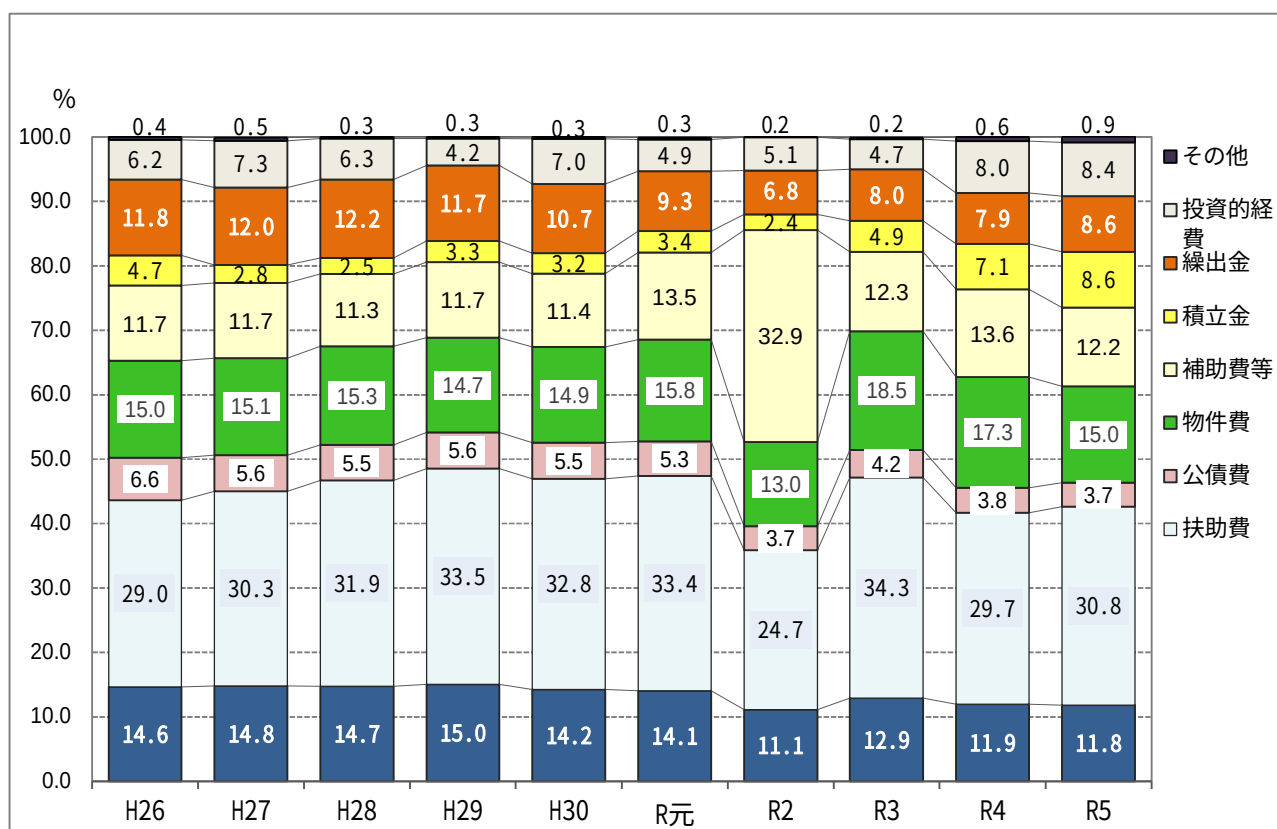
積立金は、歳入における市税収入の増などを踏まえて、財政調整基金の積立金を増額していることなどにより、約14億円（23.1%）の増となりました。

性質別歳出の推移

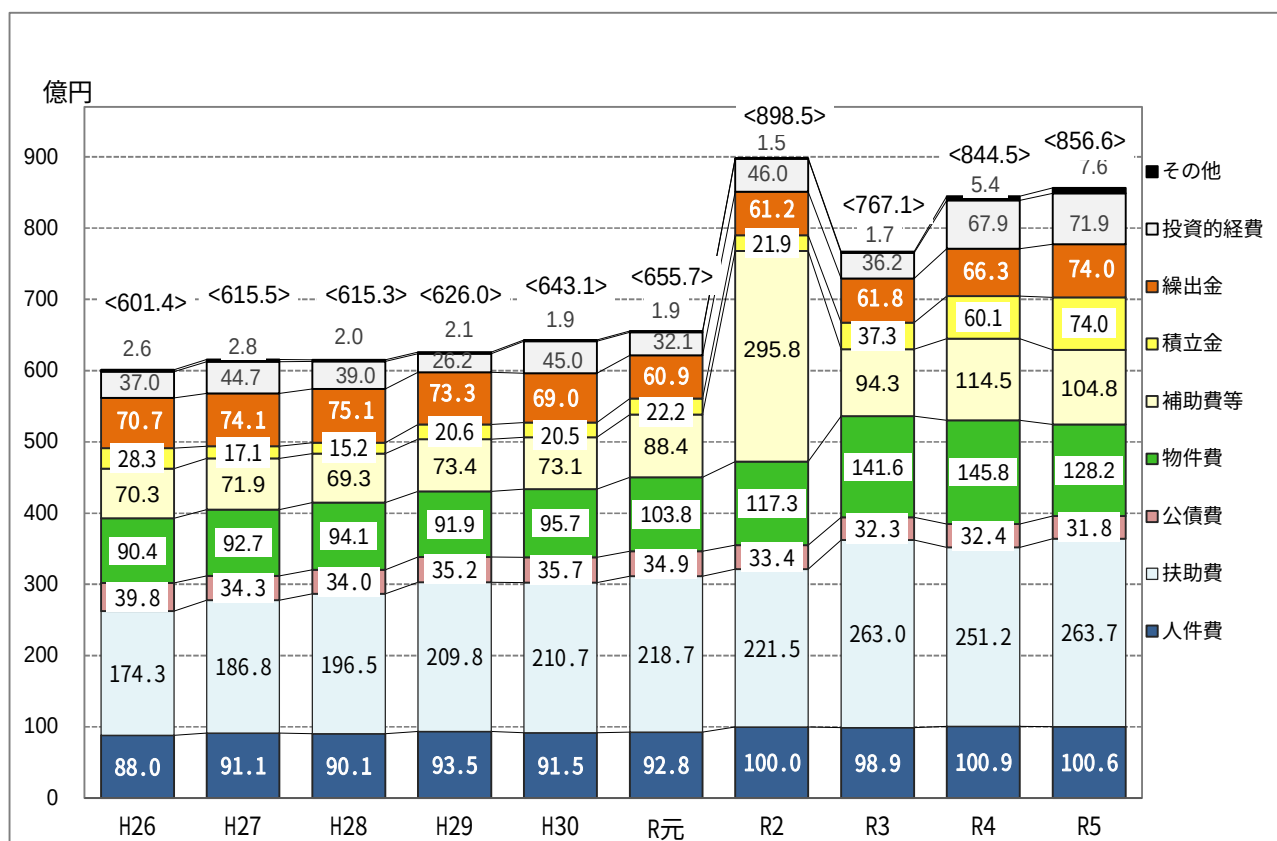
（単位：億円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	4-5 増減額
人件費	88.0	91.1	90.1	93.5	91.5	92.8	100.0	98.9	100.9	100.6	△0.3
扶助費	174.3	186.8	196.5	209.8	210.7	218.7	221.5	263.0	251.2	263.7	12.5
公債費	39.8	34.3	34.0	35.2	35.7	34.9	33.4	32.3	32.4	31.8	△0.6
小計	302.1	312.2	320.6	338.5	337.9	346.4	354.9	394.3	384.6	396.1	11.6
物件費	90.4	92.7	94.1	91.9	95.7	103.8	117.3	141.6	145.8	128.2	△17.6
維持補修費	2.6	2.8	2.0	2.1	1.9	1.9	1.5	1.7	2.4	2.6	0.2
補助費等	70.3	71.9	69.3	73.4	73.1	88.4	295.8	94.3	114.5	104.8	△9.7
積立金	28.3	17.1	15.2	20.6	20.5	22.2	21.9	37.2	60.1	74.0	13.9
投資及び出資金・貸付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	5.0	2.0
繰出金	70.7	74.1	75.1	73.3	69.0	60.9	61.2	61.8	66.3	74.0	7.7
投資的経費	37.0	44.7	39.0	26.2	45.0	32.0	46.0	36.2	67.9	71.9	4.0
合計	601.4	615.5	615.3	626.0	643.1	655.7	898.5	767.1	844.6	856.6	12.1

図表 2-25 性質別歳出の構成比推移



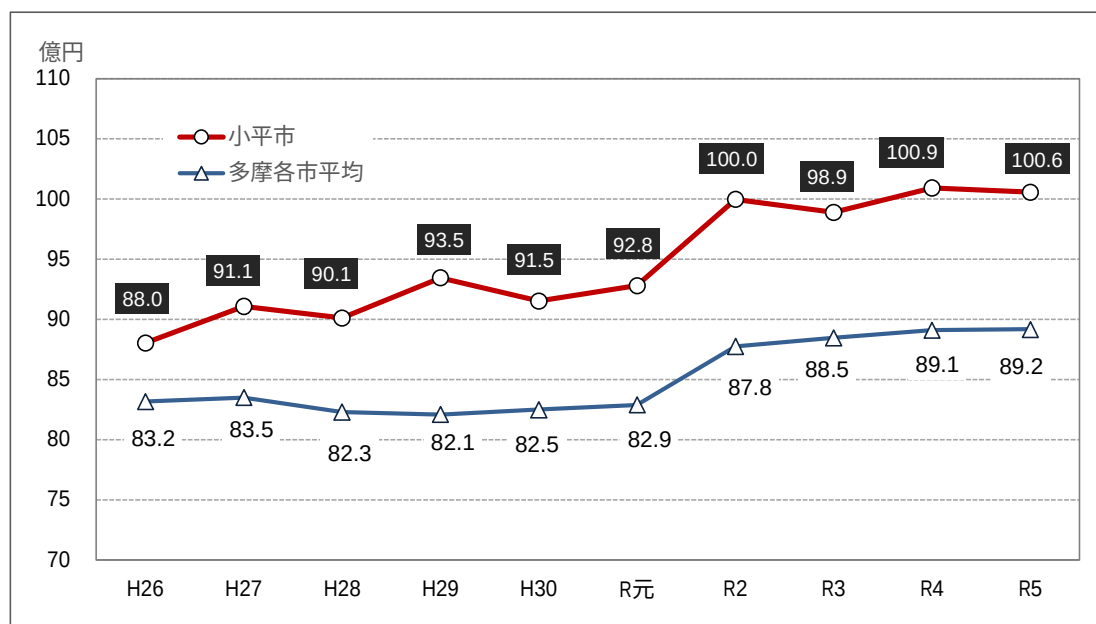
図表 2-26 性質別歳出額の推移



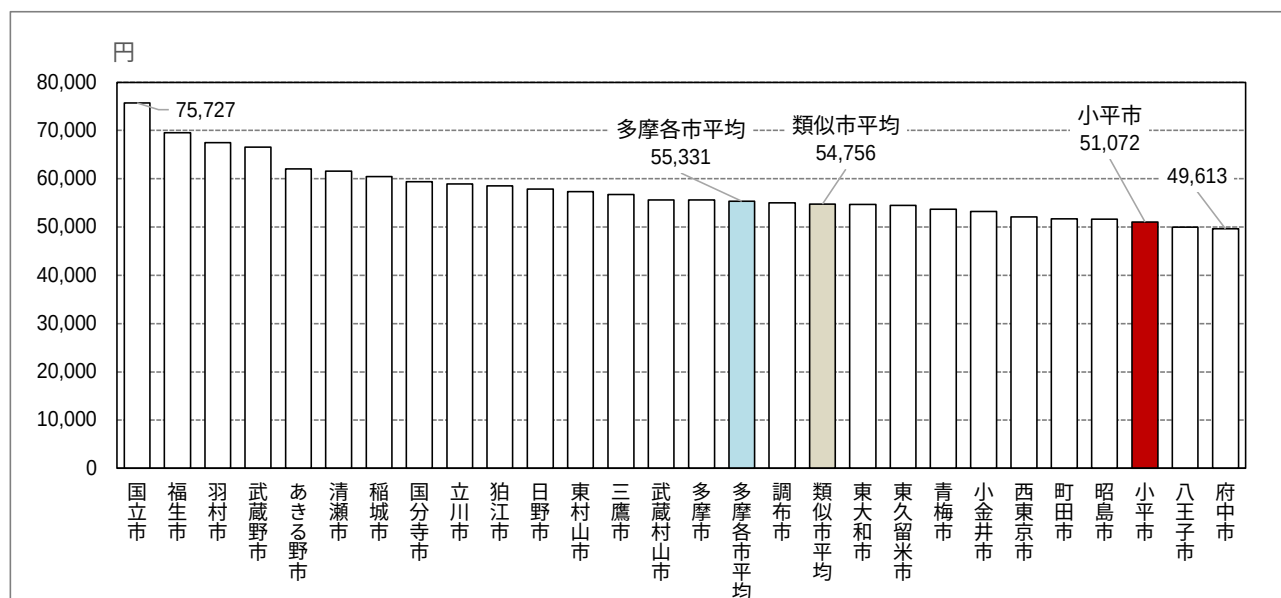
(ア) 人件費

人件費には、職員の給与等のほか、市長、議員、各種審議会委員報酬、会計年度任用職員報酬などが含まれます。小平市の10年間の人件費の推移を見ると、全体的に増加傾向にあります。平成29年度は市長選挙の実施などによる増となり、平成30年度は退職手当の減により減少しましたが、令和2年度は会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増などにより大きく増加しました。令和5年度は、退職手当の減などにより微減となりました。

図表 2-27 人件費の推移

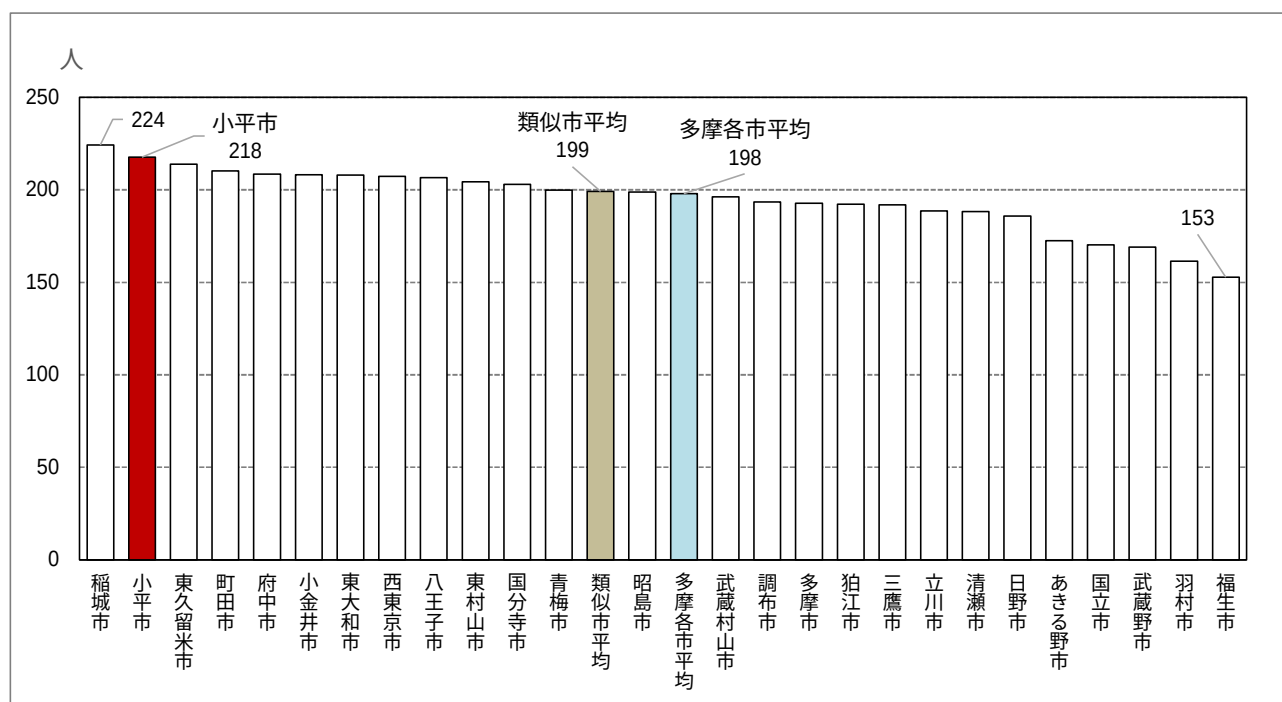


図表 2-28 市民一人当たりの人件費



小平市の市民一人当たりの人件費は5万1,072円で、多摩26市中低い方から3番目になっています。小平市では、民間委託の積極的な推進や会計年度任用職員などの活用により人件費を抑制してきたため、類似市平均5万4,756円や多摩各市平均5万5,331円と比較してもかなり低いことがわかります。

図表 2-29 職員一人当たりの住民基本台帳人口

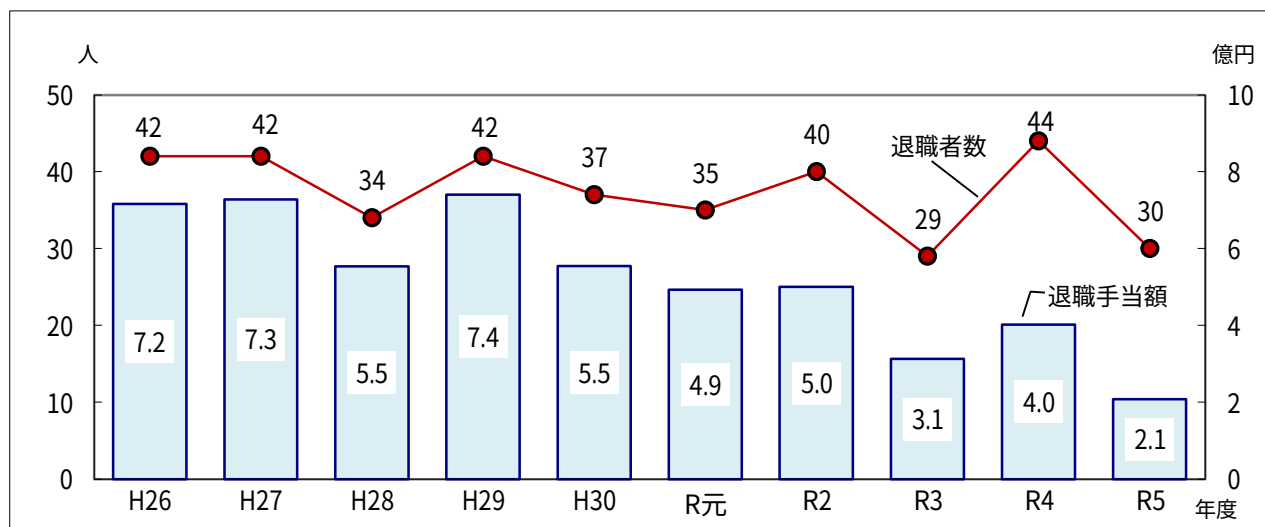


※職員数は他市と比較するために普通会計ベースでカウントしたもの。また、消防職員は入っていない。

職員一人当たりの住民基本台帳人口を比較すると、約218人で多摩26市中2番目に多くなっており、少ない職員数で市政運営をしていることが分かります。

《退職手当》

図表 2-30 退職者数と職員退職手当額の推移



10年間の退職者数の推移を見ると、年度によりばらつきがあるものの、おおむね40人前後で推移しています。

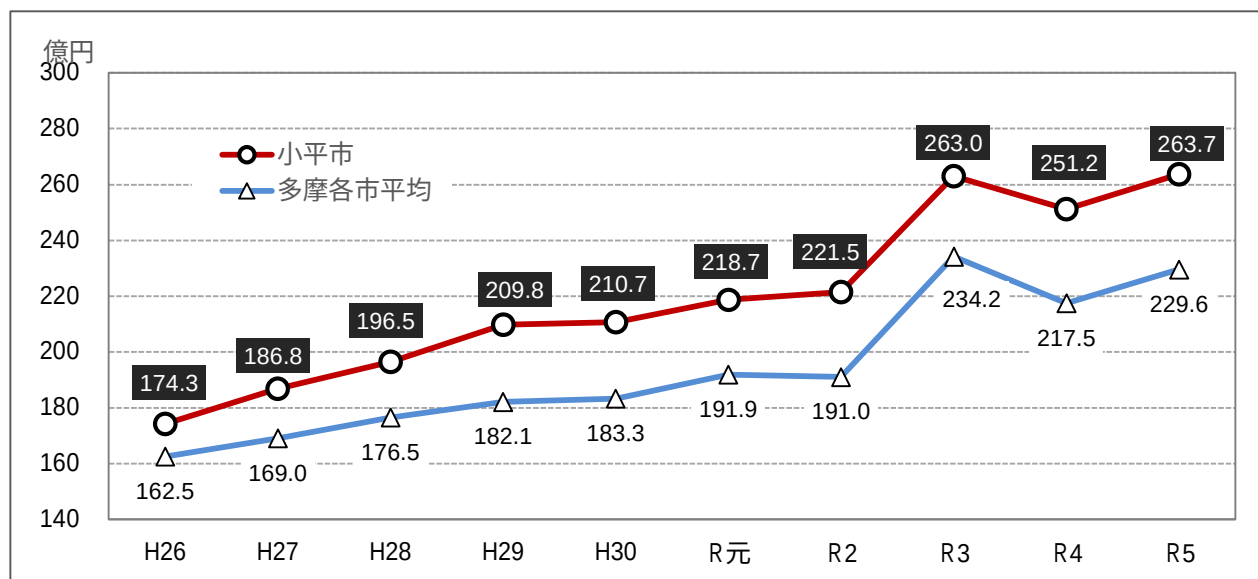
令和5年度の退職者は30人で、令和4年度と比較して退職者数が減となったことに伴い、退職手当額も減少しています。

(イ) 扶助費

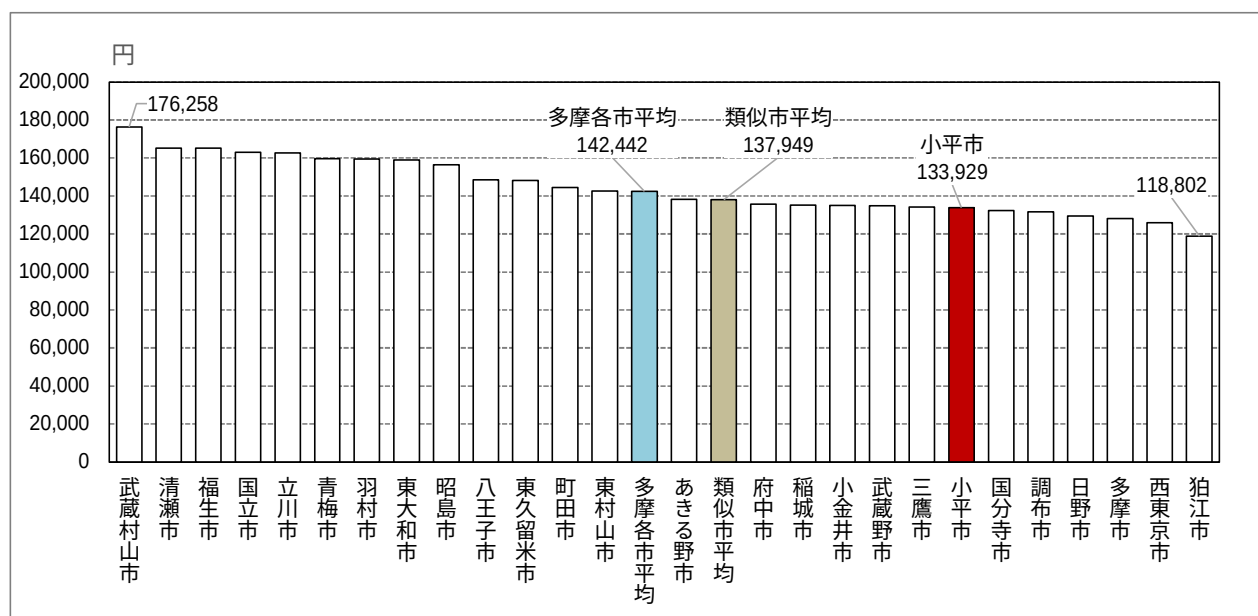
扶助費は、障がい者のための社会福祉費、高齢者のための高齢者福祉費、子育てや児童のための児童福祉費、生活保護のための生活保護費などに分かれています。平成19年度には100億円程度でしたが、平成29年度には200億円を超え、その後も一貫して増加しており、歳出全体に占める構成比は30%前後で推移している状況となっています。

令和5年度については、子育て支援や障害者自立支援給付費の増のほか、低所得世帯支援給付金等の実施などにより、令和4年度に引き続き扶助費が高い水準で推移しています。

図表 2-31 扶助費の推移

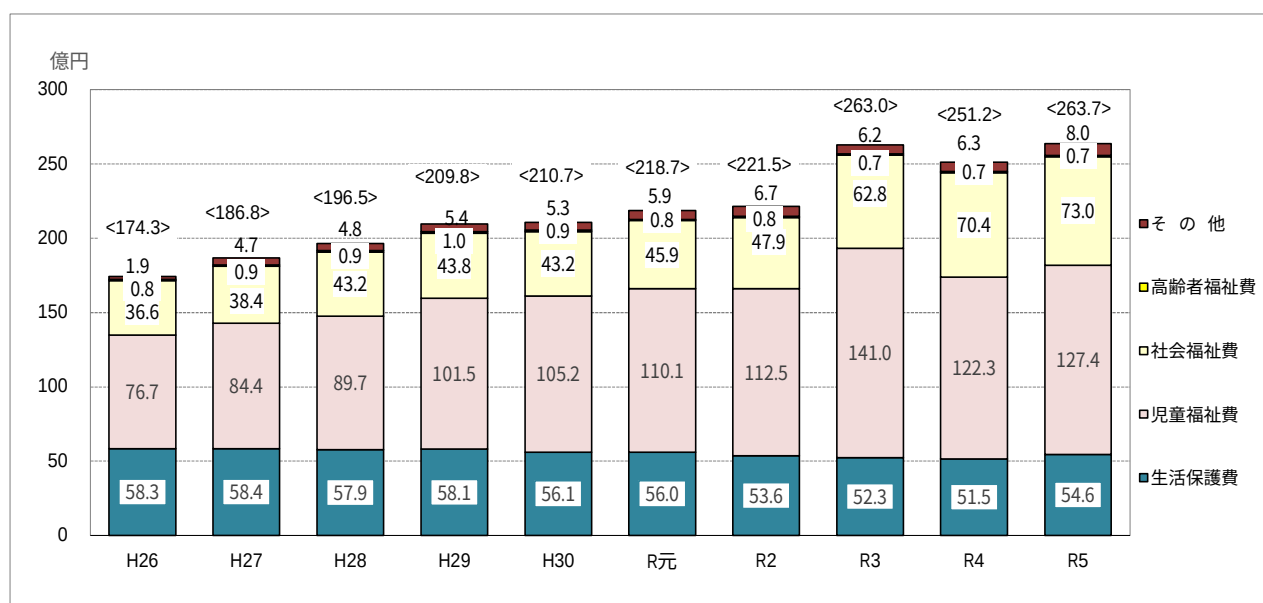


図表 2-32 市民一人当たりの扶助費

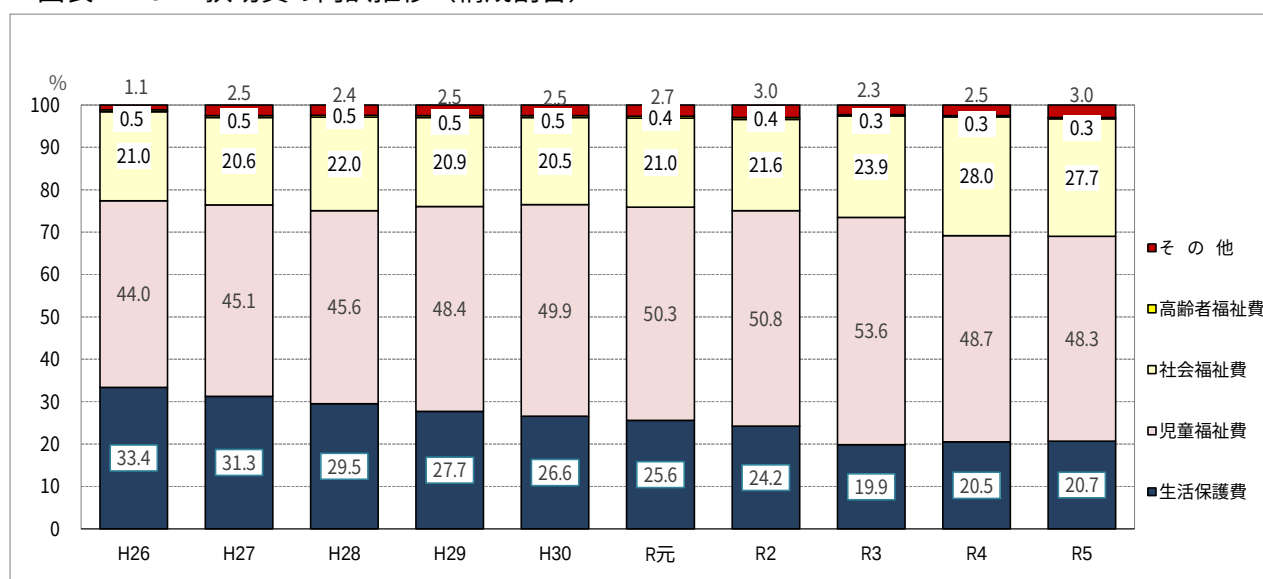


小平市の市民一人当たりの扶助費は13万3,929円で、多摩各市平均14万2,442円、類似市平均13万7,949円を下回っています。令和4年度と比較すると、金額で6,344円増加しましたが、多摩26市中の順位は前年の17位から20位となりました。

図表 2-33 扶助費の内訳推移（決算額）



図表 2-34 扶助費の内訳推移（構成割合）



生活保護費は、令和4年度まで事業対象者数が前年同月比で減少する状況が続いていましたが、令和5年度は増加に転じ、約3億円の増となりました。

児童福祉費は、保育需要の高まりに対応するために民間保育園の整備を進めてきたことから、保育実施等委託の経費が増加しています。

社会福祉費は、障害者自立支援給付費の増加により増加傾向にあります。令和4年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業は減となりましたが、令和5年度も引き続き物価高騰負担軽減対策として低所得者世帯支援給付金給付事業などを実施していることから、令和4年度と比較して約2億6千万円の増となりました。

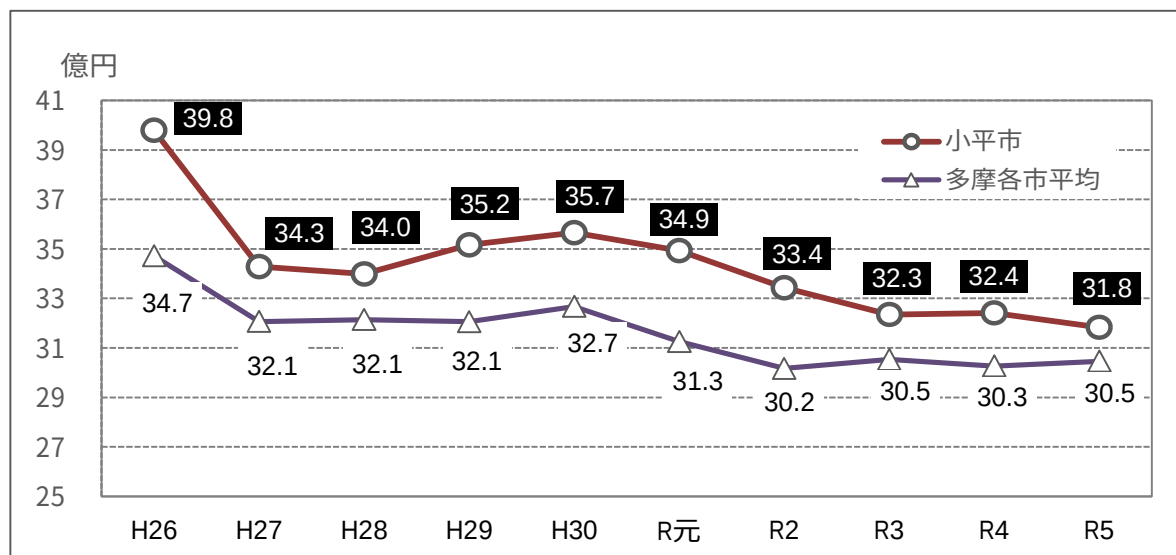
少子高齢化社会の進展に伴い、社会保障費用は自然増の傾向がありますが、固定的な費用の増加にも繋がるため、提供サービスの選択は十分見極めて進めていく必要があります。

(ウ) 公債費

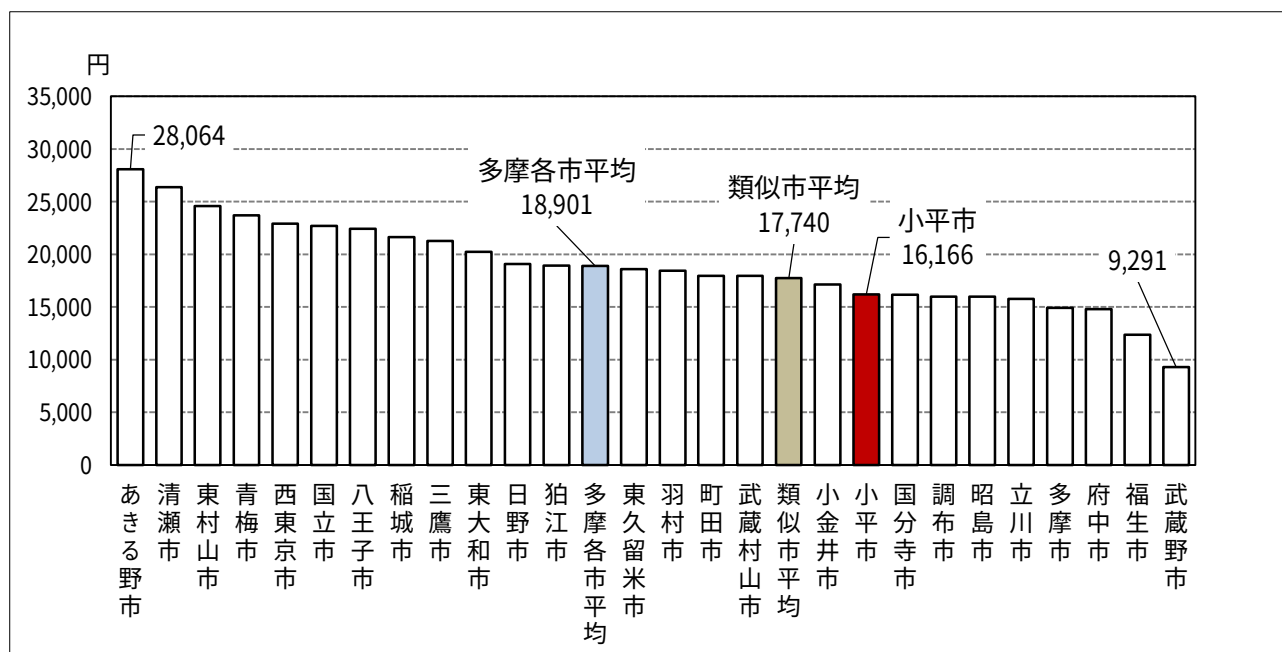
公債費は、市が借り入れた借金（市債）に対する元金の償還と利子の支払額です。

平成25年度までは45億円前後と高止まりの状況でしたが、平成26年度に住民税等減税補てん債の償還が終了したことなどにより減少し、その後は下げ止まりとなり、令和5年度は31億8千万円となりました。

図表2-35 公債費の推移



図表2-36 市民一人当たりの公債費



小平市の市民一人当たりの公債費は1万6,166円で、多摩各市平均1万8,901円、類似市平均1万7,740円を下回っています。令和4年度と比較すると、金額で293円減少しましたが、多摩26市中の順位は前年の19位から18位となりました。

公共施設などを建設する場合には多額のお金が必要であるため、借金である市債を借入れます。また、税金を納めていただいている現役世代の方々だけでなく、次世代の方々にも公平に負担していただくという視点からも活用しています。

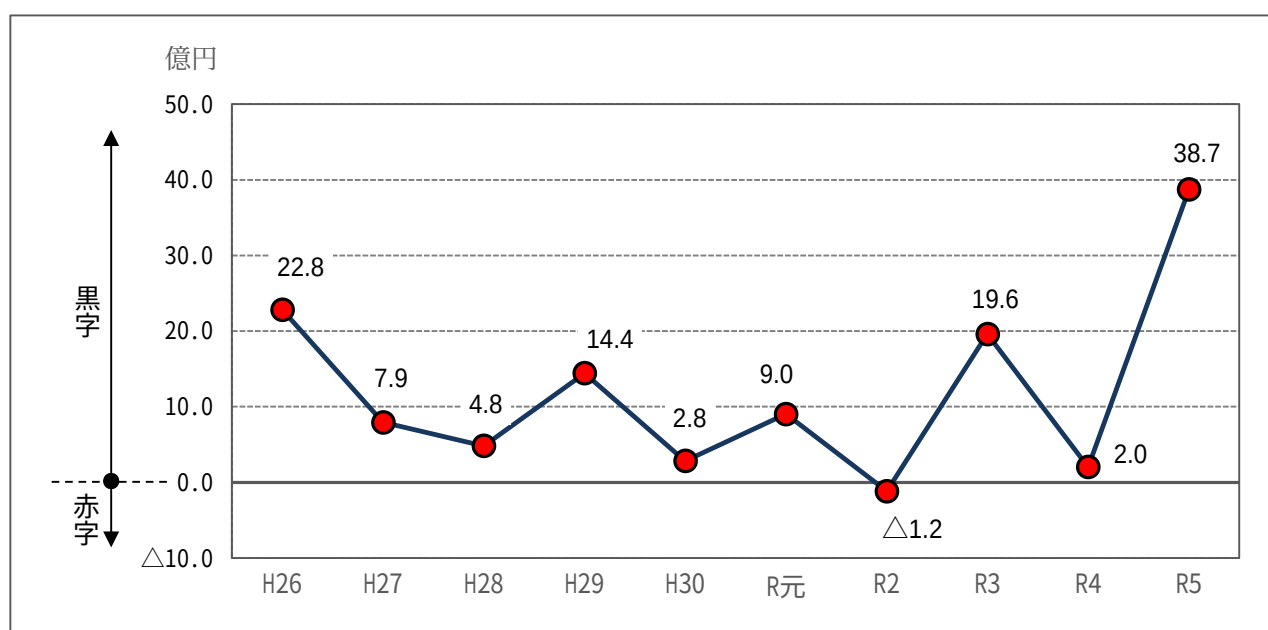
市債については、後年度の公債費を減少させるために、毎年の借入額はその年の償還元金以下に抑えることで債務残高を減らしてきました。今後の公共施設等の更新においては、これまでの債務残高の減少を活かして公債費の負担が一時に偏らないよう、市債残高を適切に管理していきます。

《プライマリーバランス》

プライマリーバランスとは、国や地方自治体の基礎的な財政収支のことをいいます。プライマリーバランスが黒字（プラス）であれば、借金（市債）や貯金（基金）に頼らない財政運営ができていることを意味します。

小平市は、国と違う方式でプライマリーバランスを算出しており、資料の「4 プライマリーバランスの推移」に詳しく記載しています。

図表 2-37 プライマリーバランスの推移



令和5年度におけるプライマリーバランスは約38.7億円の黒字となり、令和4年度の2億円と比較して大幅な黒字となりました。要因としては、財政調整基金について、積立額が56.4億円となる一方、取崩額を22億円に抑えられたことなどにより、基金残高が大幅に増えたためです。

プライマリーバランスは、市債の借入額が返済額よりも多いか、基金の取崩額が積立額よりも多くなることで赤字となり、この場合は市債の残高が増または基金の現在高が減となります。人口減少社会に進んで行く中で、将来世代への負担の軽減を視野に入れて、プライマリーバランスの管理をしていく必要があります。

(エ) 投資的経費

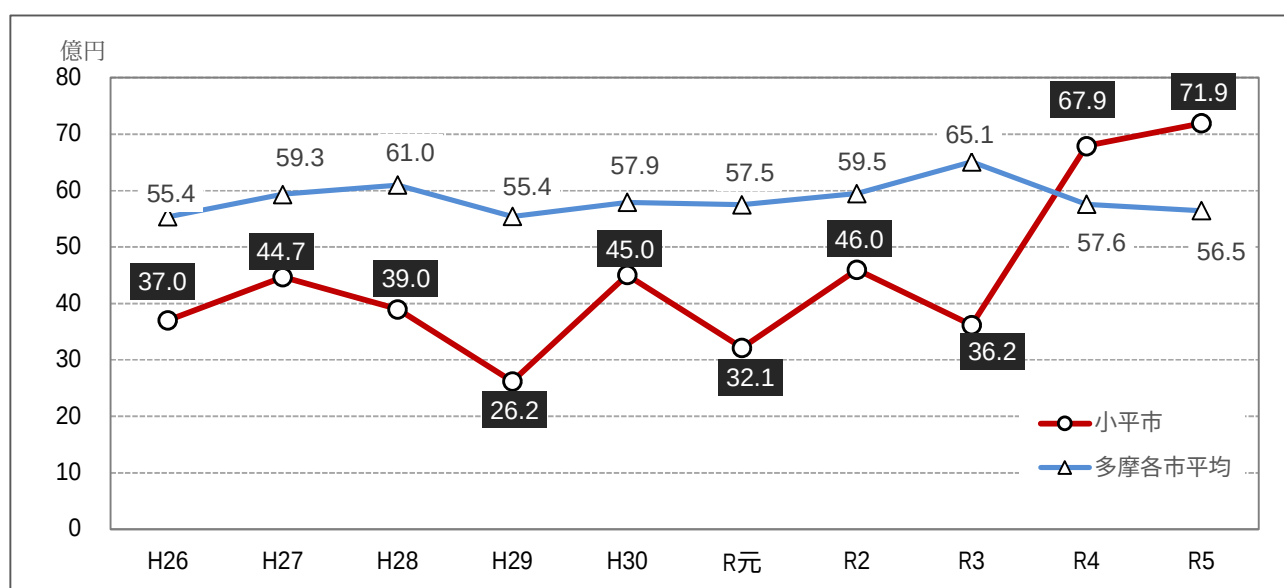
投資的経費は、主に道路や公共施設などの建設整備や用地取得に要する費用です。

小平市では令和3年度までは約30億円から40億円前後で推移していましたが、令和4年度は、学校給食センター更新事業や小川駅西口地区市街地再開発事業の増などにより、約68億円となり、大きく増加しました。

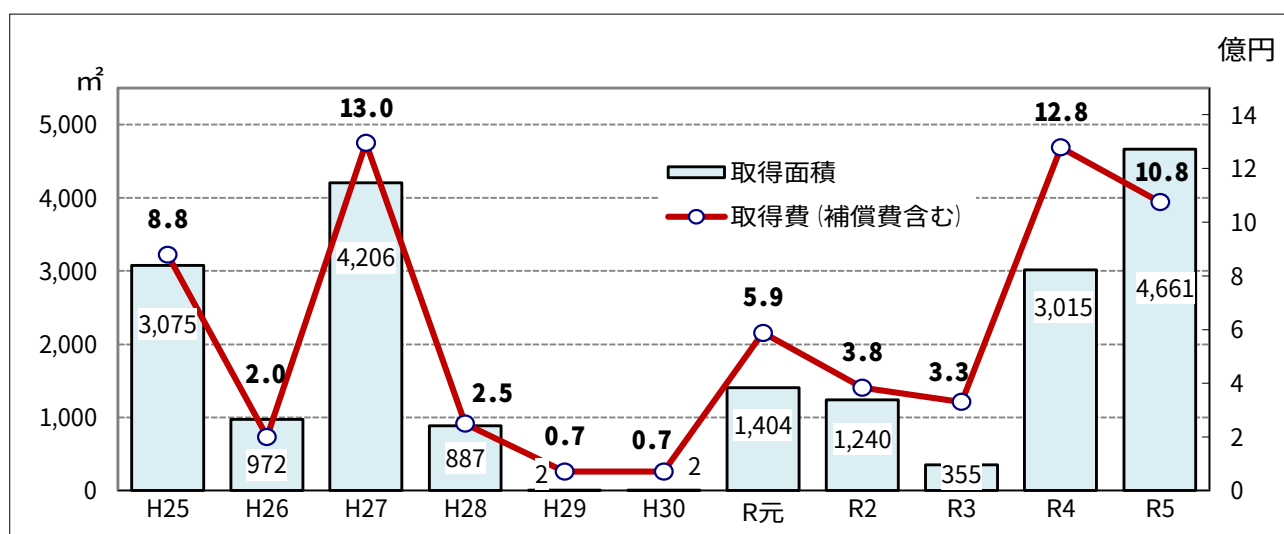
令和5年度は、引き続き進められている小川駅西口地区市街地再開発事業のほか、学校体育館への冷暖房設備の設置などにより約72億円となりました。

今後も都市計画事業の実施、市街地再開発事業の推進、公共施設の老朽化に伴う維持補修工事や更新工事の実施などにより、投資的経費が増加することが見込まれます。

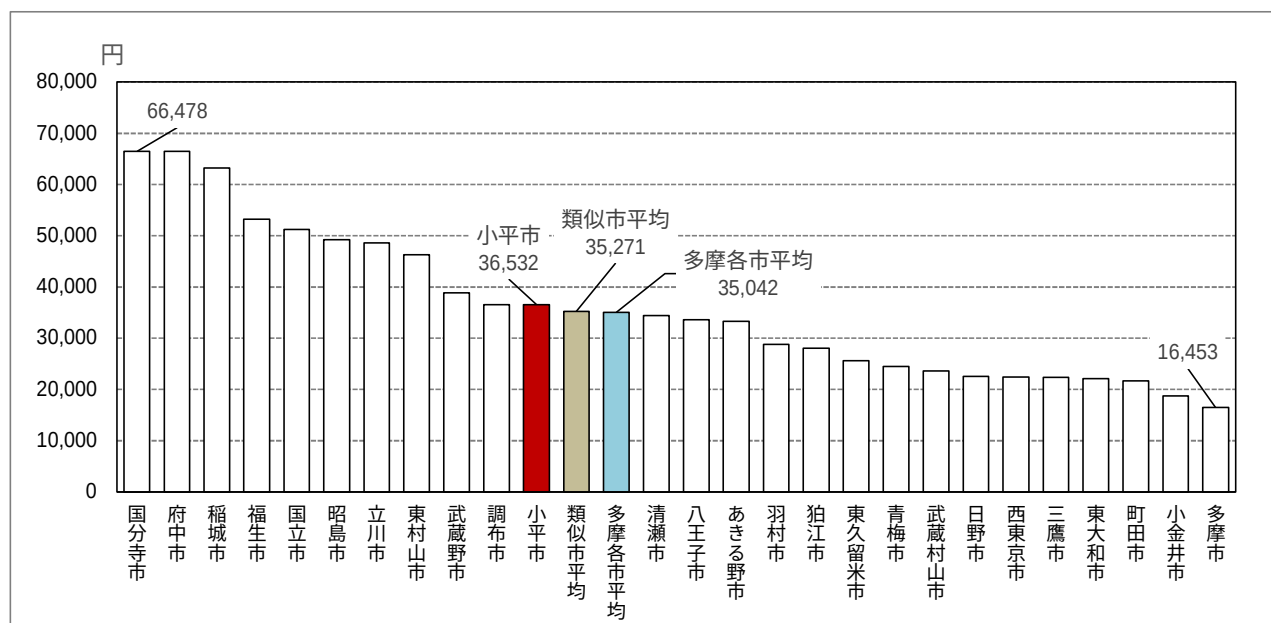
図表 2-38 投資的経費の推移



図表 2-39 投資的経費のうち用地取得の推移

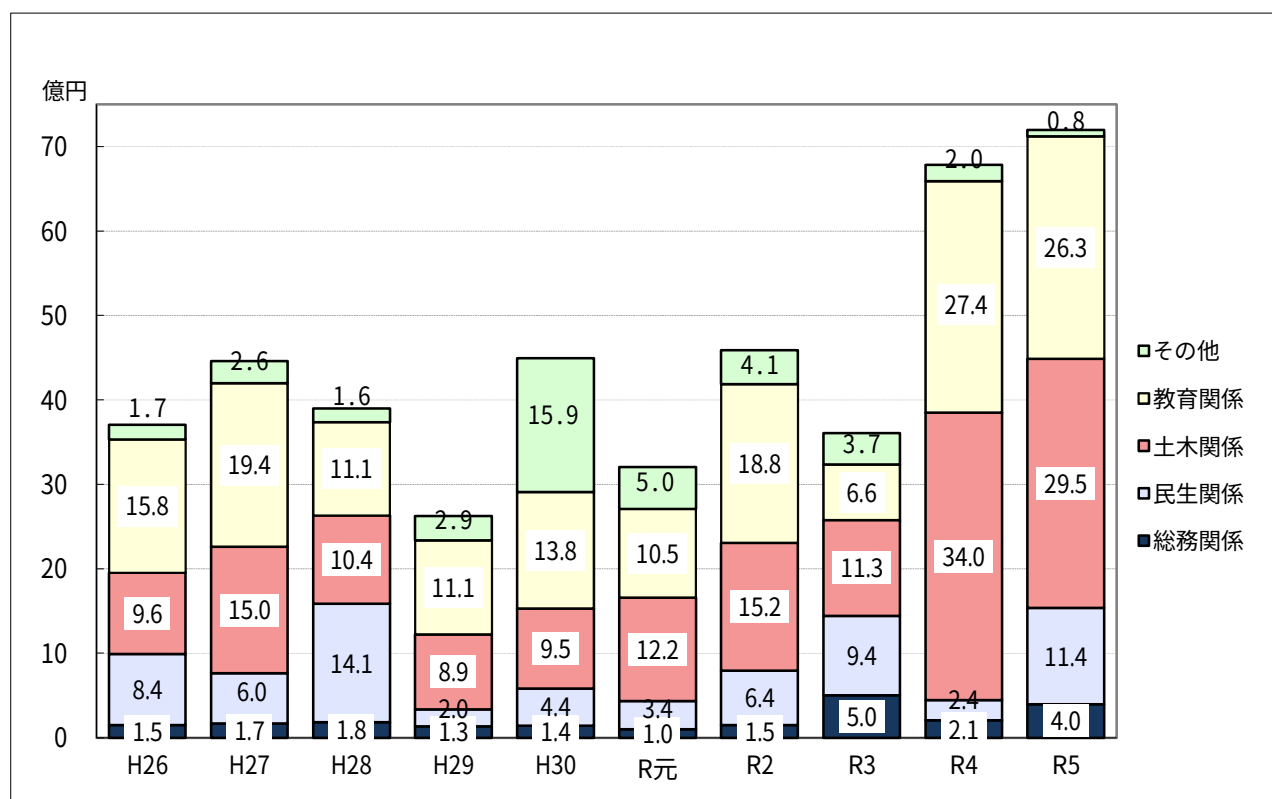


図表 2-40 市民一人当たりの投資的経費



小平市の市民一人当たりの投資的経費は3万6,532円で、類似市平均3万5,271円、多摩各市平均3万5,042円を上回っています。令和4年度と比較すると2,040円増加しましたが、26市中の順位は10位から11位となりました。

図表 2-41 投資的経費の内訳



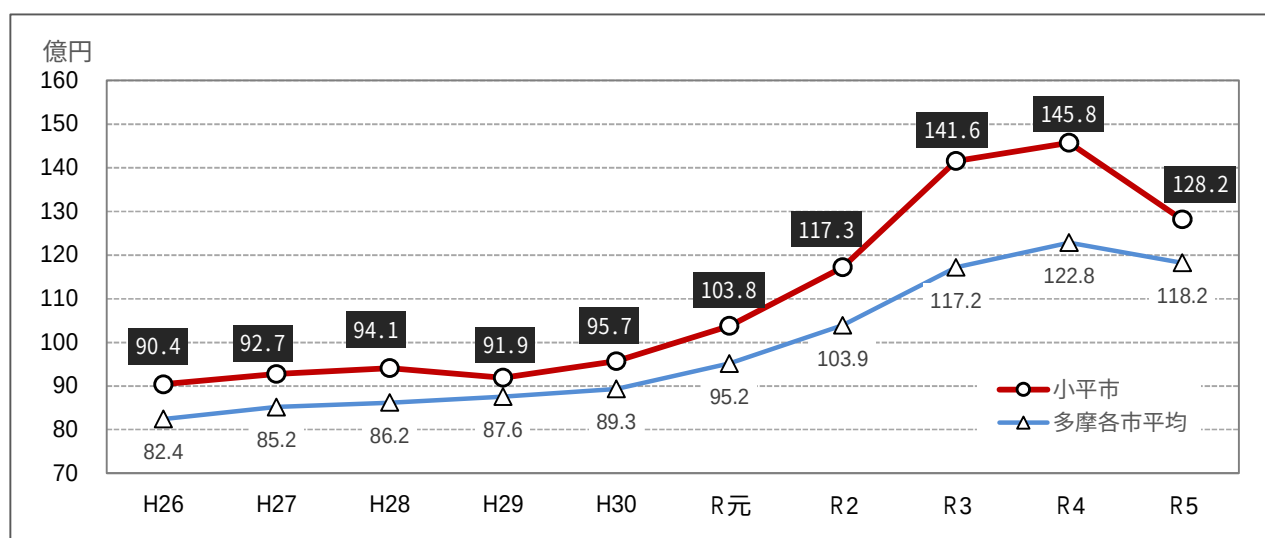
図表 2-41は、投資的経費を目的別に見たものです。令和5年度は、私立保育園園舎建築補助などにより民生関係が増となり、全体では令和4年度と比べて約4億円増加しました。

(オ) 物件費

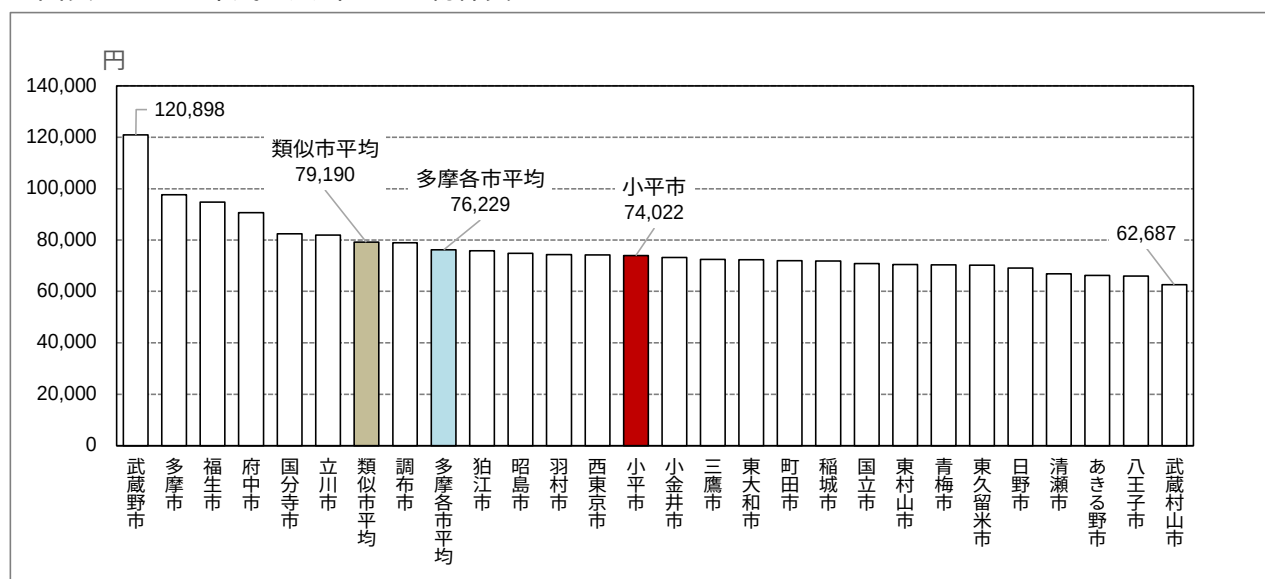
物件費は、職員等の旅費、交際費、事業用消耗品等の需用費、通信料等の役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などがこれにあたります。

小平市の物件費の推移は、平成26年度には消費税率引き上げの影響により90億円を超え、令和元年度には、塵芥収集委託や学童クラブ指定管理料などの影響により100億円を超えました。令和5年度は、令和3年度以降に増加していた新型コロナウイルス感染症対策事業が減額となったことなどから令和4年度と比較して約18億円の減となりましたが、エネルギーをはじめとした様々な分野にわたる物価高騰の影響を受け、物件費は依然高い水準となっています。

図表 2-42 物件費の推移

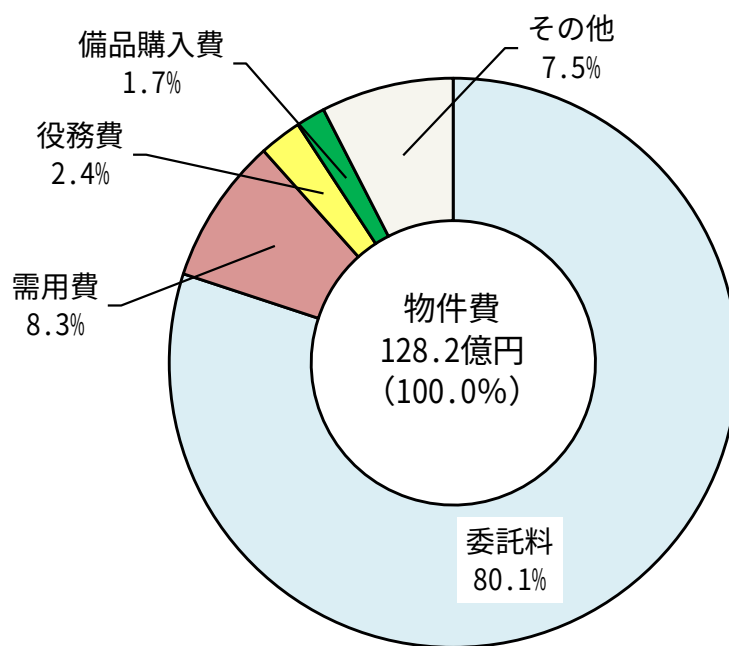


図表 2-43 市民一人当たりの物件費



小平市の市民一人当たりの物件費は7万4,022円で、類似市平均7万9,190円、多摩各市平均7万6,229円を下回っています。令和4年度と比較すると、金額は4円増の横ばいで、26市中の順位は12位で変わりませんでした。

物件費の内訳



物件費の約8割を占めているのが委託料です。委託料の主なものとしては、塵芥収集や資源物収集運搬等のごみ処理に係る委託のほか、市民文化会館や学童クラブなどの指定管理料、小学校給食調理委託などがあります。住民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、委託化を進めて民間事業者のノウハウを活用しています。

なお、令和3年度以降に新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施により大きく増加していた委託料ですが、令和5年度は当該事業の減額などにより令和4年度と比較して約18億円減少し、割合も前年度と比較して1.2ポイント減少しました。

8.3%を占める需用費には、庁舎をはじめとした各公共施設や学校、公園、街路灯などの光熱水費などがあります。

委 託 料 … 施設の清掃などの維持管理、各種業務の委託など

需 用 費 … 消耗品の購入、公共施設の光熱水費など

備品購入費 … 公共施設で使用する備品など

役 務 費 … 切手などの郵便代、電話料金など

その他（主なもの）

旅 費 … 職員の出張旅費など

借 上 料 … システム機器や自動車などの借上料

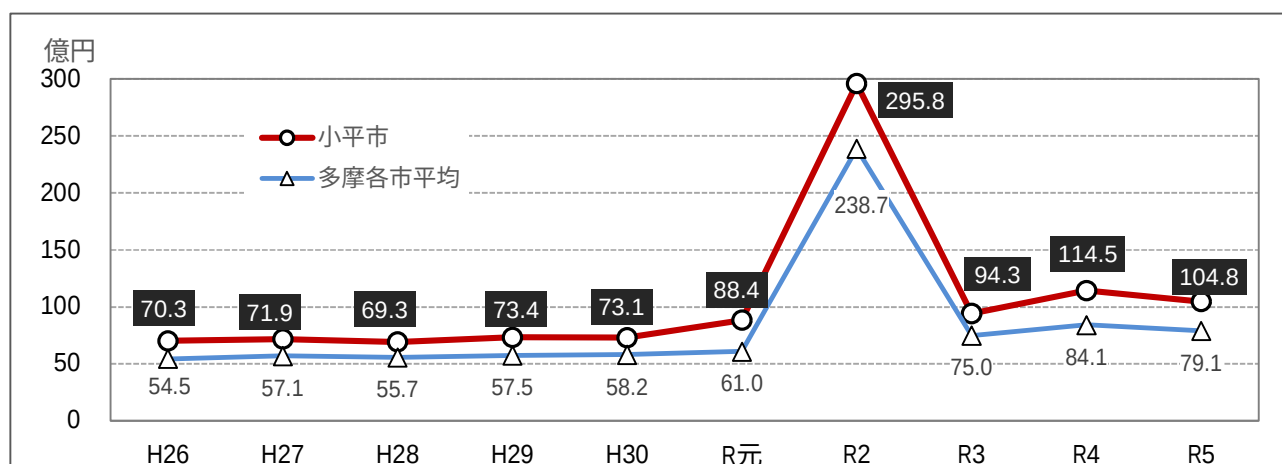
交 際 費 … 市長や議長などの交際費

(カ) 補助費等

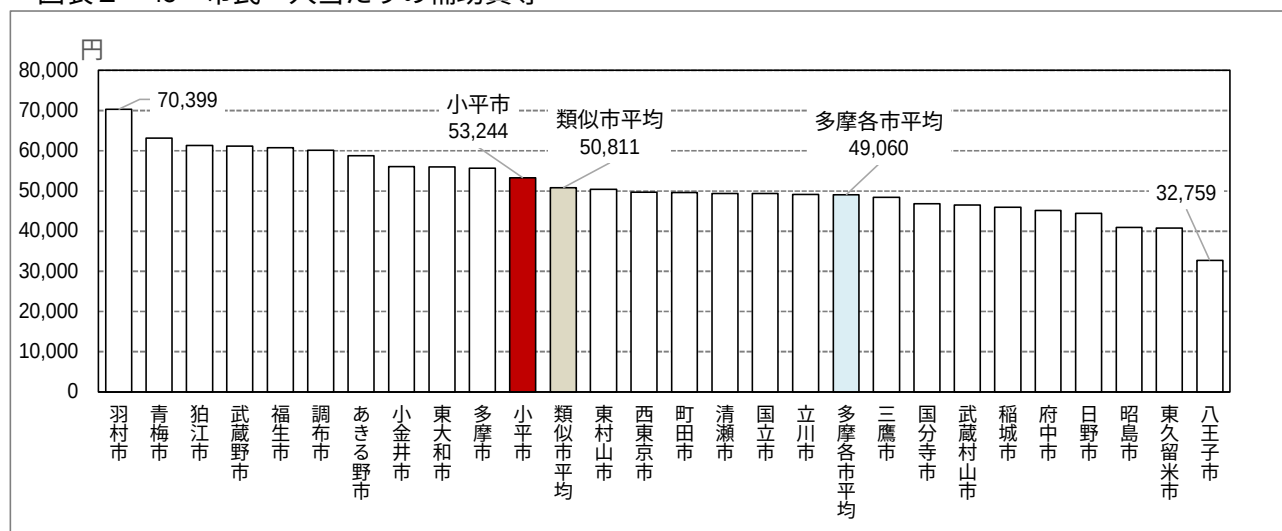
補助費等は、消防事務の委託金、昭和病院企業団、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、多摩六都科学館組合などの一部事務組合への負担金、下水道事業会計繰出金のほか、財政援助団体等への補助などが該当します。

近年はほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度は特別定額給付金などの新型コロナウイルス感染症対策や市税還付金などにより大幅に増加しました。令和5年度は、国や都への補助金等の返還金の減などにより、令和4年度と比較して、約9億7千万円の減となりました。

図表 2-44 補助費等の推移



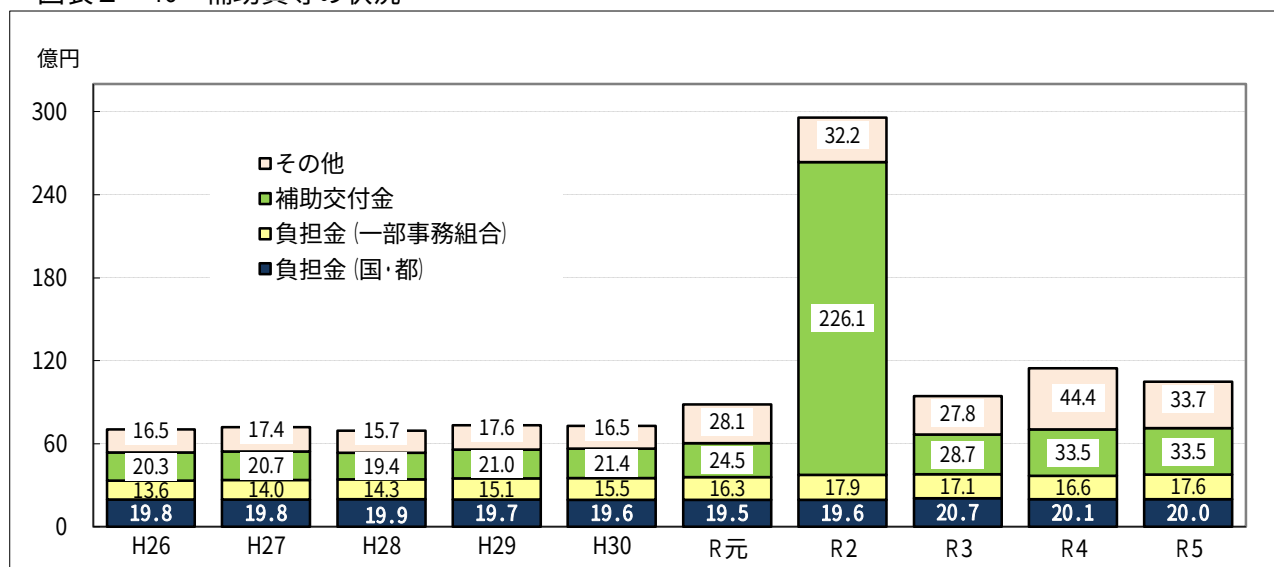
図表 2-45 市民一人当たりの補助費等



小平市の市民一人当たりの補助費等は5万3,244円となり、多摩各市平均や類似市平均を上回っています。多摩26市中の順位は11位で、おおむね中位に位置しています。小平市は、ごみ処理や病院事業等一部事務組合への負担金が多いことや私立幼稚園教育が充実していることなどから補助費等が高くなっています。

なお、財政援助団体等への補助については、「今後の補助金制度の考え方」の方針に沿って、適正な補助金の交付に努めています。

図表 2-46 補助費等の状況



補助費等は補助の対象により次のように分けられます。

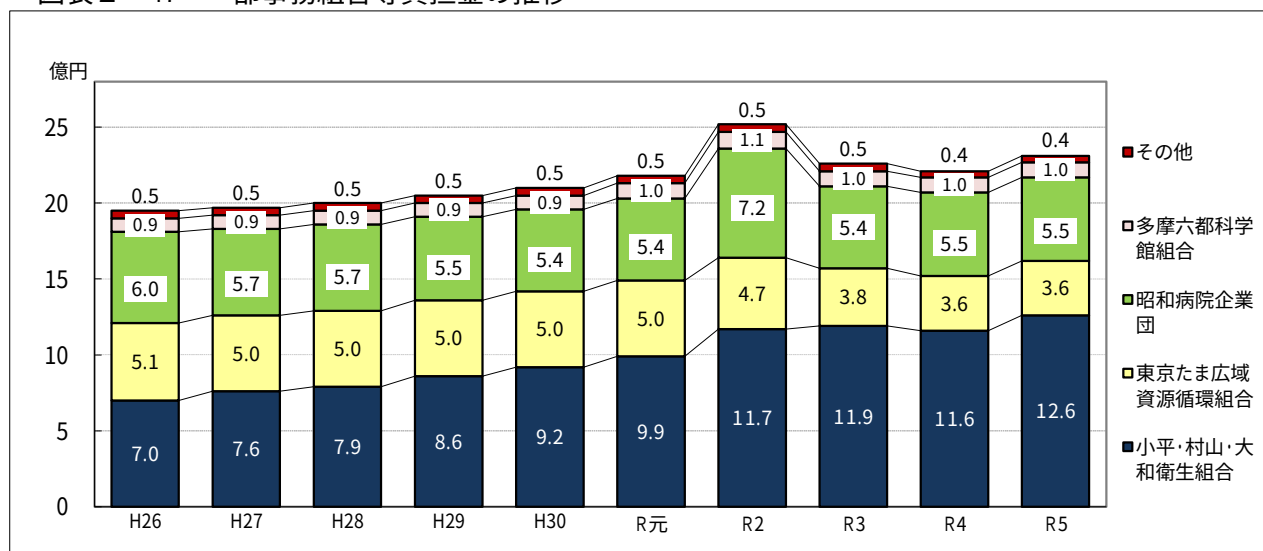
負担金(国・都)……………常備消防事務に関する委託経費

負担金(一部事務組合)…ごみ処理事業など一部事務組合に対する負担金

補助交付金……………社会福祉協議会など市内の各種団体等に対する補助金

その他……………各種謝礼や市税還付金など

図表 2-47 一部事務組合等負担金の推移



市町村が、ごみ処理や病院事業などの事務を複数の市町村と共同して行うために設立した団体を一部事務組合といいます。

一部事務組合への負担金のうち、ごみ処理に係る経費が大半を占めています。

小平・村山・大和衛生組合は、過去に借り入れた起債の償還が進んだことから減少傾向にありましたが、平成26年度からは増加傾向となっています。東京たま広域資源循環組合(最終処分場)は、5億円前後で推移していましたが、令和3年度からは公債費及び焼却残さ搬入量等の減により減少しています。

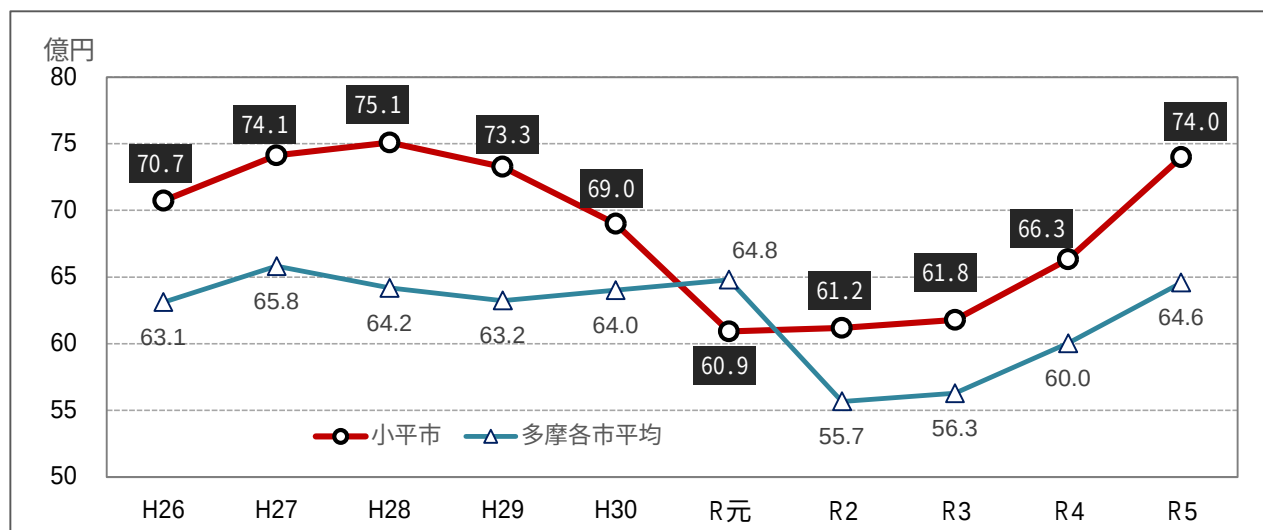
今後は、各施設の老朽化に伴い、施設改修や維持補修に係る経費の増加が見込まれることから、各組合への負担金も増加することが見込まれます。

(キ) 繰出金

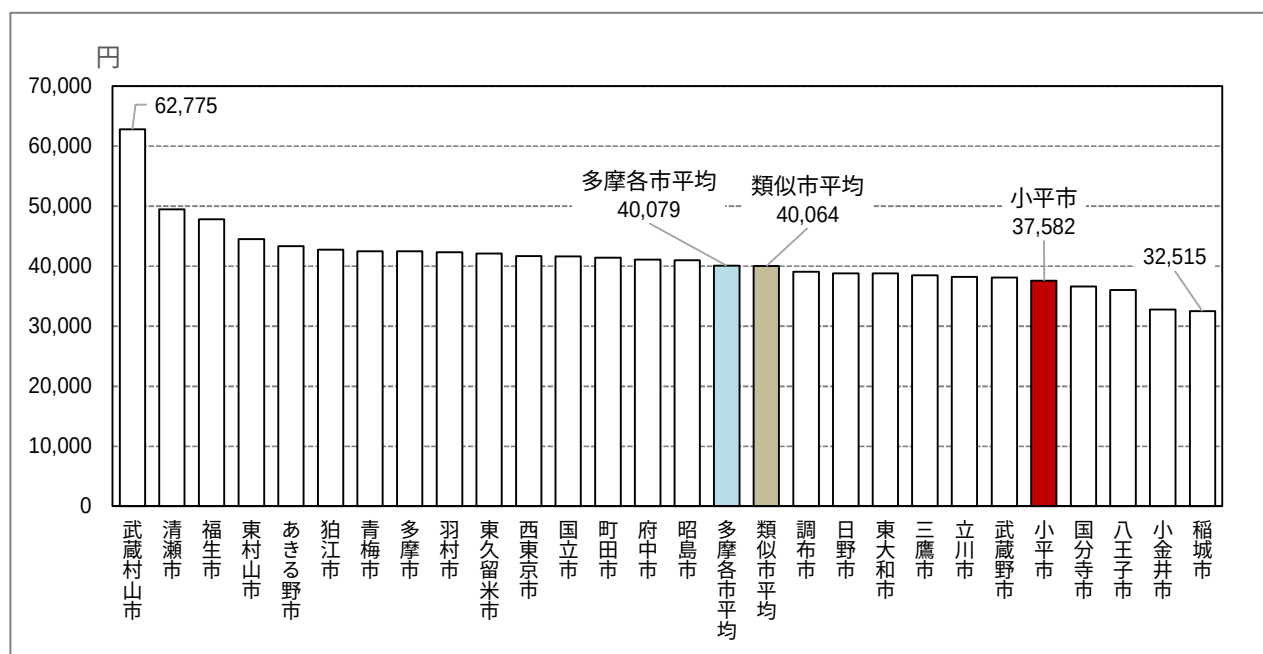
繰出金は、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計等の各特別会計へ支出するお金です。

小平市の令和5年度の繰出金総額は約74億円で、令和4年度と比較すると、国民健康保険事業特別会計で国民健康保険事業費納付金が増となったことなどにより約7億7千万円増加しました。

図表 2-48 繰出金の推移

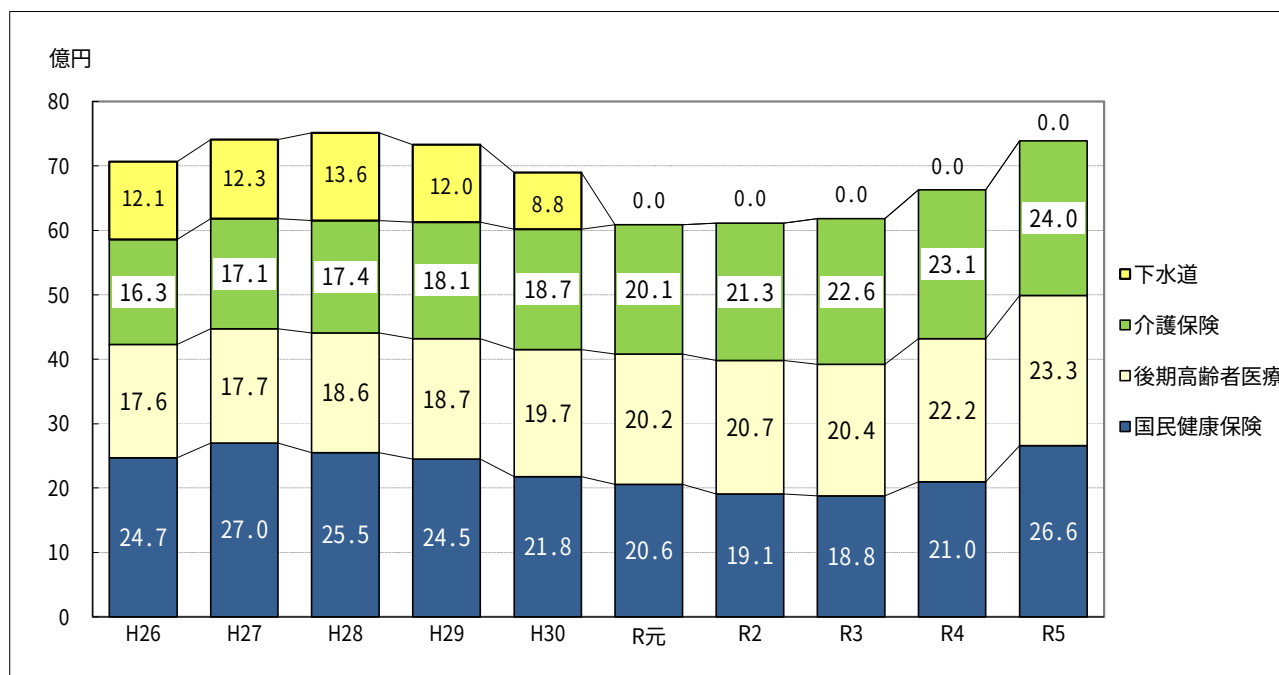


図表 2-49 市民一人当たりの繰出金

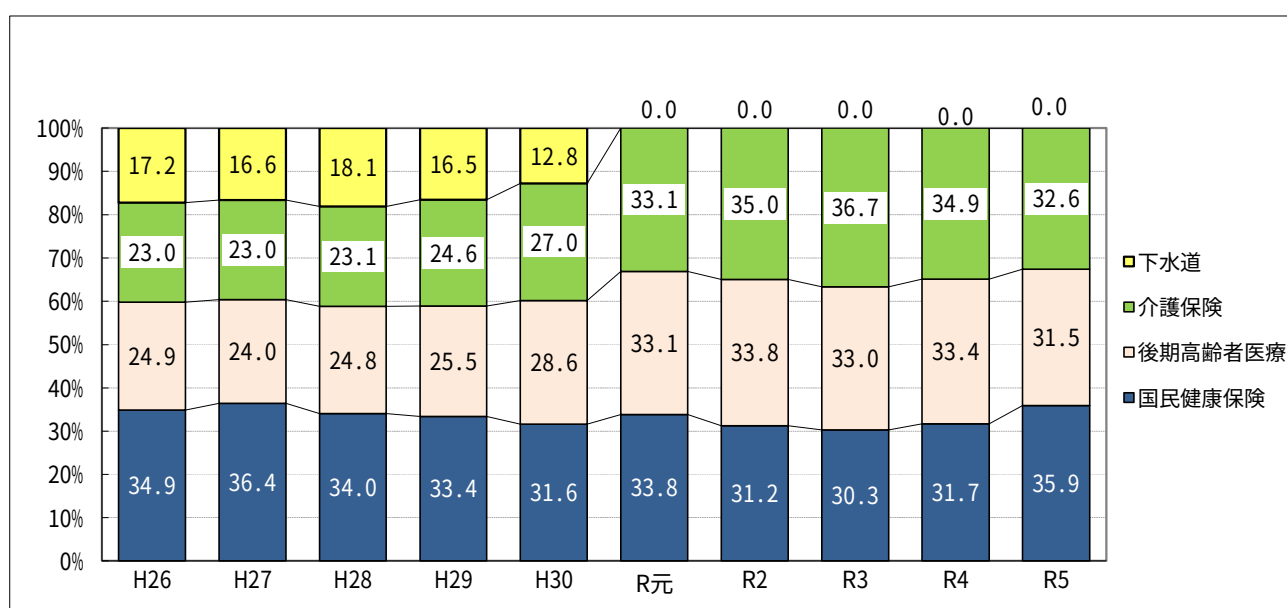


小平市の市民一人当たりの繰出金は3万7,582円で、多摩各市平均4万79円、類似市平均4万64円を下回っています。令和4年度と比較すると、金額で3,895円増加し、多摩26市中の順位は23位から22位となりました。

図表 2－50 特別会計別繰出金の推移



図表 2－51 特別会計別繰出金割合



特別会計のうち、介護保険事業特別会計については、高齢化の進展による被保険者数の増加が続いており、保険給付費の増加に伴い繰出金も増加し続けています。

後期高齢者医療特別会計は、今後も被保険者数の増加や一人当たりの医療費の増加が見込まれていることから、増加傾向が続くものとみられます。

国民健康保険事業特別会計は、国民健康保険事業費納付金が増となったことなどにより、令和4年度に比べ、約5億6千万円の増となりました。

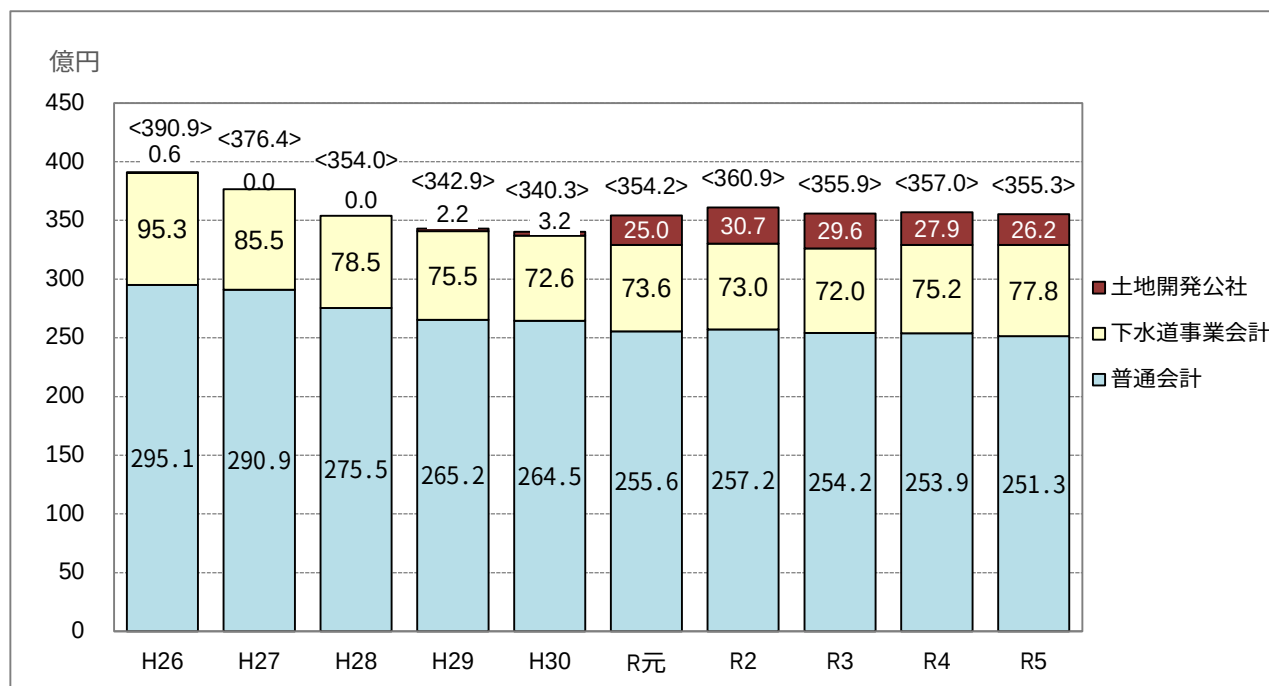
なお、下水道事業会計は令和元年度から地方公営企業法の適用により性質の区分が補助費等に移行しました。

第3 小平市の借金

1 市債等現在高

「市債」は、一般家庭の家計に例えると、住宅や自動車などを購入した際に組むローン（借金）にあたります。

図表3-1 市債等の現在高推移



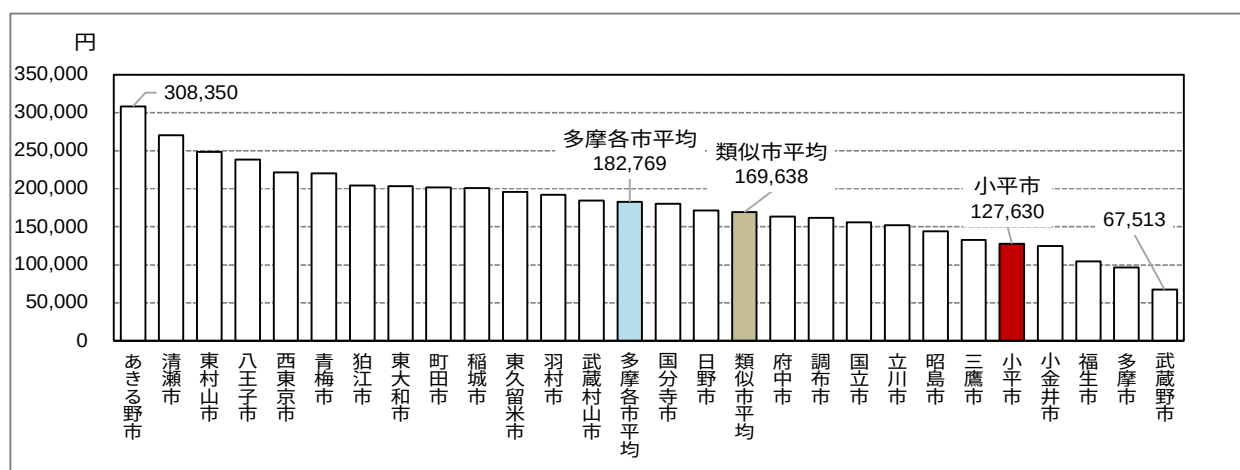
市債等現在高は、平成26年度末には約391億円ありましたが、令和5年度末には約355億円に減っています。

債務の減少に努めてきた結果、土地開発公社は、平成27年度に債務がなくなりましたが、平成29年度以降、都市計画道路用地や鷹の台公園用地を取得したことにより、令和5年度末には26億2千万円の債務残高となりました。

下水道事業会計は、平成2年度に全市公共下水道污水整備が完成したことで大規模な工事が減少し、新たな借入が減少する一方、償還が進むことで、平成26年度末には95億3千万円あった市債現在高も、令和3年度末には72億円まで減少しましたが、令和4年度以降、老朽化対策等への対応に伴い増となり、今後も増加が見込まれています。

普通会計は、平成16年度に市債現在高が441億5千万円とピークになりました。小平市の市債現在高は、令和5年度末には251億3千万円まで減少しましたが、今後は都市計画事業の実施、市街地再開発事業の推進、公共施設の老朽化に伴う維持補修工事や更新工事の実施などにかかる借入により、増加が見込まれています。

図表3-2 市民一人当たりの市債現在高（普通会計ベース）



普通会計ベースの市民一人当たりの市債現在高を見ると、小平市は12万7,630円で、多摩各市平均18万2,769円、類似市平均16万9,638円を大きく下回っています。令和4年度と比較すると、金額で1,275円減少しましたが、多摩26市中の順位は23位から22位となりました。

なお、国の令和5年度末現在の普通国債残高1,053兆6,526億円(出典：財務省ホームページ)を国民一人当たり(1億2,488万5,175人、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口、出典：総務省ホームページ)に換算すると約844万円になり、小平市の約66倍となっています。

2 債務負担行為

債務負担行為とは、数年度にまたがって行われる事業について、初年度に行った契約に対して支払いが複数年度にわたって発生する場合に、将来の支払いを約束する行為のことをいいます。債務負担行為における翌年度以降の支出予定額とは、後年度に支出することが決まっている、いわばローンのようなものです。

小平市では、大規模な施設整備事業や、長期にわたって運営を行う学校給食センター事業などについて、債務負担行為を設定しています。

主な債務負担行為

事 項	令和7年度以降の支出予定額(※)	期 間
東部公園のプール再整備・萩山公園のプール跡地活用に関する公民連携事業	50億1,330万円	令和27年度まで
学校給食センター更新事業、維持管理・運営業務	42億2,957万4千円	令和19年度まで
小川駅西口新公共施設取得事業	35億8,275万円	令和8年度まで
小川駅西口地区市街地再開発事業公共施設管理者負担金	15億3,744万4千円	令和11年度まで
リサイクルセンター長期包括運営業務委託	10億6,084万1千円	令和15年度まで
中央公園グラウンド改修事業	6億5,940万円	令和8年度まで
鷹の台公園整備事業	6億4,200万円	令和8年度まで

※支出予定額は令和7年度当初予算案時点

第4 小平市の貯金

市では、特定の目的のための貯金（積立基金）や、定額の資金の運用（運用基金）などを行っています。

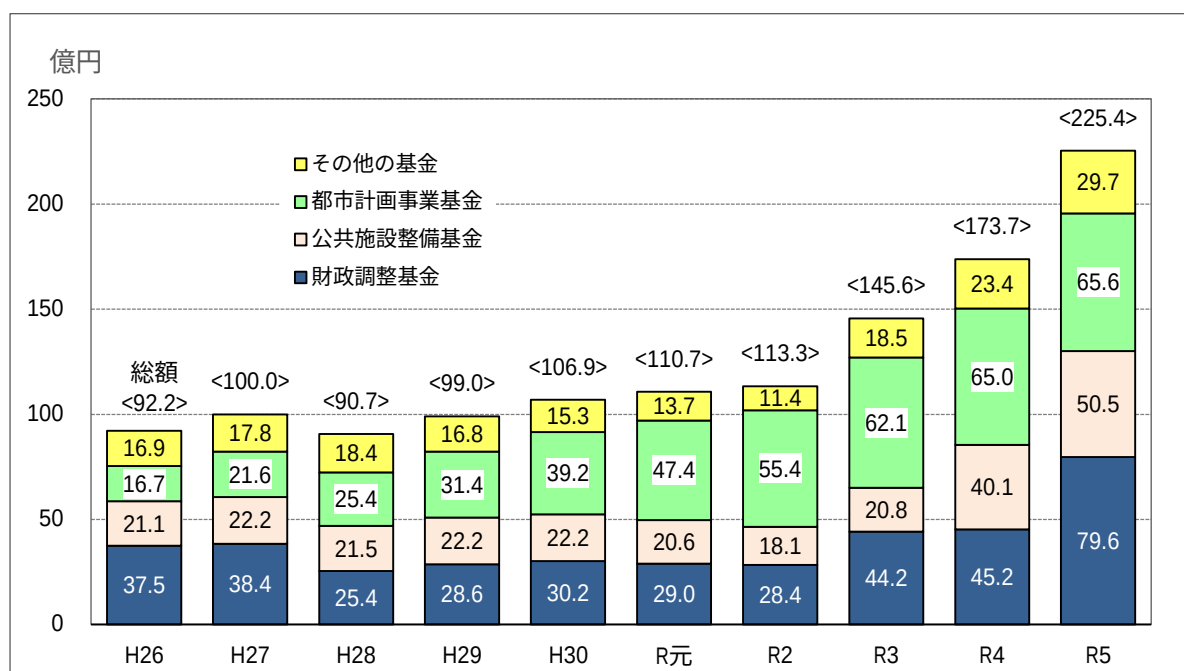
基金のうち、大幅な税収減や災害の発生などによる臨時の出費等への備えや、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる貯金のことを「財政調整基金」といいます。

その他の基金には、公共施設の整備・改修のために積み立てられる「公共施設整備基金」をはじめ、都市計画道路や都市計画公園、市街地再開発事業などの都市基盤整備を進めるための「都市計画事業基金」、さらに、「職員退職手当基金」、「緑化基金」、「ごみ減量・リサイクル推進基金」などがあります。お金に余裕のある年度に確実に積立てを行っていくことは大変重要です。

また、計画的な財政運営を行うためには極力財政調整基金に頼らず、毎年の予算執行を行っていくことが大切です。

年度末の基金の残額を積立金現在高といいます。令和5年度末の普通会計ベースの積立金現在高は約225億4千万円となっています。

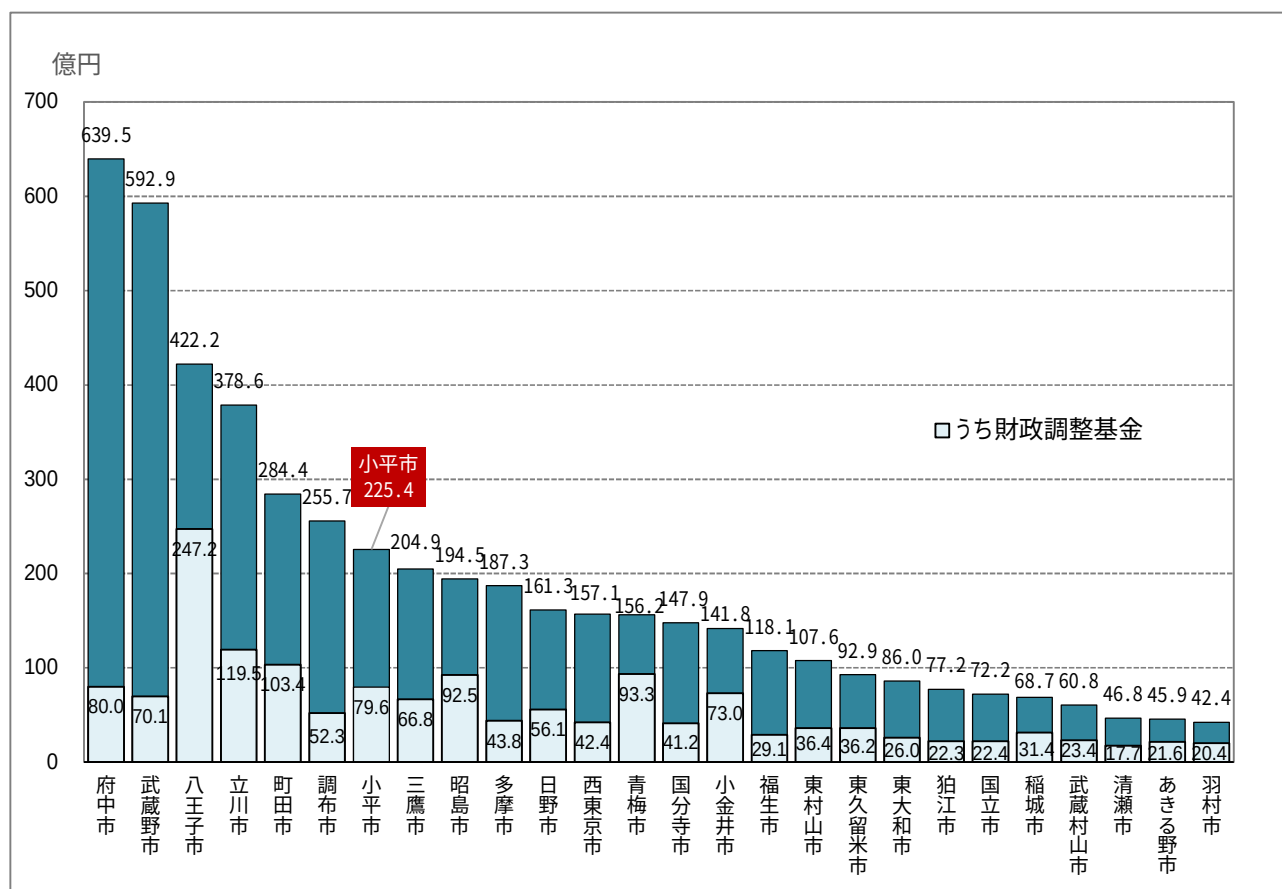
図表4-1 積立金現在高の推移（普通会計ベース）



平成26年度以降は、基金残高が回復傾向にありましたが、平成28年度は、不足する一般財源を補てんするため財政調整基金などを取り崩したことから基金残高は減少しました。

平成29年度以降は、都市計画事業基金を大きく積み立てたことから基金残高は回復し、さらに令和5年度は、法人市民税の大幅な伸びによる市税の増加などにより、財政調整基金、公共施設整備基金のいずれも大きく積み立てることができたことから、基金残高はさらに増加しました。

図表４－２ 令和５年度末積立金現在高比較（普通会計ベース）



図表４－２は、各市の積立金について、年度末の総額が多い順に並べ、そのうち財政調整基金がいくらあるかを示したグラフです。

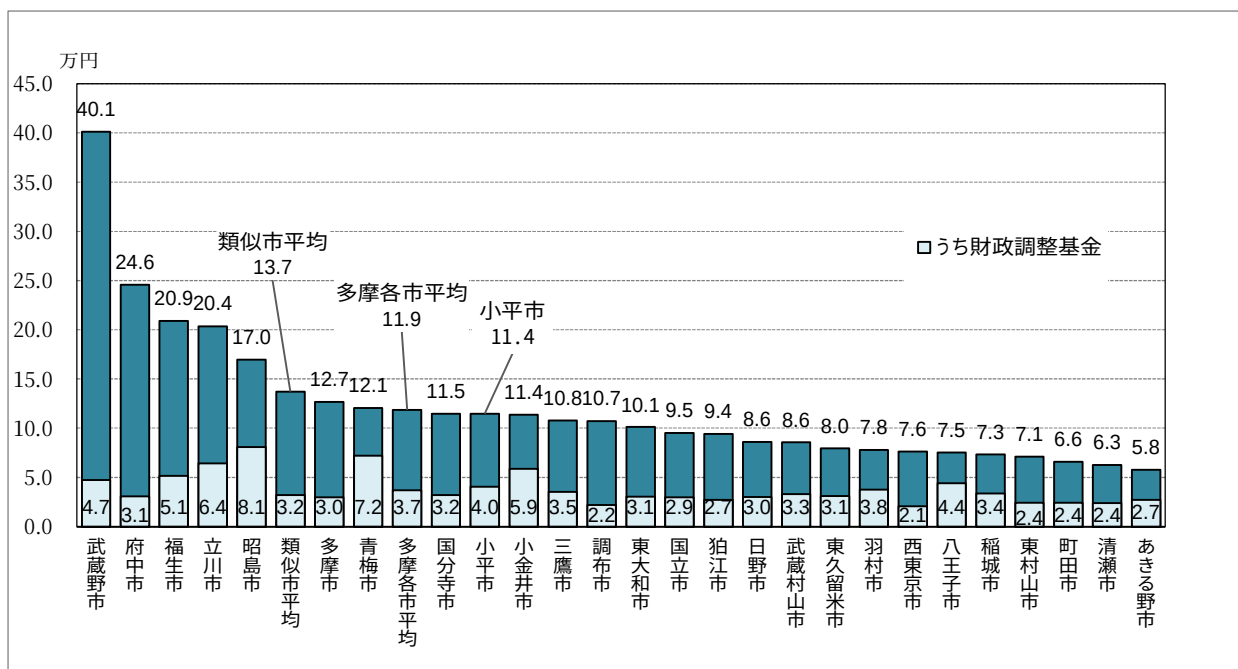
小平市の積立金現在高の総額は約225億4千万円で、令和4年度と比較すると、約51億7千万円増加しました。

財政調整基金以外の積立金は、各市の行政需要や今後予定されている事業などが異なるため、簡単に比較することはできませんが、府中市や武蔵野市は、財政調整基金以外の積立金の割合が大きくなっています。

財政調整基金は、予期しない収入の減少や災害など不測の支出増に備えるほか、計画的な財政運営を行うために必要な基金です。財政調整基金の取り崩しが続くと将来厳しい財政運営を迫られることになるため、財源に余裕がある年度には積極的に積立てを行っていく必要があります。

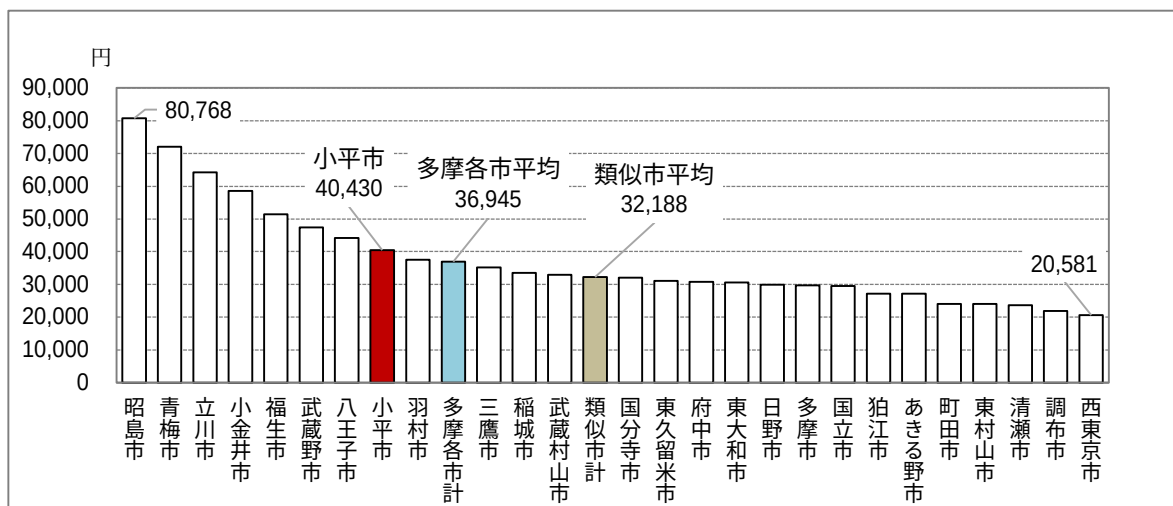
小平市の財政調整基金の令和5年度末現在高は約79億6千万円で、令和4年度末の現在高と比較して約34億円増加しました。

図表４－３ 市民一人当たりの積立金現在高（普通会計ベース）



各市の積立金現在高を市民一人当たりの金額で比較すると、小平市は11万4,490円となり、類似市平均13万7,019円、多摩各市平均11万8,568円を下回っていますが、令和4年度と比較すると、金額で2万6,301円増加し、多摩26市中の順位も15位から9位になりました。

図表４－４ 令和５年度末 市民一人当たりの財政調整基金現在高



次に、財政調整基金についてみていくと、小平市の財政調整基金は4万430円で、多摩各市平均の3万6,945円、類似市平均の3万2,188円を上回っています。令和4年度と比較すると、金額で1万7,452円増加し、多摩26市中の順位は24位から8位へ大きく上がりました。

これまで、小平市の財政調整基金は多摩各市の中では低い水準で推移してきており、令和5年度は、法人市民税の大幅な増加により基金を増やすことができましたが、小平市の法人市民税収は年度による変動が大きいことから、財政需要に安定的に対応するためには引き続き財政調整基金残高の確保に取り組む必要があります。

第5 指標からみる小平市の財政状況

各団体の財政状況を表す財政指標の中で財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率について見てみます。

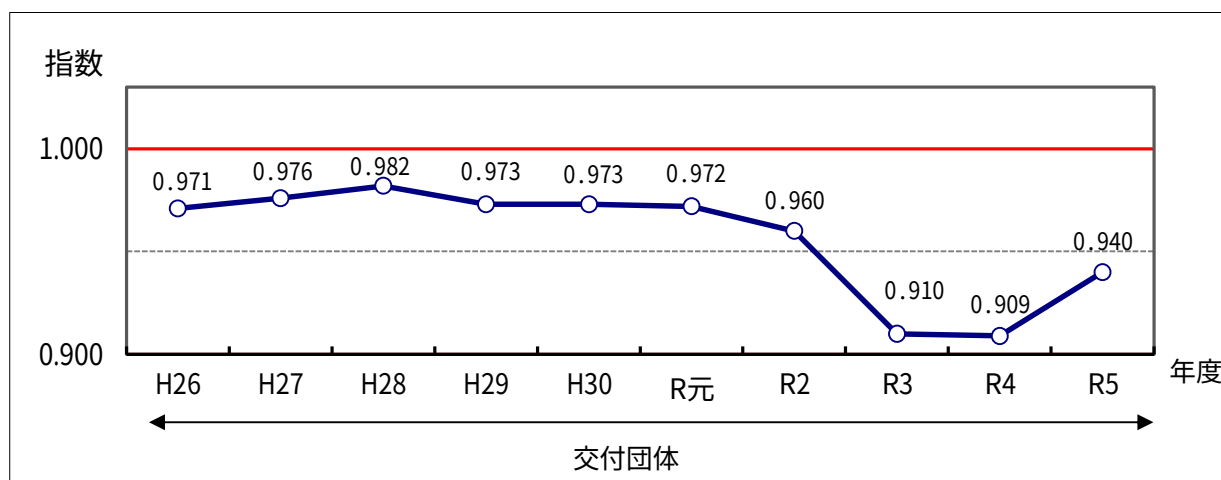
1 収入と支出のバランスは？（財政力指数）

私たちには、日本全国どこに住んでいても、教育や福祉、道路整備などについて、同じ水準のサービスを受ける権利があります。このサービスを標準的なサービスと呼ぶことにします。財政力指数は、地方公共団体が標準的なサービスに必要なお金を自力でどのくらい調達できているか、つまり「十分な収入が確保できているか」を示す指標です。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{自力で調達できるお金 (基準財政収入額)}}{\text{標準的なサービスに必要なお金 (基準財政需要額)}}$$

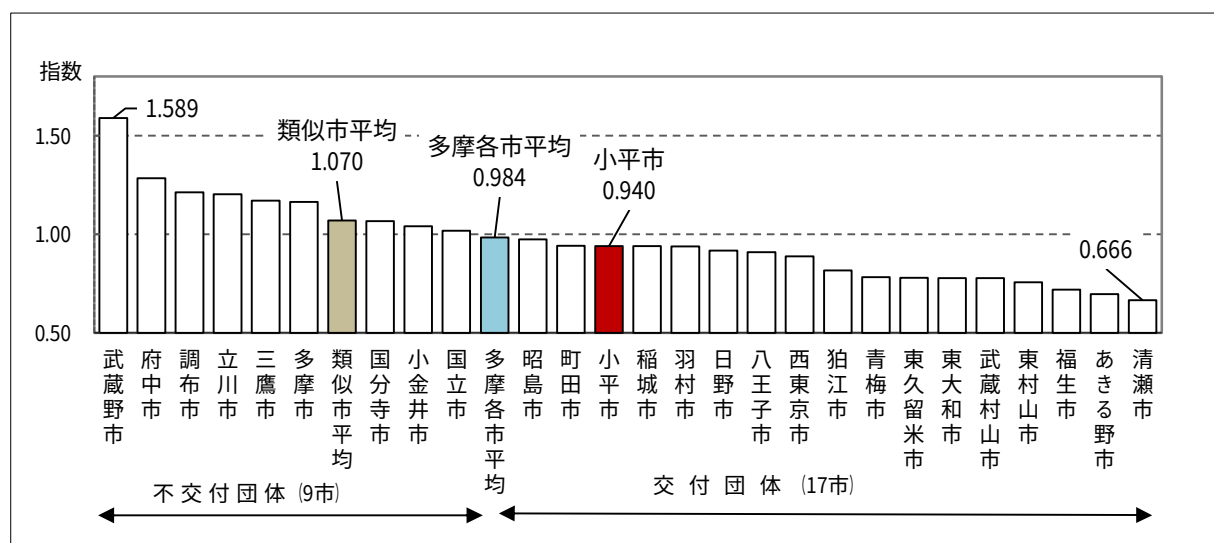
この指数が単年度で1を超えていれば、標準的なサービスを自力で提供できることを意味します。1以下であれば、不足分を国から交付される「普通交付税」により補てんすることになります。小平市は、平成21年度までは、基準財政収入額が基準財政需要額を上回るため不交付団体でしたが、平成22年度以降は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回るため交付団体となっています。

図表5-1 財政力指数の推移（単年度）



過去10年間においては、市税収入の減少や扶助費の増加などにより交付団体となり、指数は1をわずかに下回る数値で推移しています。令和3年度、4年度は、普通交付税の再算定が行われたことにより基準財政需要額が増加したことから、大きく下がりましたが、令和5年度は、市税収入の増などにより基準財政収入額が増加したことなどにより指数が改善しました。

図表5－2 各市の財政力指数（単年度）



多摩26市中の順位は高い方から12番目で、類似市単純平均1.070と多摩各市平均0.984を下回っています。令和5年度の数値は、前年度の0.909から改善し、交付団体17市の中では3位に位置しています。

2 財政に余裕はあるの？（経常収支比率）

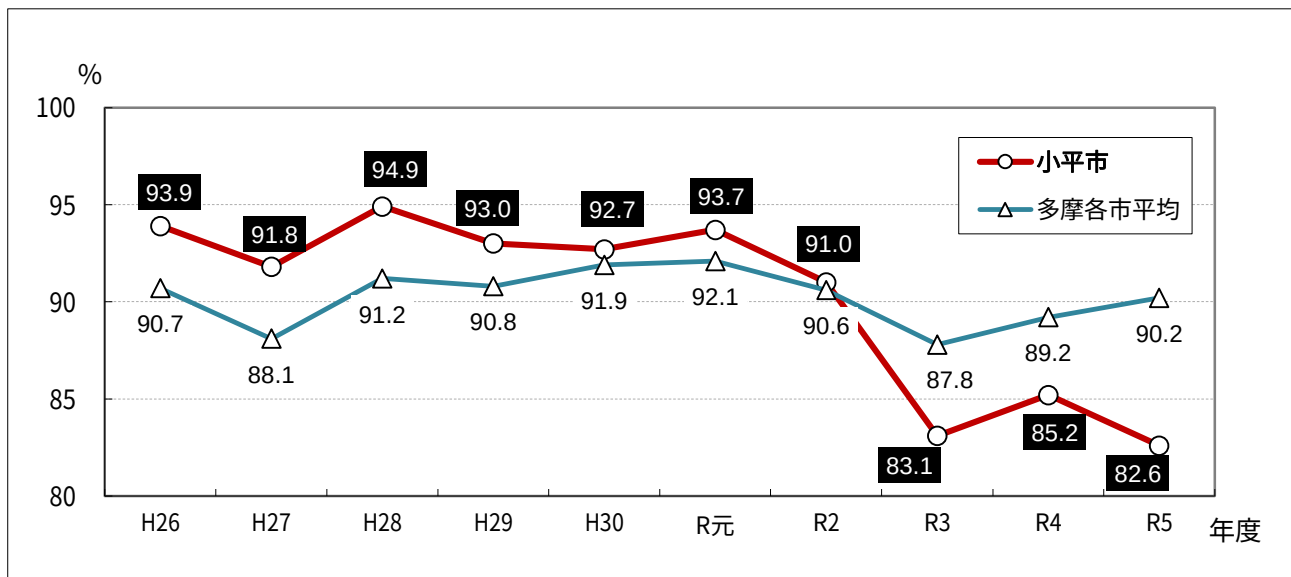
経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源（「経常経費充当一般財源」といいます。）の、市税などのように毎年度経常的に収入される一般財源（「経常一般財源」といいます。）に対する割合をみることで、その団体の財政構造の弾力性を判断するものです。家計に例えると、給料などの定期的に入ってくるお金に対して、家賃、食費、光熱水費、借金の返済などのあらかじめ使い道が決まっているお金の割合がどの程度なのかを示したものです。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源 (毎年度使い道が決まっているお金)}}{\text{経常一般財源 (毎年度定期的に入ってくる自由に使えるお金)}} \times 100$$

毎年定期的に入ってくるお金が多く、毎年使い道が決まっているお金が少なければ、自由に使えるお金が多くなります。つまり、経常収支比率の数値が低いほど、新しい事業や建設事業などにお金を振り分けることができます。

小平市の令和5年度の経常収支比率は82.6%ですから、定期的に入ってくるお金を10,000円とすると、8,260円はその使い道が決まっており、新しい事業などに使えるお金は1,740円ということになります。

図表５－３ 経常収支比率の推移



過去10年間に於いて、平成27年度は、消費税率の引き上げの影響による地方消費税交付金の増などにより経常一般財源が増加したことなどから、前年度と比べ改善しましたが、平成28年度は普通交付税や臨時財政対策債、地方消費税交付金が減となるなど経常収支比率は悪化しました。

平成29年度及び30年度は、市税、普通交付税等が前年度に比べ増となり、臨時財政対策債の借入れも増となったことから、経常収支比率は改善しました。

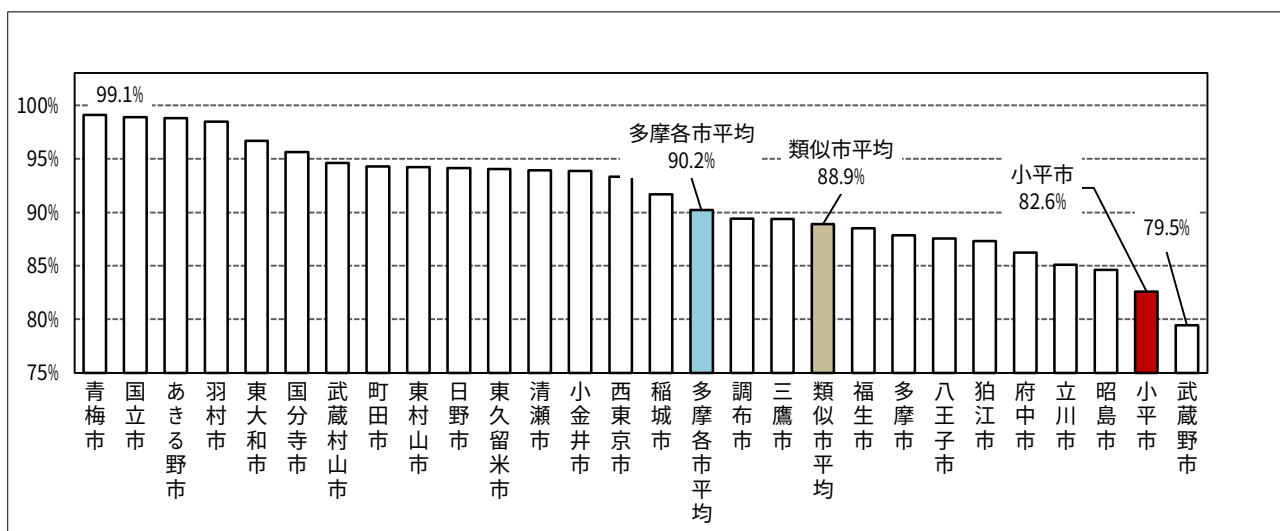
令和元年度の経常一般財源はほぼ前年度並みでしたが、補助費等の増などにより経常経費充当一般財源が増となったため、経常収支比率は悪化しました。

令和2年度及び3年度は、令和元年度に比べ地方交付税、臨時財政対策債や地方消費税交付金など経常一般財源が増、物件費や公債費などの経常経費充当一般財源が減となったことで、特に令和3年度においては経常収支比率が大きく改善しました。

令和4年度は、法人市民税の増などによる市税の増に加え、地方消費税交付金など経常一般財源の増があったものの、施設の運営などにかかる物件費の増のほか、待機児童対策費や生活保護費などの扶助費関連の経常経費充当一般財源が増加したことなどにより、令和3年度に比べ2.1ポイント悪化しました。

令和5年度は、学校給食センター運営・維持管理業務などにより経常経費充当一般財源が増加したものの、令和4年度に引き続き市税の大幅な増などにより経常一般財源の方が大きく増加したことから、令和4年度に比べ2.6ポイント改善しました。

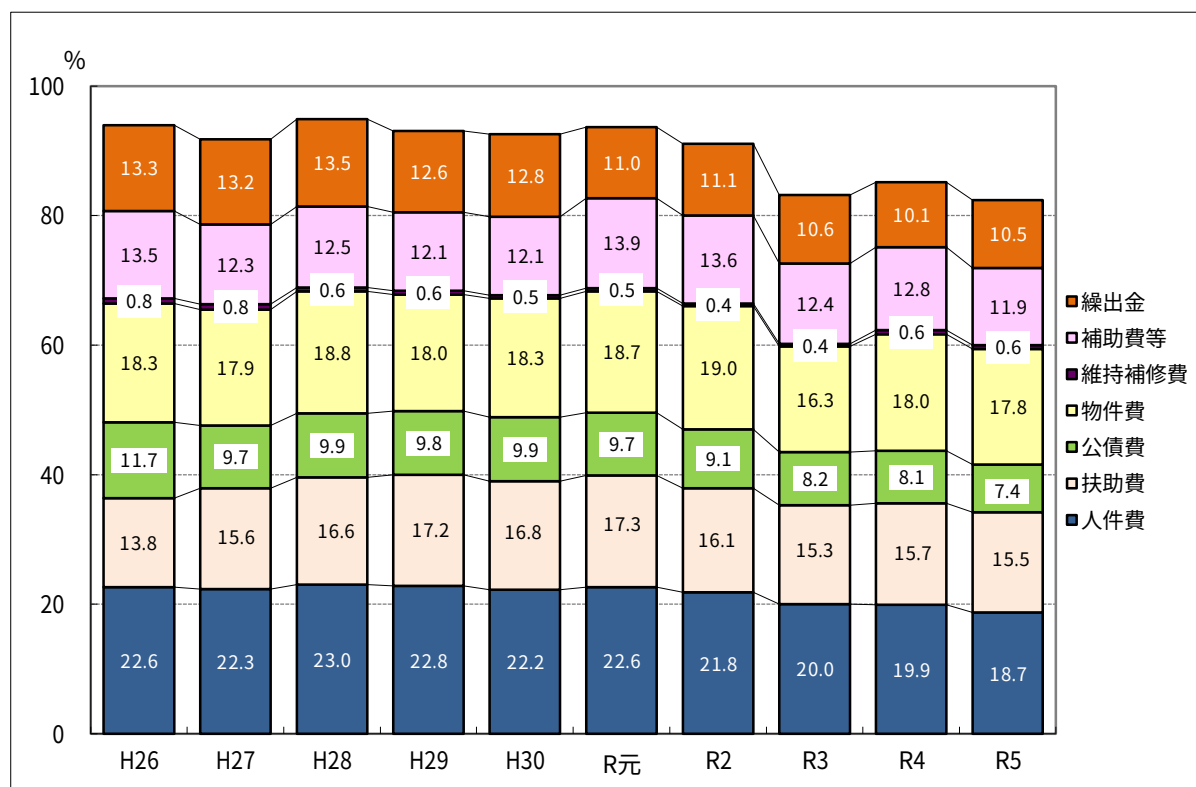
図表５－４ 各市の経常収支比率



令和5年度の小平市の比率は82.6%と令和4年度に引き続き改善された数値となり、多摩26市の順位では、低い方からみて令和4年度の5番目から2番目になりました。

一方、市税の増収は翌年度以降の普通交付税の減につながることや、子育て支援や高齢化の進展などに伴う扶助費の増、物価高による経費の増など、今後の悪化が懸念されます。

図表５－５ 経常収支比率内訳の推移



経常収支比率の性質別の内訳の推移を見ると、令和5年度は分母となる歳入における市税収入が伸びたことにより、全般的に比率が改善しています。繰出金については、約4億5千万円増加したことで比率が悪化しました。

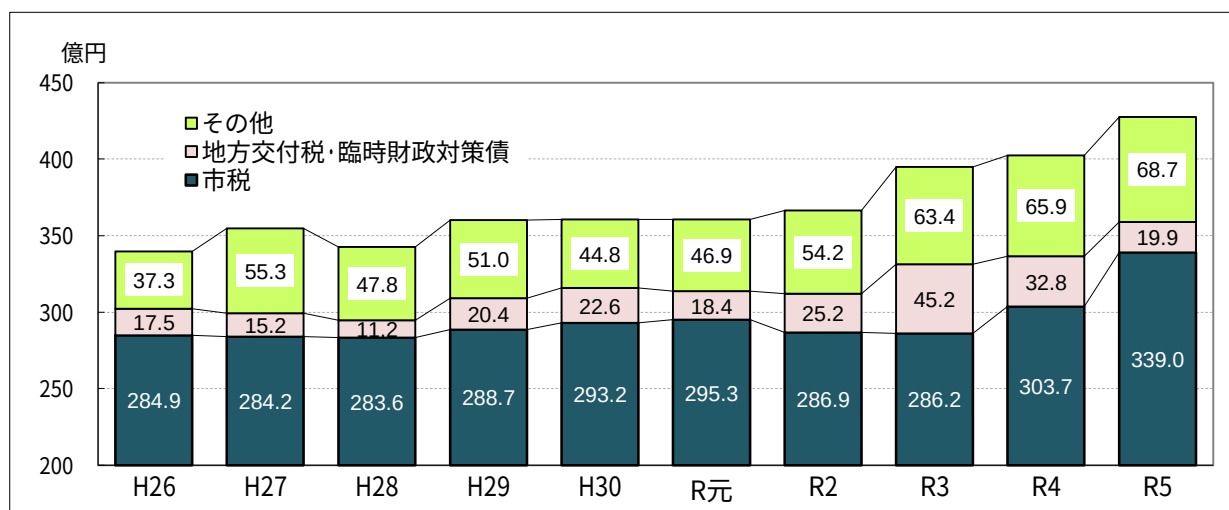
《経常一般財源》

経常収支比率の改善には、分母である毎年定期的に入ってくる自由に使えるお金（経常一般財源）が増えることが必要となります。

経常一般財源の内訳の推移を見ると、経常一般財源は市税が大半を占めており、令和元年度までは微増傾向にありましたが、令和2年度及び3年度はコロナ禍の影響もあり減少しました。令和4年度以降は法人市民税の増などにより増加しています。市税の増加に伴い財源補てんのための地方交付税および臨時財政対策債は減となりましたが、経常一般財源は令和4年度と比べて増加しました。

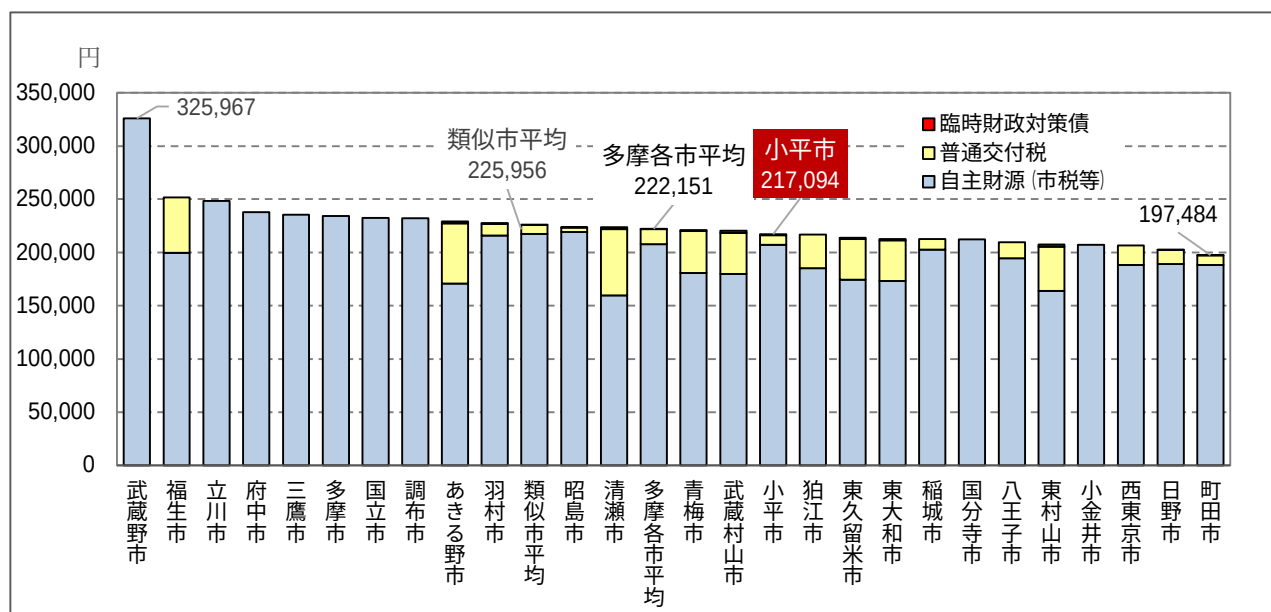
臨時財政対策債は経常一般財源ではありませんが、普通交付税の代替措置であることから、借入額は経常収支比率の分母の経常一般財源に加えられます。令和4年度と比べて、地方交付税は約8億円減少、臨時財政対策債は約5億円減少しています。

図表５－６ 経常一般財源の内訳推移



※その他：譲与税、交付金、使用料、財産収入、諸収入

図表５－７ 市民一人当たりの経常一般財源



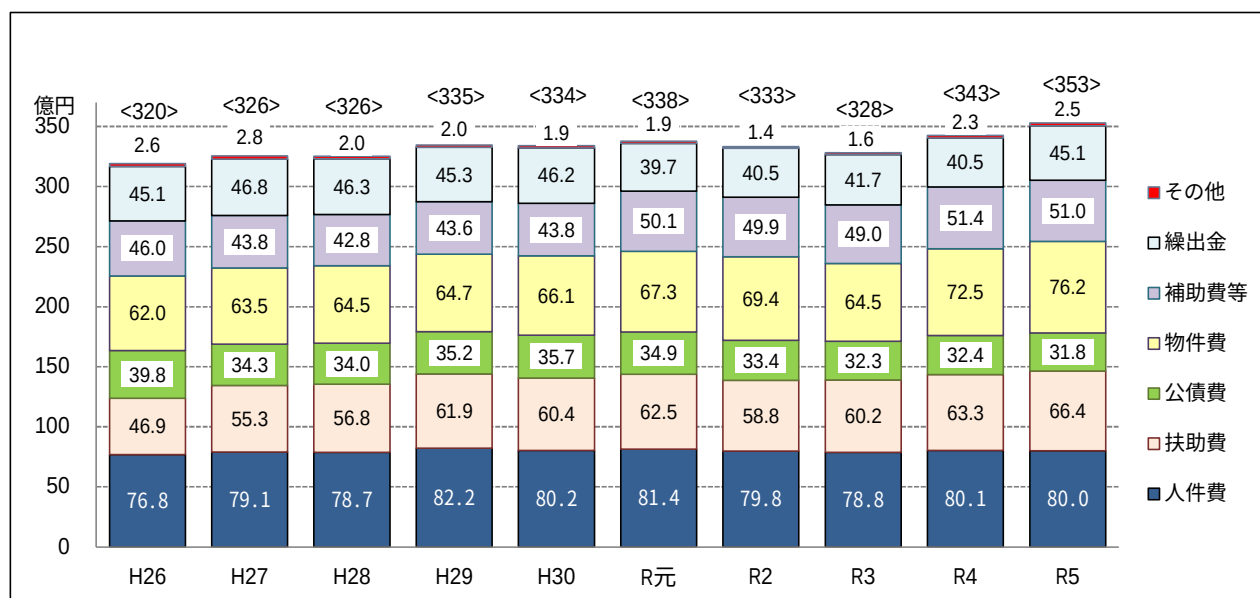
市民一人当たりの経常一般財源は21万7,094円で、類似市平均22万5,956円、多摩各市平均22万2,151円を下回っており、多摩26市中では15位となっています。

全体的に市民一人当たりの市税が多い団体が上位となっていますが、市税が26市中最低位である清瀬市は、経常一般財源では小平市より上の12位となっています。これは、普通交付税額の影響によるもので、小平市の市民一人当たりの普通交付税額は交付団体17市中15位と少ないため、順位が下がっています。

《経常経費充当一般財源》

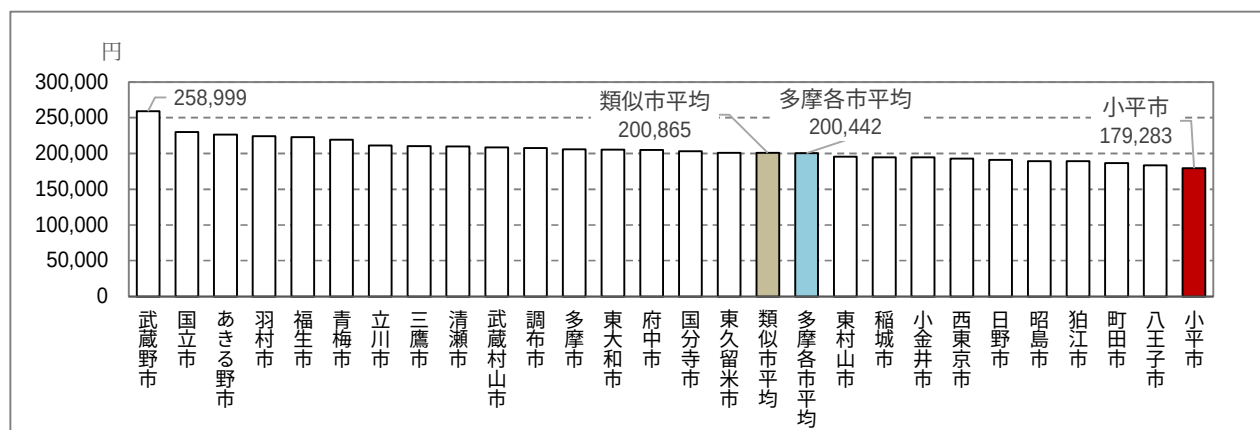
経常収支比率を算出する際の分子にあたる経常経費充当一般財源の性質別内訳の推移を見ると、この10年間で約30億円増加しています。10年前と比較すると、公債費は約8億円減少していますが、扶助費が約20億円、物件費が約14億円増加しています。令和2年度及び3年度はコロナ禍の影響などがあり微減となりました。令和5年度は、令和元年度以降40億円程度で推移していた繰出金が45億円へ増加しました。

図表5－8 経常経費充当一般財源の性質別内訳の推移



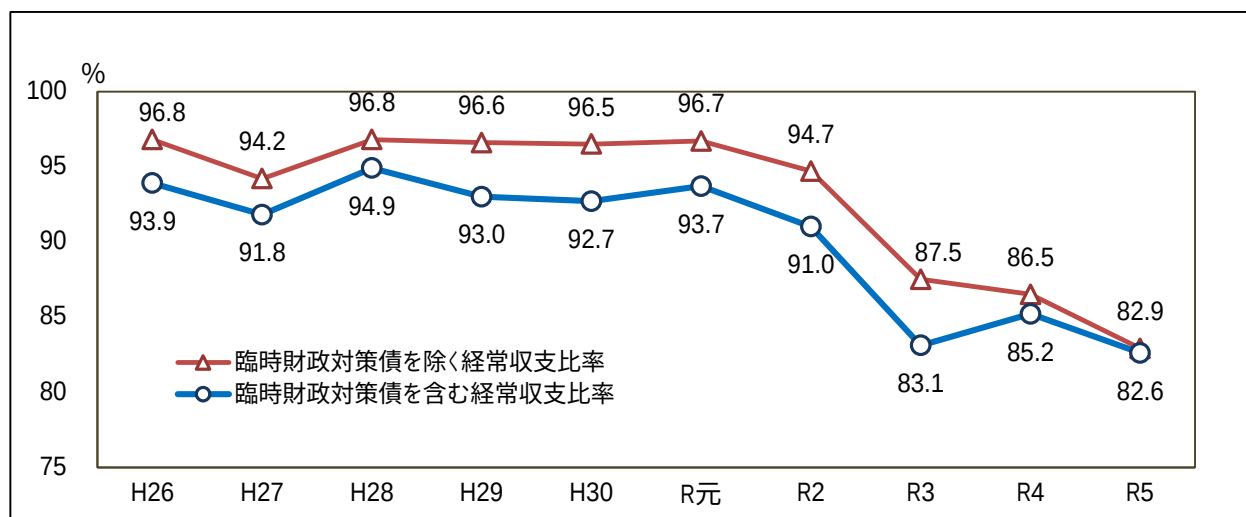
※その他：維持補修費など

図表5－9 市民一人当たりの経常経費充当一般財源



小平市の市民一人当たりの経常経費充当一般財源は17万9,283円で、多摩各市平均20万442円、類似市平均20万865円を下回っており、多摩26市中では26位となっています。

図表5-10 臨時財政対策債等の有無による経常収支比率の比較



図表5-10は、経常収支比率の分母に臨時財政対策債を加える場合と加えない場合の比較をあらわしています。2つの比率の差が大きい場合は、臨時財政対策債の借入れが多かった年となります。

令和5年度は、臨時財政対策債を分母に加えない場合の比率は82.9%となり、加える場合と比べると0.3ポイントの悪化となります。

令和4年度と令和5年度の推移をみると、臨時財政対策債を分母に加えない場合は3.6ポイントの改善、加えた場合も2.6ポイントの改善となります。これは、市税等の経常一般財源が増加したことによる影響と言えます。

臨時財政対策債は、普通交付税の代替措置として借り入れる市債であり、普通交付税の不交付団体となった際は返済額が将来の負担となるため、借入れについては、財政状況を踏まえた検討が必要です。

図表5－11 各市の経常収支比率の内訳

	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	繰出金	その他	計
八王子市	20.4	19.0	10.4	17.1	6.2	12.5	2.0	87.5
立川市	19.8	15.9	6.3	21.3	10.4	9.8	1.6	85.1
武蔵野市	18.0	12.7	2.8	26.2	11.2	7.1	1.3	79.5
三鷹市	21.2	16.3	8.0	21.2	12.7	9.2	0.8	89.4
青梅市	21.5	19.1	10.7	18.4	17.3	10.7	1.4	99.1
府中市	16.6	14.7	6.1	26.7	10.9	9.3	2.0	86.2
昭島市	20.8	16.1	7.1	19.0	9.6	11.4	0.6	84.6
調布市	21.2	12.3	6.9	22.1	16.5	9.3	1.1	89.4
町田市	22.6	17.5	9.1	19.6	9.7	14.1	1.7	94.3
小金井市	21.9	17.4	8.3	22.1	12.8	10.4	1.0	93.9
小平市	18.7	15.5	7.4	17.8	11.9	10.5	0.6	82.6
日野市	23.3	17.2	9.3	18.6	12.6	11.7	1.4	94.2
東村山市	22.2	15.4	11.8	20.0	10.9	13.2	0.7	94.2
国分寺市	22.9	17.3	7.6	24.5	12.5	10.3	0.6	95.7
国立市	27.5	19.1	9.8	18.0	12.2	11.6	0.8	98.9
福生市	24.5	16.0	4.7	19.5	11.5	11.4	0.8	88.5
狛江市	22.8	13.3	8.7	17.9	11.8	12.4	0.3	87.3
東大和市	23.2	19.9	9.5	19.3	10.5	13.4	1.0	96.7
清瀬市	24.2	16.8	11.7	17.9	9.2	13.9	0.4	93.9
東久留米市	21.2	20.0	8.7	19.4	10.7	13.6	0.5	94.0
武蔵村山市	21.8	21.6	8.1	17.7	11.1	13.5	0.8	94.6
多摩市	20.8	13.0	6.0	24.1	11.5	11.3	1.1	87.8
稲城市	25.7	16.2	10.1	23.7	5.9	9.2	0.9	91.7
羽村市	24.8	20.4	8.1	17.6	15.3	10.8	1.5	98.5
あきる野市	23.6	14.1	11.9	17.9	17.3	12.6	1.5	98.8
西東京市	22.7	14.1	10.8	20.6	11.9	12.2	1.1	93.3
多摩各市平均	21.3	16.3	8.4	20.6	11.1	11.3	1.2	90.2

各市の経常収支比率の内訳を見ると、小平市は、人件費が低い方から数えて3番目となっていますが、補助費等は16番目で、他市に比べてやや高い比率となっています。

小平市では令和4年度と比較すると、経常一般財源である市税の増加により、全般的に数値が改善しており、全体で2.6ポイントの改善となりました。その中で、繰出金については、国民健康保険事業特別会計に対する繰出金の増などにより、0.4ポイント悪化しています。

経常収支比率を1%下げするためには、経常一般財源を約5億2千万円増やすか、経常経費充当一般財源を約4億2千万円削減する必要があります。市税を中心とした経常一般財源を確保しつつ、歳出の圧縮に努め、事業や施設の見直しをする必要があります。

3 財政の健全性は？（健全化判断比率）

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（＝財政健全化法）が成立しました。これまでも地方財政再建促進特別措置法（＝財政再建法）により、自治体財政の再建が行われてきましたが、財政再建法では、一般会計の赤字を対象にした指標のみが判断基準であったため、特別会計などに赤字を抱えている場合については早期発見ができなかったことなどから、制度が抜本的に見直されました。

「財政健全化法」の特徴としては、次の点があげられます。

- ① 「早期健全化」「財政再建」の2段階で財政悪化をチェックする
- ② 財政の健全性に関する指標として、4つの健全化判断比率を算定する
- ③ 指標が一定以上になると「財政健全化計画」「財政再生計画」を定め、早急に改善に努めなければならない

自治体に求められる4つの健全化判断比率は次のとおりです。

実質赤字比率	フロー指標	一定期間内の収支勘定を見る指標
連結実質赤字比率		
実質公債費比率		
将来負担比率	ストック指標	ある時点での資産の量を測る指標

また、その目的を自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」としています。従来の普通会計のみの財政状況の分析から、特別会計の財政状況、一部事務組合や広域連合への負担金・補助金の状況、さらには地方公社・第三セクターの債務までを新たにチェック対象とし、実質的な負債を明らかにした形での財政状況を公表することとしています。

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務づけられています。

図表5-12 小平市の比率

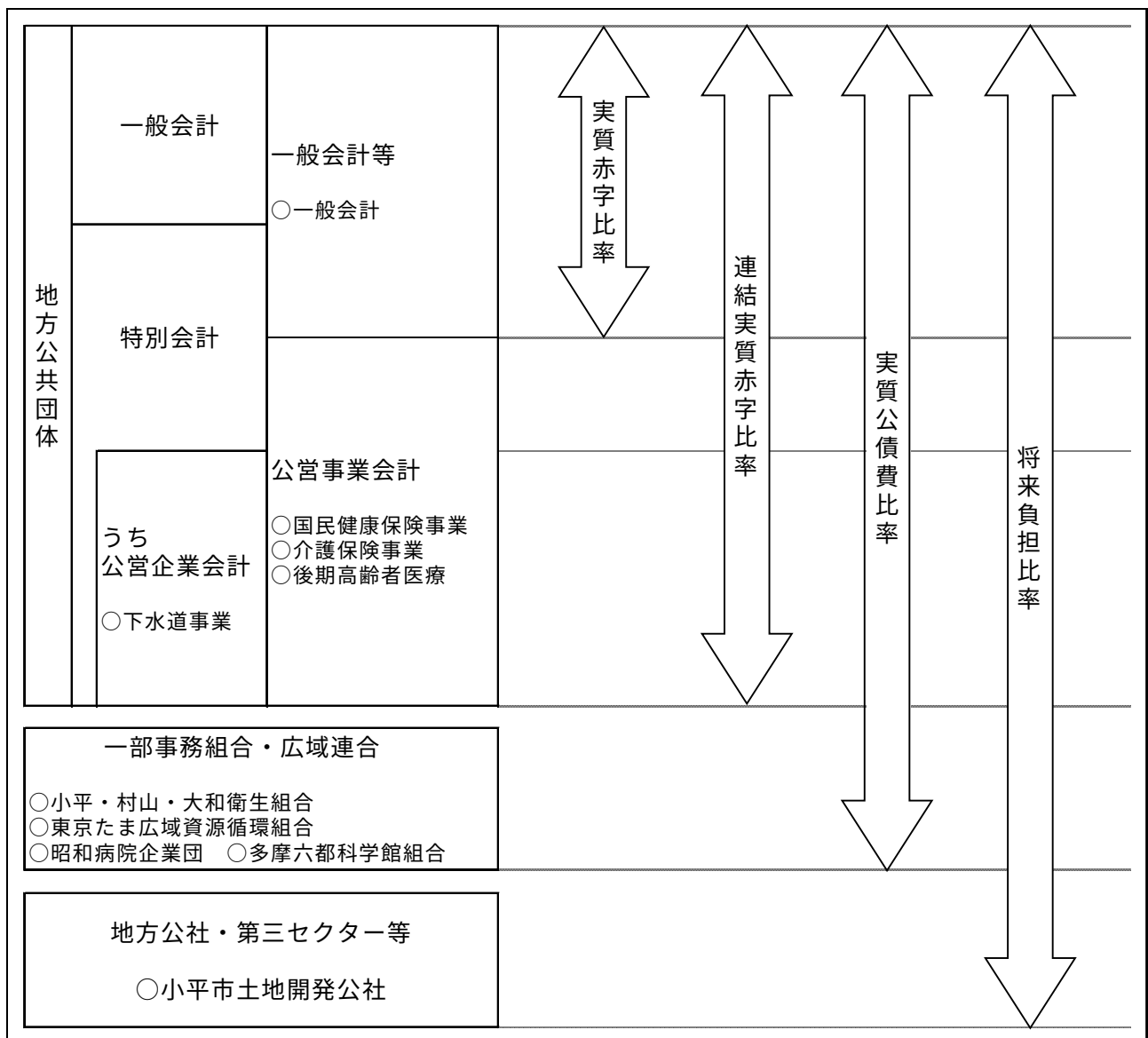
	小平市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※	—	11.49%	20.00%
連結実質赤字比率 ※	—	16.49%	30.00%
実質公債費比率	1.8%	25.00%	35.00%
将来負担比率 ※	—	350.00%	

※ 黒字、将来負担比率がない場合は「—」で表示

4つの健全化判断比率については、総務省の定める基準値を超えた場合には、その比率により、「早期健全化団体」、または「財政再生団体」となります。

小平市の令和5年度決算における各比率は上の表のとおりで、いずれも基準値を下回っており、健全化団体等へ移行することはありません。

健全化判断比率の対象



なお、4指標の計算式は次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことです。黒字か赤字かを判断する指標で、黒字の場合は「－」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(A) + (B)}{\text{標準財政規模}}$$

A：一般会計実質赤字額

B：特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字額

(※) 標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

(2) 連結実質赤字比率

全会計の赤字額から黒字額を引いた額（「連結赤字額」といいます）を、標準財政規模で割った比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(C) + (D) - \{ (E) + (F) \}}{\text{標準財政規模}}$$

C：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

E：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

F：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。収入のうち、どのくらいを借金の返済に充てているかを示すもので、一部事務組合等も含めて判断します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{G}) - (\text{H}) + (\text{I}) + (\text{J}) + (\text{K}) - (\text{L})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - (\text{L})}$$

G：一般会計の元利償還金

H：都市計画税充当可能額

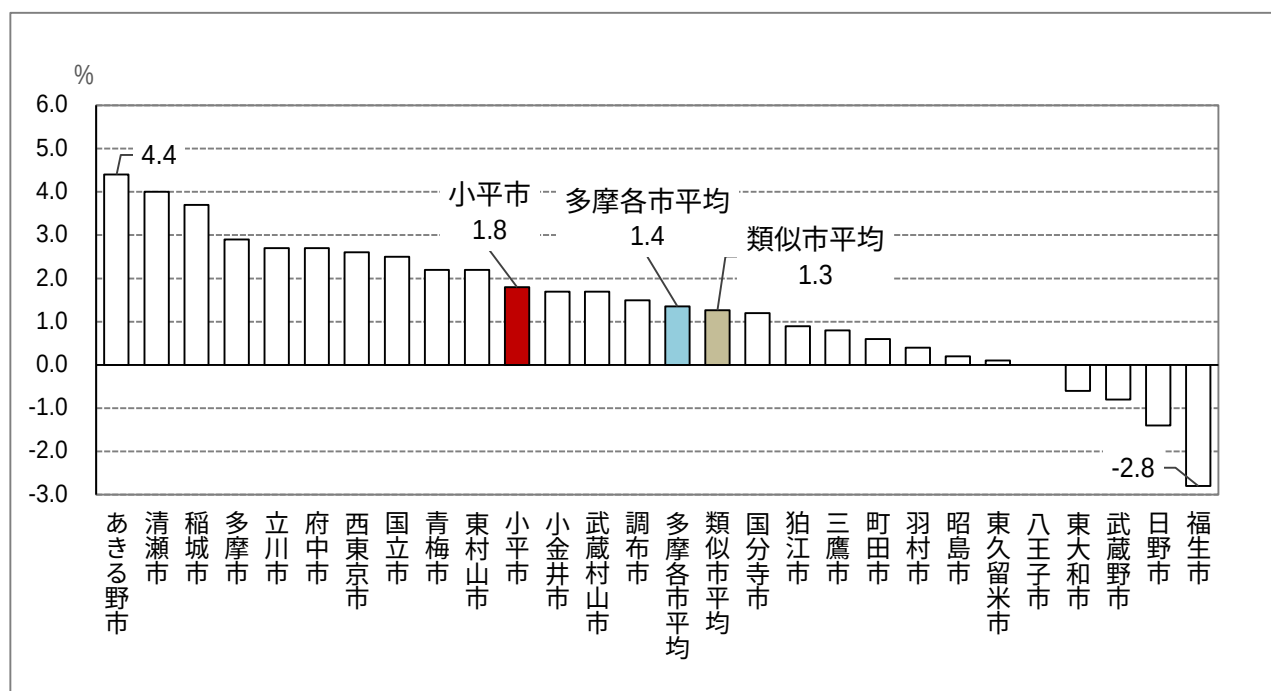
I：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

J：一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

K：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

L：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

図表5-13 令和5年度における26市の実質公債費比率



令和5年度の実質公債費比率は、小平市は1.8%となり、多摩各市平均の1.4%、類似市平均の1.3%を上回る数値となっており、多摩26市中では11番目となります。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何年分であることを表した指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(M) - \{ (N) + (O) + (P) \}}{\text{標準財政規模} - (Q)}$$

M：将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

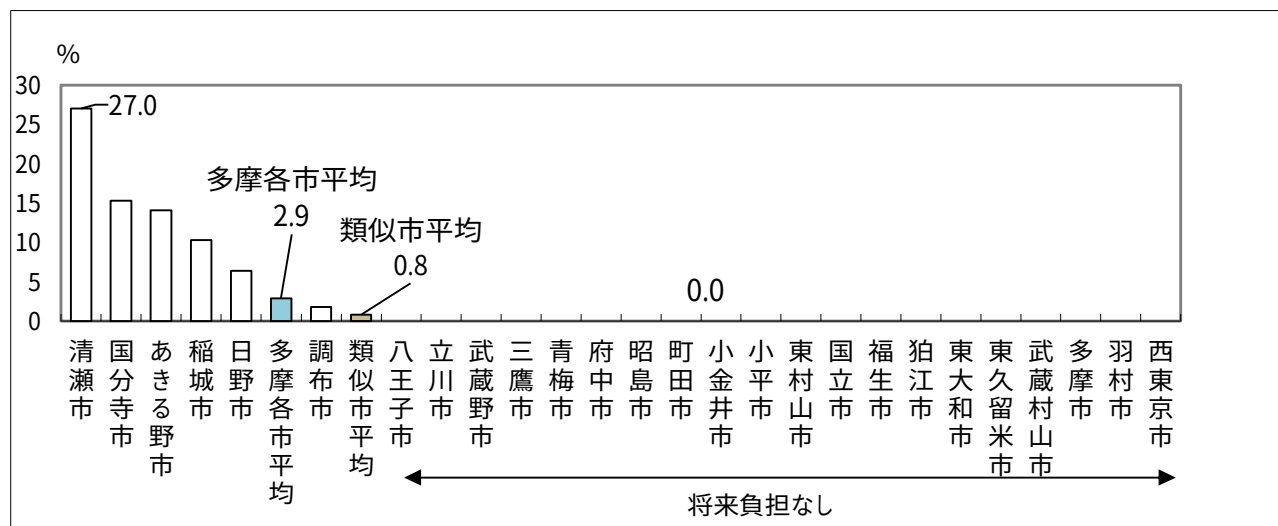
N：充当可能基金額

O：地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

P：地方債の償還額等に充当可能な特定な歳入見込額

Q：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

図表5-14 令和5年度における26市の将来負担比率



令和5年度における小平市の将来負担比率は△54.1%で、令和4年度に比べ19.4ポイント改善しており、多摩各市単純平均の2.9%、類似市単純平均の0.8%より低い数値となっています。

(5) 早期健全化基準、財政再生基準は大丈夫なのか

健全化判断比率が早期健全化基準及び財政再生基準となる場合は、以下のとおりです。

健全化 判断基準	小平市の指数	早期健全化基準		財政再生基準	
		基準値	小平市を超えるには	基準値	小平市を超えるには
実質赤字 比率	「－」 約37億円の黒 字	11.49%	約44億6千万円の赤字と なった場合	20.00%	約77億7千万円の赤字 となった場合
連結実質 赤字比率	「－」 約63億2千万円 の黒字	16.49%	約64億1千万円の赤字と なった場合	30.00%	約116億5千万円の赤字 となった場合
実質公債 費比率	1.8%	25.0%	公債費償還金が、現在の 約31億8千万円から約116 億5千万円となった場合	35.0%	公債費償還金が、現在 の約31億8千万円から 約153億円となった場 合
将来負担 比率	「－」 △54.1%	350.0%	地方債現在高が、現在の 約251億円から約1,727億 5千万円となった場合		

早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに、実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。

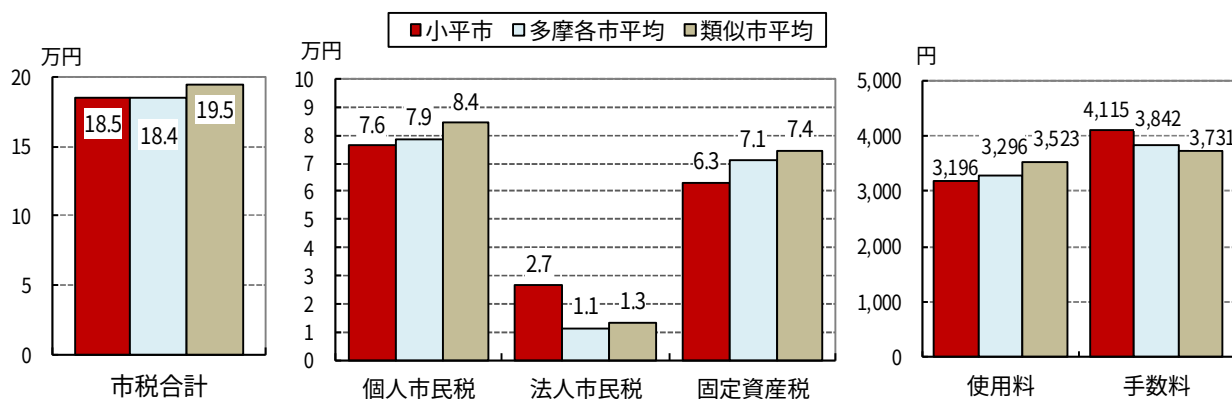
財政再生基準を超えた場合は、地方債の起債制限を受けるとともに、議会の議決を経て「財政再生計画」の策定が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。

第6 小平市の財政構造の特徴

1 小平市と多摩各市平均を比較してみると

令和5年度の小平市の財政状況について、多摩各市との比較結果をまとめると以下のようになります。

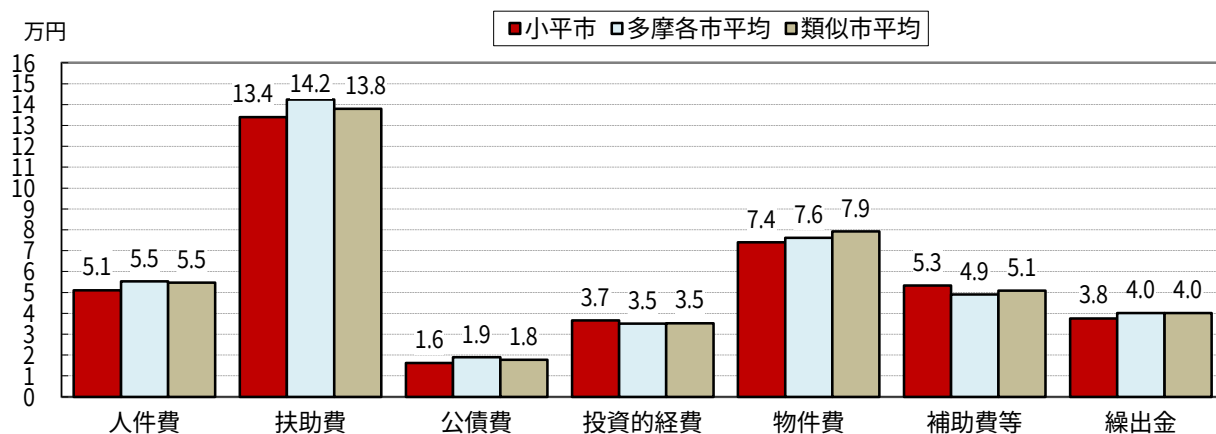
図表6-1 市民一人当たりの歳入の比較



市民一人当たりの市税全体額は多摩26市中12位となっており、多摩各市平均を上回っていますが、類似市平均を下回っています。税目別では多摩26市中、個人市民税が12位、法人市民税が2位、固定資産税が17位となっています。

また、使用料は15位、手数料は11位となっています。

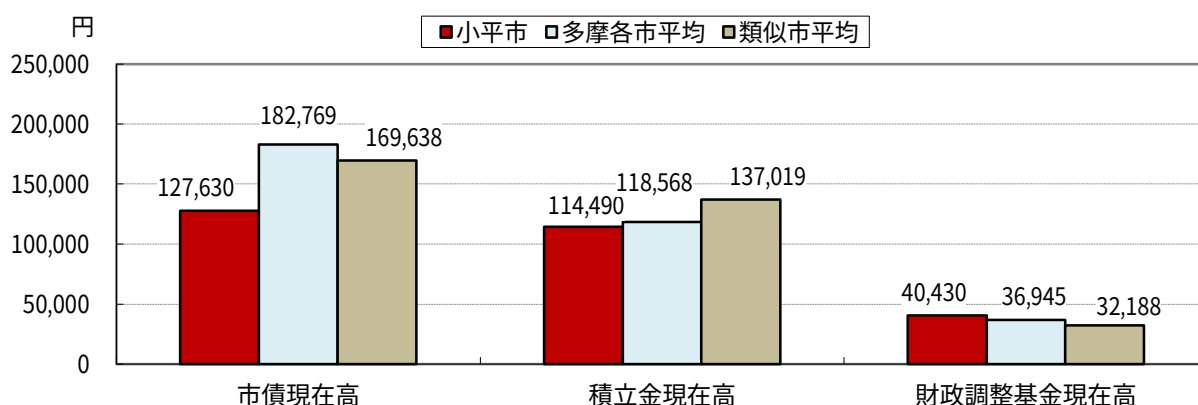
図表6-2 市民一人当たりの歳出の比較



市民一人当たりで見ると、義務的経費である人件費は24位、扶助費は20位、公債費は18位であり、多摩各市平均及び類似市平均を下回る位置にあります。

義務的経費以外については、物件費は12位、補助費等は11位、投資的経費は11位と中位に位置し、繰出金は22位と低い位置になっています。

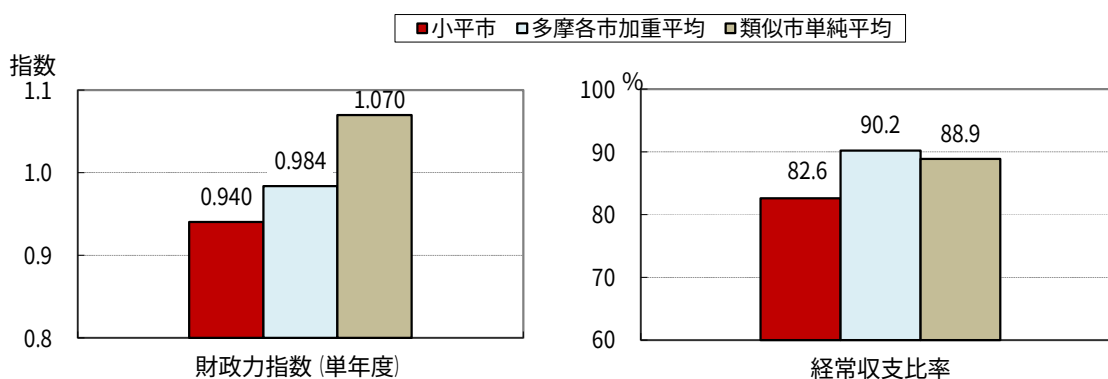
図表6－3 市民一人当たりの市債、積立金現在高及び財政調整基金現在高の比較



市の借金である市債現在高の市民一人あたりは、少ない方から数えて5番目、市の貯金にあたる積立金現在高は、多い方から数えて9番目となっています。

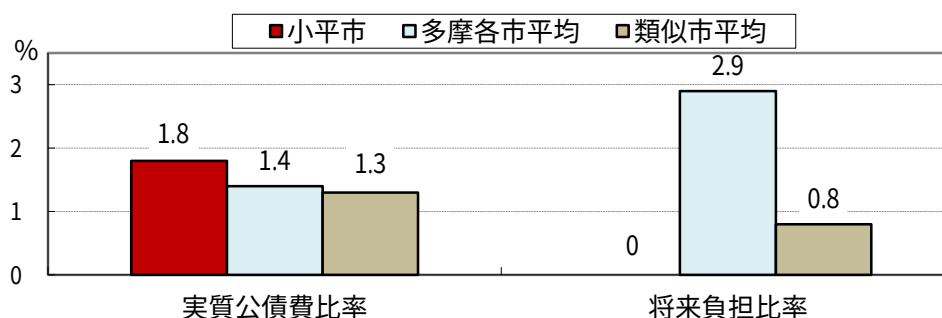
また、年度間の財源調整や災害などの不測の事態に備えるための財政調整基金は、令和5年度の市税の増収などにより現在高を増加させたことで、多摩各市平均及び類似市平均を上回り、多い方から数えた多摩26市中の順位も、令和4年度の24番目から8番目へ上がっています。

図表6－4 財政指標の比較



財政力の強弱を示す財政力指数（単年度）は、0.940となり、多摩26市中12位となりましたが、交付団体17市の中では3位に位置しています。財政の弾力性をあらわす経常収支比率は82.6%で、より弾力性のある方から数えて多摩26市中3位となっています。

図表6－5 財政健全化指標の比較



収入に占める公債費の割合を示した実質公債費比率は、多摩各市平均及び類似市平均を上回る数値となっており、数値の高い方から11番目となります。

将来負担すべき債務を示した将来負担比率は、多摩26市では小平市を含めた20市が0以下になっています。

2 小平市の財政状況

歳入では、市税が大手法人の業績の伸びなどに伴う法人市民税の増などにより大幅に増加した一方、国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などの減や、財政調整基金の繰入金の減などがあり、歳入全体の額としては前年度より約1億円の減となりました。

歳出では、大きな動きとしては財政調整基金の積立金や低所得世帯支援給付金給付事業の増がある一方、新型コロナウイルスワクチン接種関係の事業費の減のほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の減などがありました。

経常的な経費についてみると、民間保育園等運営事業や障害者自立支援給付費、医療扶助費など扶助費の増加が続いており、歳出全体の額は前年度より約12億円の増となりました。

普通会計の市債現在高は、後年度の公債費を減少させるため、市債借入額を償還額以下に抑えるよう借入れを慎重に行ってきたことで、市民一人当たりの市債現在高については、多摩各市平均よりも低い数値となっています。今後は、将来のまちづくりに向けた都市計画事業や市街地再開発事業、公共施設の老朽化に伴う維持補修工事や更新工事が予定されており、このような事業を円滑に進めるための財源として、また世代間の負担の公平性を図るためにもこれまで以上に市債の借入れが必要となります。このため、市債現在高は増加していくと考えていますが、これまでの市債現在高の減少を活かして、後年度の過度な負担とならないよう、将来を見据えた財政運営を進める必要があります。

積立金現在高は、市民一人当たりでは多摩各市平均、類似市平均よりも低い数値となっています。災害などの不測の事態に備えるための財政調整基金については、多摩各市の中でも低い水準で推移していましたが、令和5年度は法人市民税が大幅に伸びたことなどにより、基金残高を大きく増額できたことで、多摩26市中の順位も24位から8位へ大きく上がりました。しかしながら、小平市の法人市民税収は年度間の変動が大きく、また市税の増額は翌年度以降の普通交付税等の交付額の減少につながるなど、市の財政状況の厳しさは続くものと思われます。今後の財政需要に備えるためにも、基金残高の確保に取り組む必要があります。

財政の弾力性を示す経常収支比率について、数値の分子と分母を見てみると、分子である経常経費充当一般財源については、令和4年度と比べて約10億円増となっており、引き続き高い水準にあります。一方、分母である経常一般財源については、財源補てんのための地方交付税、臨時財政対策債などが減少したものの、法人市民税の大幅な増などにより、令和4年度と比べて約25億円の増となり、この結果、経常収支比率は令和4年度に比べて2.6ポイント改善しています。分母である法人市民税の大幅な増額がなければ数値は悪化していたことも考えられるため、財政の弾力性を確保し、新たな行政需要に対応するためには今後も経常経費の削減に取り組む必要があります。

財政健全化判断比率の将来負担比率は、平成 22 年度以降継続して将来負担がマイナスとなっています。また3か年平均実質公債費比率は、令和4年度と比べて0.1ポイントの減と改善しましたが、類似市及び多摩各市平均を上回る結果となっています。

市全体の債務残高の減少に伴い、健全化判断比率はいずれも低い数値で推移しています。

今後、歳入の根幹となる市税においては、令和5年度は、大手法人の業績の伸びに伴い、法人市民税が大幅に増加したことなどにより過去最高となったものの、社会経済を支える生産年齢人口の減少やふるさと納税による市税の流出などにより、この先の状況の見通しを立てることは大変難しくなっています。

一方、歳出においては、障害者自立支援給付費等の社会福祉費や、国及び都ともに拡充傾向にあるこども・子育て支援施策に係る児童福祉費、高齢化の進展による高齢者福祉費の増加のほか、老朽化する公共施設の維持補修・更新や都市計画事業等の投資的経費の増加も見込まれます。

さらに、新型コロナウイルス感染症が令和5年に5類感染症に移行し、社会経済活動はコロナ禍以前の状況におおむね戻ったといえますが、エネルギーや食料品をはじめとした様々な分野にわたる物価高騰や円安等の影響も長期化しており、歳出全体としても増加傾向は続くものと思われます。

依然として、社会・経済情勢の動向は、先行きを見通すことが困難な状況にあることから、今後の社会経済情勢の変化や、国等の経済対策の動向を注視しながら、財政の健全性を確保するとともに、国や都と役割分担をして連携しながら、安定的な市民サービスの維持に向けて行財政運営を図る必要があります。



資

料

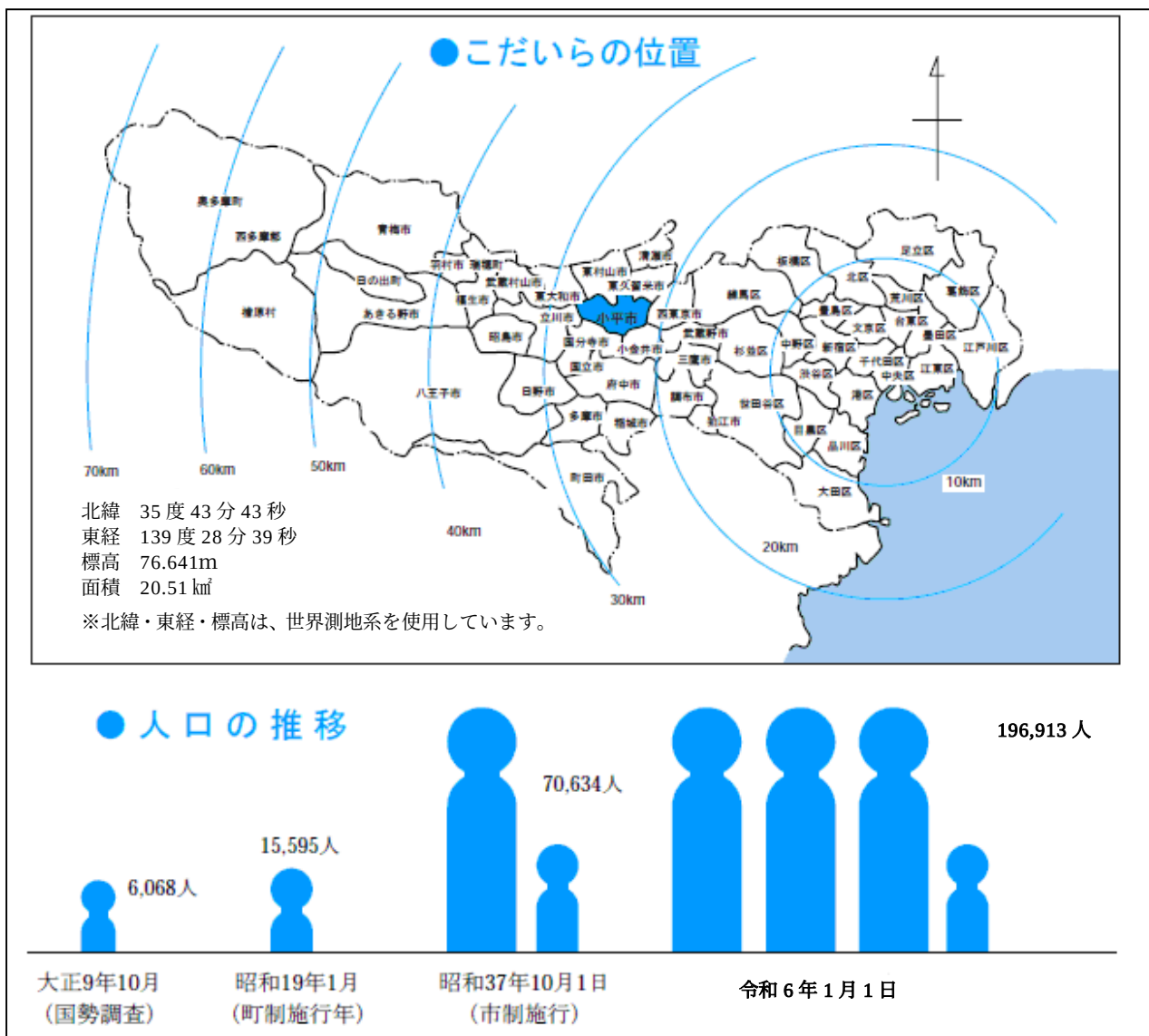
1 市の概要

小平市は、東京都多摩地区の東北部、いわゆる武蔵野台地にあり、都心から西に26kmの距離にあります。

小平の歴史を見つめてきたケヤキ並木の残る青梅街道が、市の中央部を東西に貫き、これと並行して南に五日市街道、北に東京街道、新青梅街道が、さらに南北には府中街道、新小金井街道、小金井街道が通り抜けています。

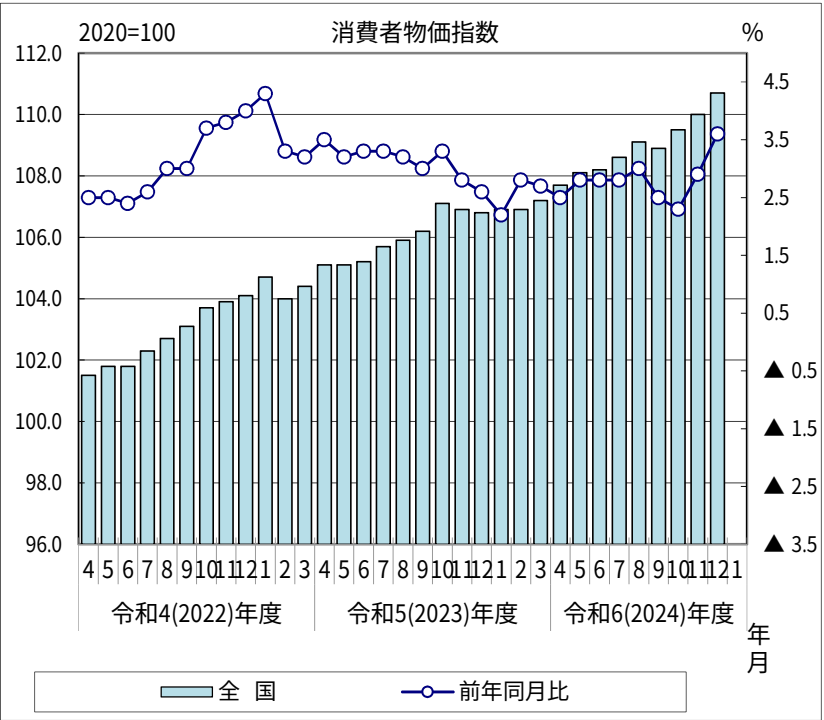
また、五日市街道にそって玉川上水があり、その沿道は緑の散歩道として市民に親しまれています。

鉄道は、JR 武蔵野線、西武新宿線、西武国分寺線、西武多摩湖線、西武拝島線が通り、市内には7駅があり、市の境には3駅があります。



2 消費者物価指数の推移

		全 国 (2020=100)	前年同月比 (単位：％)
令和 4 (2 0 2 2) 年度	4	101.5	2.5
	5	101.8	2.5
	6	101.8	2.4
	7	102.3	2.6
	8	102.7	3.0
	9	103.1	3.0
	10	103.7	3.7
	11	103.9	3.8
	12	104.1	4.0
	1	104.7	4.3
	2	104.0	3.3
	3	104.4	3.2
令和 5 (2 0 2 3) 年度	4	105.1	3.5
	5	105.1	3.2
	6	105.2	3.3
	7	105.7	3.3
	8	105.9	3.2
	9	106.2	3.0
	10	107.1	3.3
	11	106.9	2.8
	12	106.8	2.6
	1	106.9	2.2
令和 6 (2 0 2 4) 年度	2	106.9	2.8
	3	107.2	2.7
	4	107.7	2.5
	5	108.1	2.8
	6	108.2	2.8
	7	108.6	2.8
	8	109.1	3.0
	9	108.9	2.5
	10	109.5	2.3
	11	110.0	2.9
	12	110.7	3.6
	1		
	2		
	3		



消費者物価指数は、物とサービスの小売価格の水準を示す指数で、サービスのウエイトが高いのが特徴です。サービス価格はコストに占める人件費の比重が高いため、需給関係だけでなく、賃金の影響も受けやすくなります。

出典：総務省「消費者物価指数月報」

令和7年1月31日現在

3 完全失業率・有効求人倍率の推移

(単位：％)

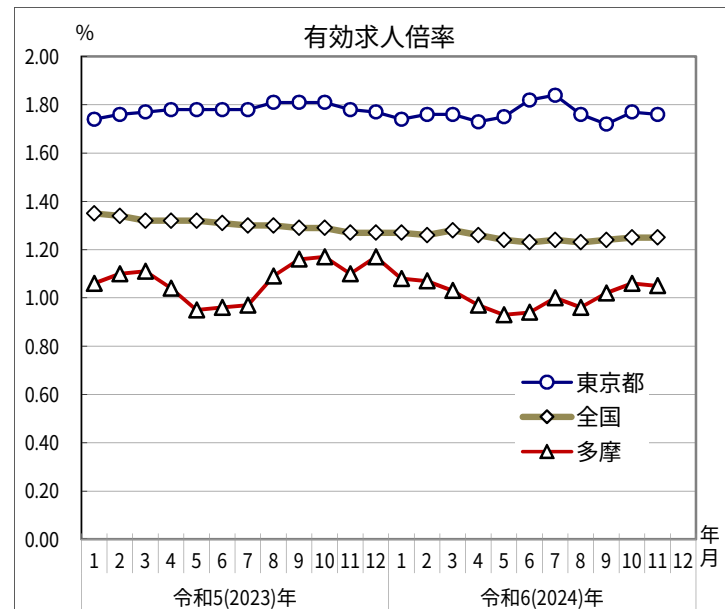
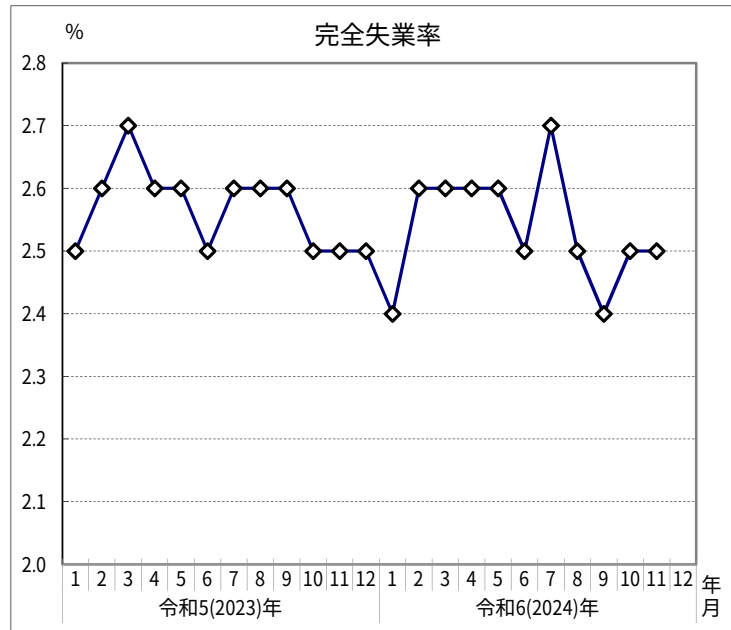
		完 全 失 業 率	有効求人倍率		
			全国	東京都	多摩
令和5 (2023)年	1	2.5	1.35	1.74	1.06
	2	2.6	1.34	1.76	1.10
	3	2.7	1.32	1.77	1.11
	4	2.6	1.32	1.78	1.04
	5	2.6	1.32	1.78	0.95
	6	2.5	1.31	1.78	0.96
	7	2.6	1.30	1.78	0.97
	8	2.6	1.30	1.81	1.09
	9	2.6	1.29	1.81	1.16
	10	2.5	1.29	1.81	1.17
	11	2.5	1.27	1.78	1.10
	12	2.5	1.27	1.77	1.17
令和6 (2024)年	1	2.4	1.27	1.74	1.08
	2	2.6	1.26	1.76	1.07
	3	2.6	1.28	1.76	1.03
	4	2.6	1.26	1.73	0.97
	5	2.6	1.24	1.75	0.93
	6	2.5	1.23	1.82	0.94
	7	2.7	1.24	1.84	1.00
	8	2.5	1.23	1.76	0.96
	9	2.4	1.24	1.72	1.02
	10	2.5	1.25	1.77	1.06
	11	2.5	1.25	1.76	1.05
	12				

出典：総務省「労働力調査」
多摩信用金庫「多摩の経済データ」

※完全失業率：季節調整値

※有効求人倍率：

全国・東京都は、季節調整値
多摩地域は、季節調整前の値（青梅、立川、八王子、府中、町田、三鷹の各ハローワーク資料。値は一般の数値による。ただし町田のみ常用の数値を使用。新規学卒者を除き、パートタイムを含む。）



完全失業率…労働力人口（満15歳以上で働く意思を持つ人）に占める完全失業者数の割合です。

有効求人倍率…有効求人数を有効求職数で割ったものです。

令和7年1月31日現在

4 プライマリーバランスの推移

(単位：千円)

年度	地方債償還額 A	地方債発行額 B	財政調整基金 積立額 C	財政調整基金 取崩額 D	減債基金 積立額 E	減債基金 取崩額 F	プライマリー バランス A－B＋C－ D＋E－F
H21	4,416,488	2,142,200	558,735	860,000	823		1,973,846
H22	4,471,625	2,568,800	887,150	814,000	50,533		2,026,508
H23	4,446,786	3,421,700	322,817	725,000	382		623,285
H24	4,517,384	3,662,234	812,657	720,000	396		948,203
H25	4,428,772	2,906,000	1,173,823	530,000	426		2,167,021
H26	3,978,712	2,353,600	1,377,306	720,000	425		2,282,843
H27	3,428,695	2,726,100	624,364	540,000	453		787,412
H28	3,398,688	1,629,692	587,085	1,880,000	343		476,424
H29	3,516,766	2,300,328	821,318	500,000	73	100,000	1,437,829
H30	3,565,877	3,335,890	773,503	620,000	51	100,000	283,541
R元	3,493,439	2,478,062	994,048	1,110,000	1		899,426
R2	3,343,309	3,401,962	1,066,498	1,130,000	1		△122,154
R3	3,234,512	2,857,462	1,579,065		1		1,956,116
R4	3,241,253	3,149,578	3,158,001	3,050,000			199,676
R5	3,183,319	2,877,572	5,641,316	2,205,000	132,469		3,874,532

国の方式では、基礎的財政収支（プライマリーバランス）を公債の利払費と償還費を除いた歳出と公債発行収入を除いた歳入で算出していますが、小平市は地方債、財政調整基金、減債基金の増減で算出しています。

これは、国方式では、収入-支出が算入されますが、収入-支出には翌年度へ繰り越される財源なども含まれ、基礎的財政収支に加算することが適切でないと考えためです。

財政用語の解説

あ行

い じ ほしゅうひ

維持補修費

市が管理する公共施設を良好な状態に維持するためのお金です。

い そんざいげん

依存財源 ⇔ 自主財源

国や都の基準により決められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。
地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などがあります。

い ち じかりいれきん

一時借入金

一会計年度内において、市の手持ち現金が不足した場合に一時的に借り入れるお金です。

い ち ぶ じ む くみあい

一部事務組合

市町村がごみ処理や病院事業などの事務を複数の市町村と共同して行うため設立した団体をいいます。

い っ ぱんかいけい

一般会計 ⇔ 特別会計・下水道事業会計

福祉や教育などの行政サービスや、道路や公園の整備などを行う市の中心となる会計です。広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため会計を一般会計と特別会計・下水道事業会計に区別しています。

い っ ぱんざいげん

一般財源 ⇔ 特定財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使うことができる収入です。市税、地方交付税、各種交付金などがあります。

えいせいひ

衛生費

予防接種、健康診断などの保健衛生や、ごみの処理、リサイクルなどに使われるお金です。

か行

ぎ か い ひ

議会費

議員の報酬など市議会の運営に使われるお金です。

ききん 基金

特定の目的を達成するために資金を積み立てたり、運用したりするために設けられた市の貯金です。

健康福祉基金、育英基金、緑化基金などがあります。

きさいせいげんひりつ 起債制限比率

市における公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつです。地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合で、通常は3年間の平均を用います。

きじゅんざいせいしゅうにゆうがく

基準財政収入額 ⇔ 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いられるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

きじゅんざいせいしゅうようがく

基準財政需要額 ⇔ 基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要に充当される一般財源を、一定の方法によって算定した額です。

ぎむてきけいひ

義務的経費

歳出のうち、その支出が義務付けられていて、任意に削減ができない硬直性の強い経費のことです。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金である公債費の3つの経費を指します。

きょういくひ

教育費

小・中学校などの学校教育や、公民館、図書館、体育施設の管理運営などの社会教育に使われるお金です。

くりいれきん

繰入金

基金の取り崩しや他会計から繰り入れたお金です。

くりこしきん

繰越金

前年度から当該年度に繰り越されたお金のことで、当該年度の歳入に編入されます。

くりこしめいきよひ

繰越明許費

歳出予算の経費のうち、その性質上又は歳入歳出予算成立後の理由により、当該年度

内に支出が終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができる経費です。

くりだしきん

繰出金

特別会計の不足分を補うためなどに、一般会計から支出されるお金です。

けいしきしゅうし

形式収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いたものです。

けいじょういつぱんざいげん

経常一般財源

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入のことです。

けいじょうしゅうしひりつ

経常収支比率

人件費や公債費などのように毎年決まって支出される経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の、市税などのように毎年度決まって収入される一般財源（経常一般財源）に対する割合を見ることで、その団体の財政構造の弾力性を判断するものです。この割合が低いほど財政構造に弾力性があることとなります。

げんさいききん

減債基金

地方債の償還のために地方自治法第 241 条の規定に基づいて設けられる基金の一つをいいます。住民参加型市場公募債の満期一括償還などの財源とします。

げんぜい ほ て ん さい

減税補てん債

恒久的な減税及び平成 15 年度税制改正における先行減税等による地方公共団体の減収分を埋めるために、地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債です。

税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に投資的経費以外の経費にも充当できます。

平成 19 年度に定率減税が廃止されたことに伴い、平成 18 年度で廃止されました。

こうえいきぎょうかいけい こうえいきぎょうかいけい

公営企業会計・公営事業会計

地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものです。公営企業会計には下水道事業が、公営事業会計には国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各事業が該当します。

こうさいひ

公債費

市が借り入れた借金の元金及び利子を返済するために使われるお金です。

こうさいひりつ 公債費比率

市債の償還に充てられた一般財源の、標準財政規模に対する割合をみる指標で、この数値が高いほど、将来の財政負担が拘束される度合いが強いということになり、財政硬直化の一因となります。

こうさいひふたんひりつ 公債費負担比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合のことです。

こっこししゅつきん 国庫支出金

国から市に交付されるお金で、その使途が特定されています。国と市の経費負担区分に基づき、国が市に対して支出する負担金や委託金、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等があります。

さ行

ざいさんしゅうにゅう 財産収入

市が所有する財産を貸し付け、または売り払うことにより生じる収入です。市有地の売り払い収入や基金利子などがあります。

ざいせいちょうせいきん 財政調整基金

市における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てたもので、経済の不況等により大幅な税収減となったり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に活用します。

ざいせいりよくしすう 財政力指数

普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値のことです。この指数が1を超えると普通交付税の不交付団体となります。財政力指数が高いほど財政に余裕があるといえます。統計や調査においては、通常、過去3年間の平均値を財政力指数とします。

しさい 市債

市が国や金融機関などから長期的に借り入れる資金のことです。借り入れた資金は公共施設の建設などに充てられます。

じしゅざいげん 自主財源 ⇔ 依存財源

市が自主的に収入しうる財源です。市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入などがあります。

じっしつあかじひりつ 実質赤字比率

一般会計と公営事業以外の特別会計を対象とした標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことです。

じっしつこうさいひりつ 実質公債費比率

地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標で、標準的な財政規模に対する公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の占める割合の、過去3年間の平均をいいます。公債費に充てられる特定財源や、地方交付税により措置のある財源等を除いて計算します。

じっしつしゅうし 実質収支

歳入歳出差し引き額から、繰越明許費などに係る翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

しょうこうひ 商工費

商工業の振興、育成、促進や消費生活相談などに使われるお金です。

しょうぼうひ 消防費

消防や防災に使われるお金です。

しょうらいふたんひりつ 将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何年間分であるかを表した指標です。土地開発公社や第三セクターの債務についても含まれます。

しょうりょうおよびてすりょう 使用料及び手数料

使用料は公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、利用者から徴収するお金で、公立保育園や有料自転車駐車場の使用料などがあります。

手数料は特定のものに提供するサービスに対して徴収するお金で、住民票や各種証明書の交付などの手数料があります。

しょうしゅうにゅう 諸収入

他の収入科目に含まれない収入です。延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入などがあります。

じんけんひ 人件費

職員の給料や委員の報酬などに使われるお金です。

そうむひ 総務費

庁舎管理、戸籍や住民基本台帳の事務、税金の賦課や徴収、選挙、統計調査などに使われるお金です。

た行

たんねんどしゅうし 単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。当該年度のみ
の収支を表します。

ちほうこうふぜい 地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の一定割合を財源として、全国
どの市町村に住んでいても一定水準のサービスが受けられるよう、国が一定基準により
市に交付するものです。

ちほうじょうよぜい 地方譲与税

国税として徴収したものを、そのまま市に対して譲与するものです。地方揮発油譲与
税、自動車重量譲与税などがあります。

つみたてきん 積立金

特定の目的のために設けられた基金（貯金）に積み立てるお金です。

とうしてきけいひ 投資的経費

道路、公園、学校等の施設の建設や用地の購入など社会資本の整備に要する経費であ
り、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなるお金です。

どうろとくいていざいげん 道路特定財源

受益者負担の考え方に基づき、道路の整備費を自動車利用者に負担していただく制度
です。道路特定財源に係る譲与税・交付金には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲
与税、環境性能割交付金がありますが、平成 21 年度税制改正により用途の制限が廃止さ
れました。

地方揮発油税・・・自動車の燃料であるガソリンにかかる税

自動車重量税・・・車検の際に、自動車の重量に応じて負担する税

自動車税環境性能割・・・自動車を取得する際に、燃費性能等に応じてかかる税

とくいていざいげん 特定財源 ⇔ 一般財源

財源の用途が特定されている収入です。国庫支出金、都支出金、市債などがあります。

とくべつかいけい げすいどうじぎょうかいけい

特別会計・下水道事業会計 ⇔一般会計

特定の収入と支出によって運営される会計です。特定の目的のための会計で、一般会計とは区分されます。小平市では国民健康保険事業、後期高齢者医療（平成 20 年度創設）、介護保険事業の 3 つの特別会計と下水道事業会計があります。

とくべつこうふぜい

特別交付税

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要等を考慮して交付されます。

と し しゅつきん

都支出金

都が市の特定の経費に対して交付するもので、都負担金、都補助金、委託金に分類されます。

ど ぼく ひ

土木費

都市計画、道路・橋りょう、公園、区画整理の整備などに使われるお金です。

な行

のうぎょうひ

農業費

農林水産業の振興、育成、促進などに使われるお金です。

は行

ひょうじゅんざいせい き ぼ

標準財政規模

標準的な状態で、通常収入されるであろう市の一般財源の規模を示すものです。

ふじょひ

扶助費

児童福祉法、生活保護法などの法令に基づいて支給する児童手当、生活保護費などや、市が単独で支給する現金や物品などの各種扶助にかかるお金です。

ふつうかいけい

普通会計

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なり、各団体間の財政比較が難しいため、地方財政の実態を全国共通の統一基準で区分し直した会計です。

ふつうけんせつじぎょうひ

普通建設事業費

道路、公園、学校等の施設の建設や用地の購入など、社会資本の整備に係るお金です。

ふつこうふぜい 普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、国が定めた基準によって算定されます。一定水準の行政を行うための必要経費である基準財政需要額が、標準的に徴収が見込まれる収入である基準財政収入額を上回ると、財源不足団体として普通交付税が交付されます。

ぶっけんひ 物件費

施設の光熱水費、郵送料、物品の購入や事業の委託などにかかるお金です。

ぶんたんきんおよびふたんきん 分担金及び負担金

市が行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。特定保育所等の保育料などがあります。

ほじょひとう 補助費等

各種団体への補助金や、一部事務組合への負担金などにかかるお金です。

ま行

みんせいひ 民生費

児童、高齢者、障がい者、生活保護などの社会福祉の充実を図るために使われるお金です。

ら行

りんじざいせいたいさくさい 臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。後年度の償還額相当分については、全額地方交付税の基準財政需要額算入されることになっています。

るいじだんたい 類似団体

人口と産業構造の2要素の組み合わせによって各地方公共団体を分類し、同類型に属した団体のことです。

れんけつじっしつあかじひりつ 連結実質赤字比率

市の全ての会計の赤字額から黒字額を引いた額を、標準財政規模で割った比率です。

ろうどうひ 労働費

労働者の福祉の向上や、就労支援などに使われるお金です。

令和 6 年度版
小平市財政白書〈令和 5 年度決算〉

令和 7 年 3 月発行

編集・発行 小平市企画政策部財政課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目 1,333 番地

電 話 (042) 346-9504

ファックス (042) 346-9513

電子メール zaisei@city.kodaira.lg.jp

¥180